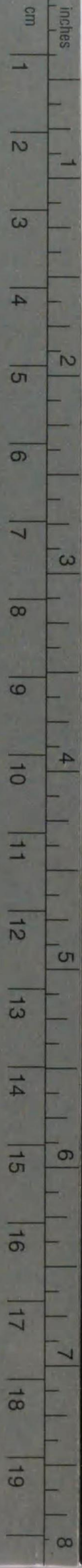


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak



739-37



1200501591641



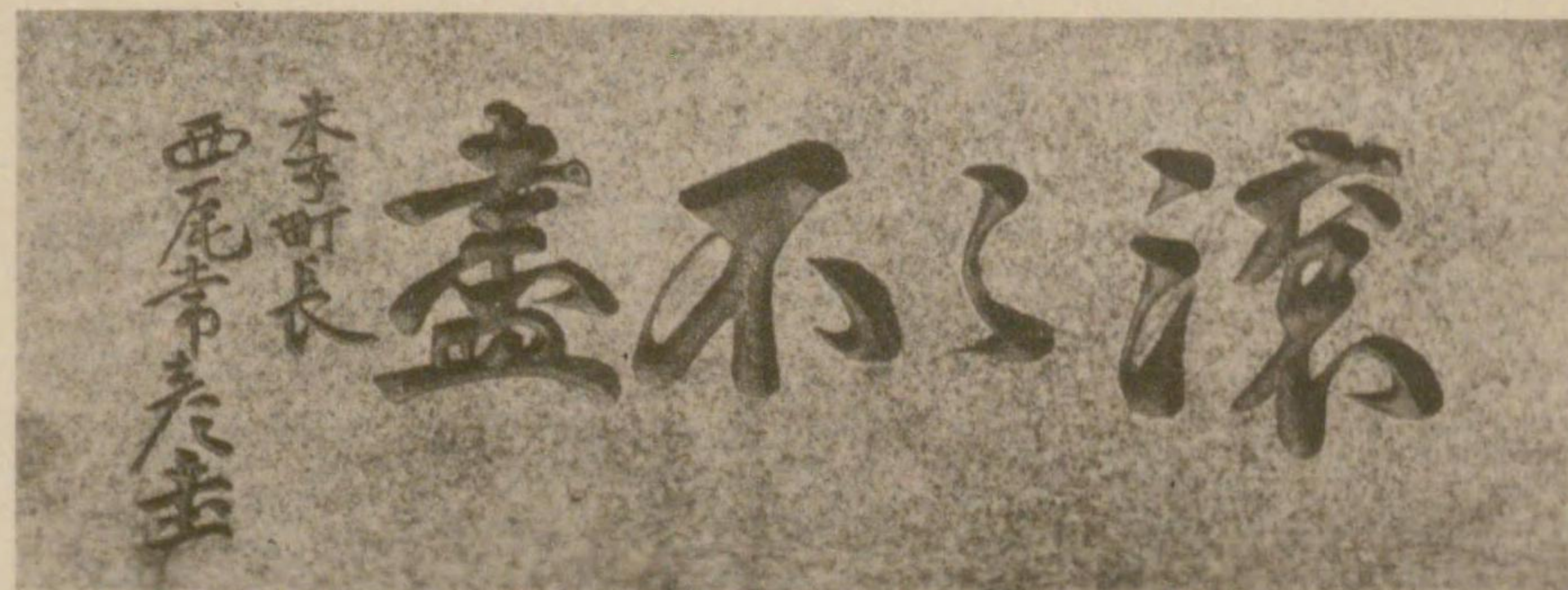


第一冊  
市求道誌





(書下閣郎次禮槻若 爵男) 額題碑念記



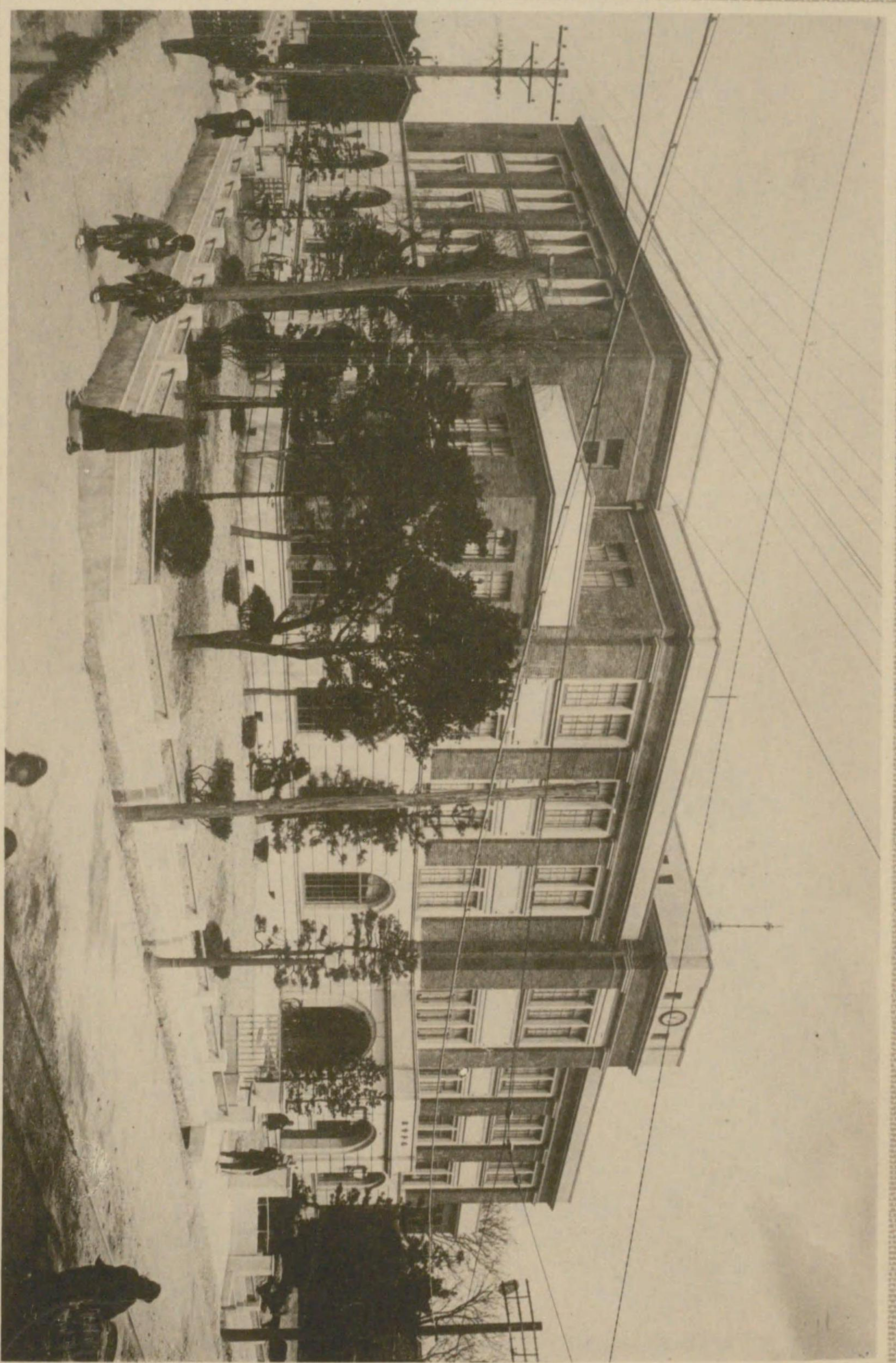
(書氏彦常尾西) 額口入池水配



(一 其) 景全市子米

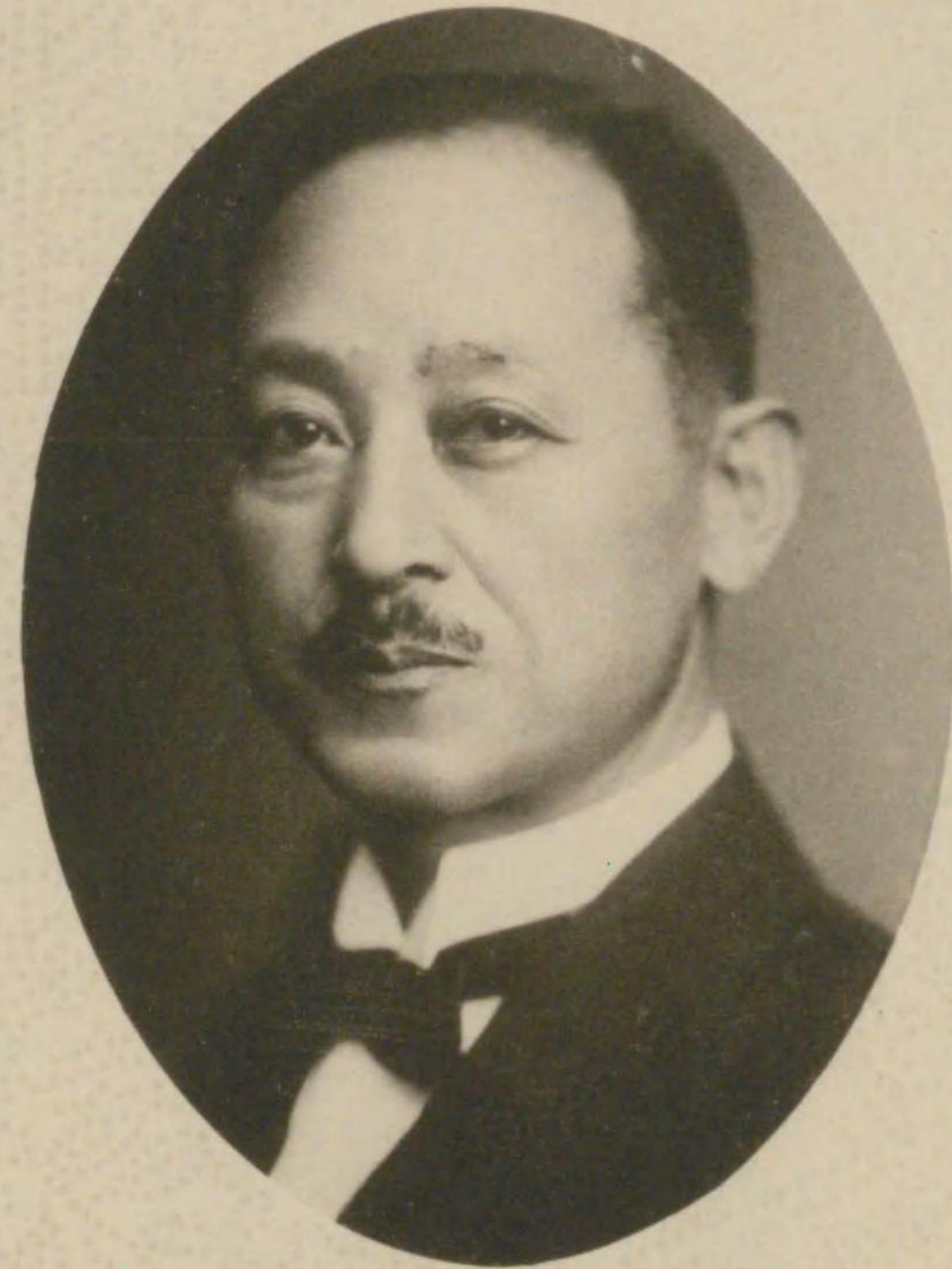


(二 其) 景全市子米



米子市廳舍

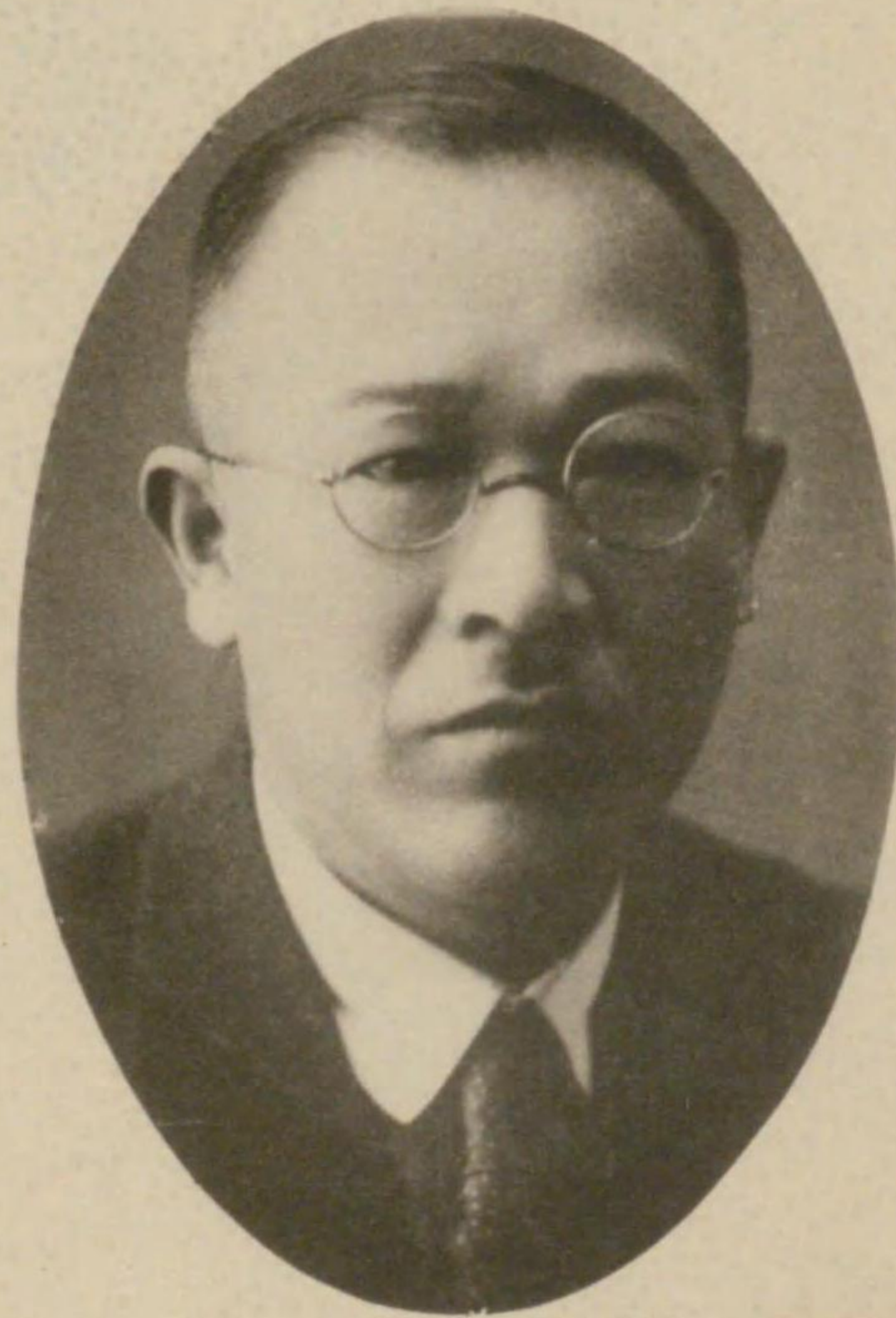




期三第期二第期一第  
長 市  
彦 常 尾 西

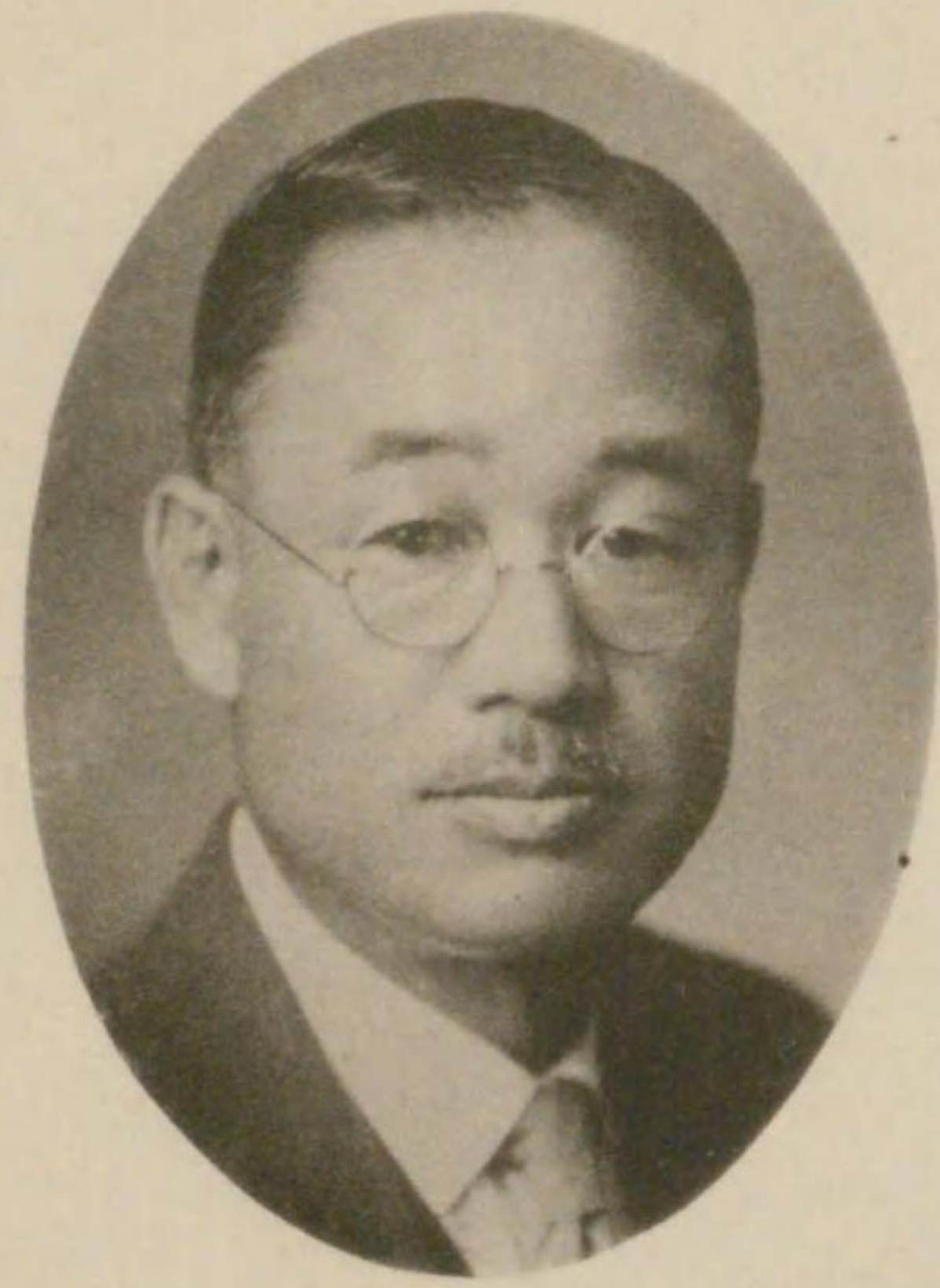


期三第期二第期一第  
役 入 收  
一 富 島 鹿



期三第期二第期一第  
役 助  
郎 一 龍 江 堀

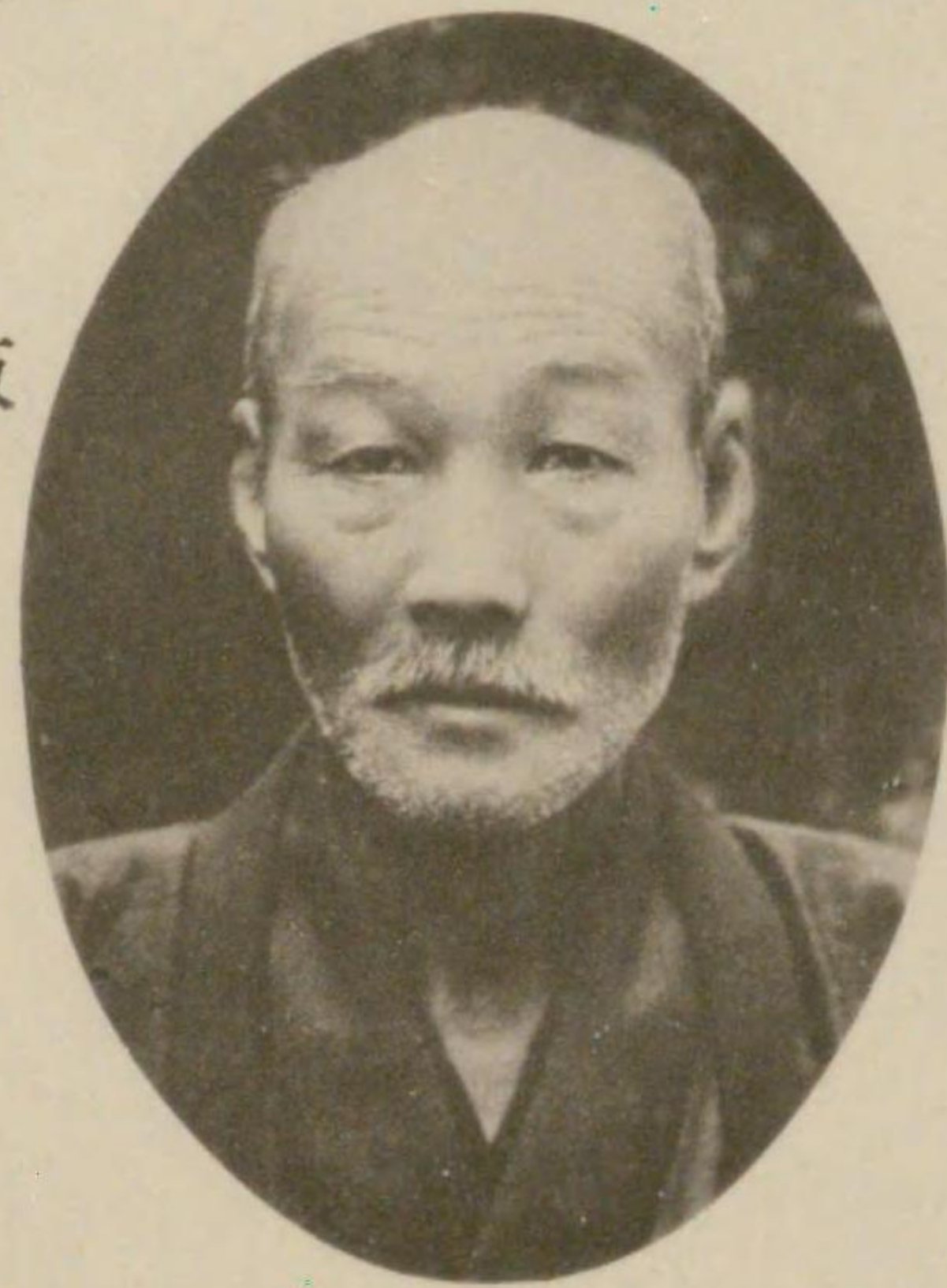




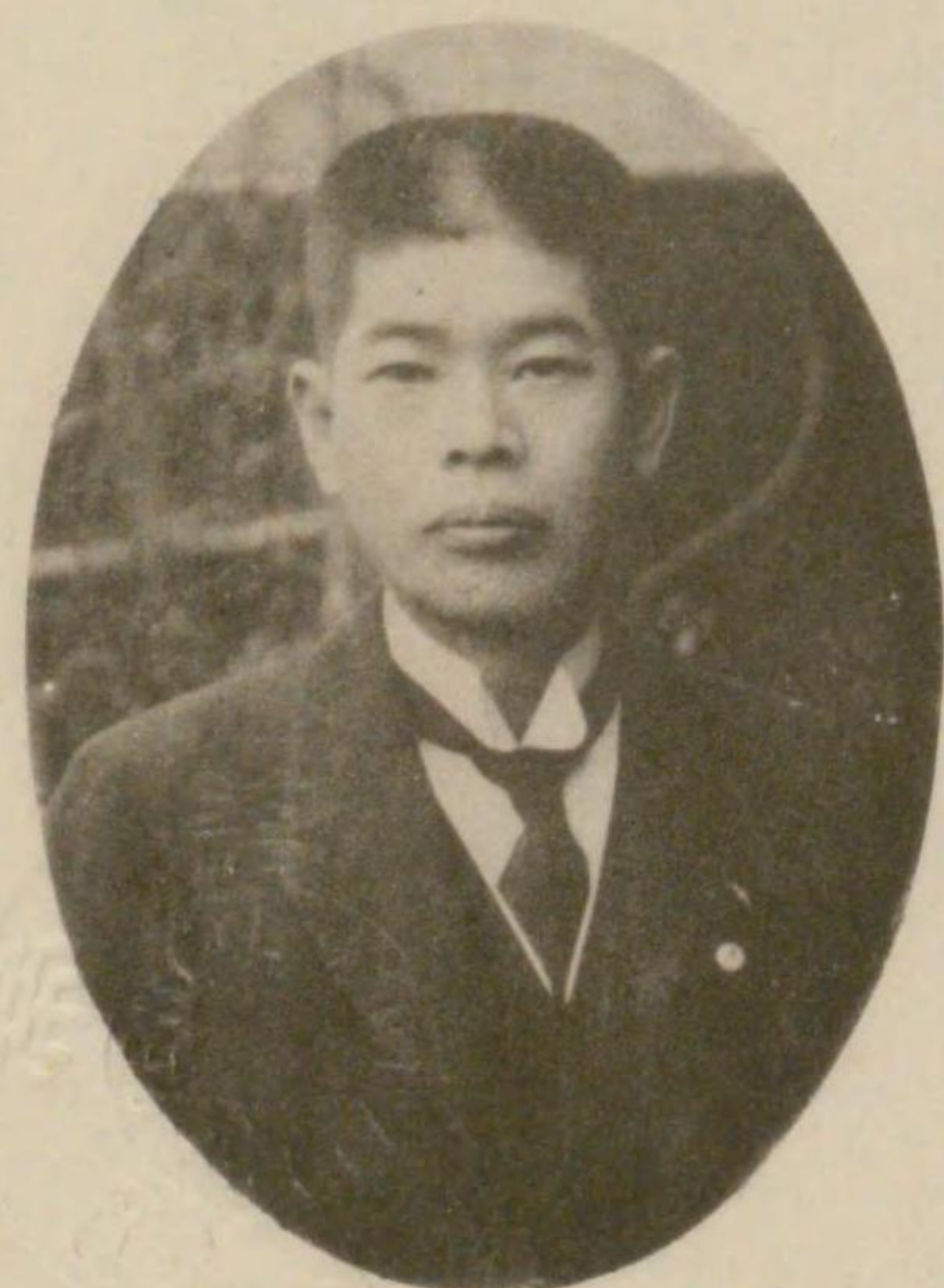
期二第  
長議會市  
市武口坂



期三第期一第  
長議會市  
德光藤遠



期一第  
長議副會市  
衛兵伊 森



期三第  
長議副會市  
進之章田石



期二第  
長議副會市  
助之勝部服







影撮念記員議會町子米期十第  
日九 年四十五大

員議會町時當決議設敷道水上





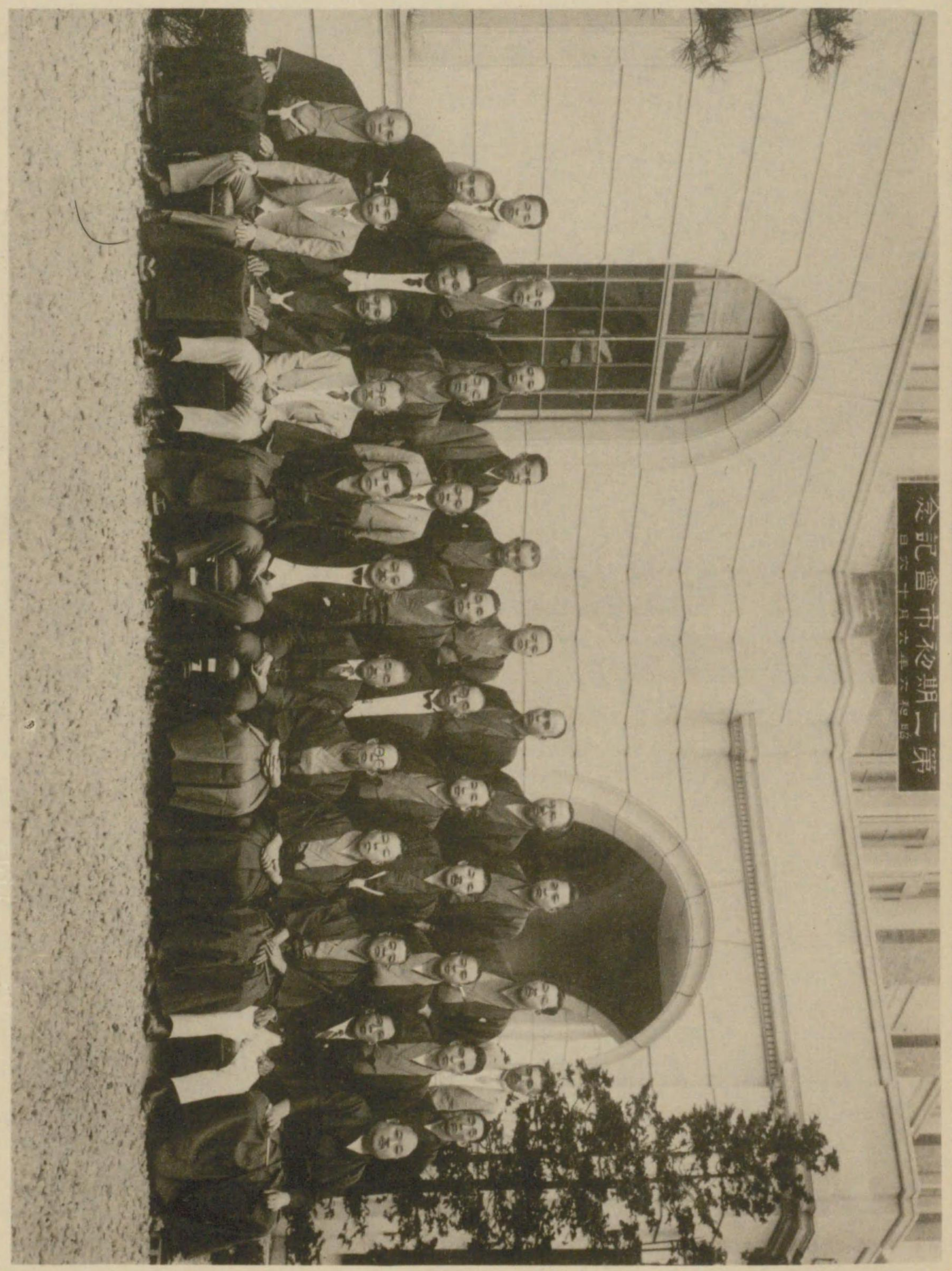
影撮念記員議會町子米期一十第  
月三年二想昭



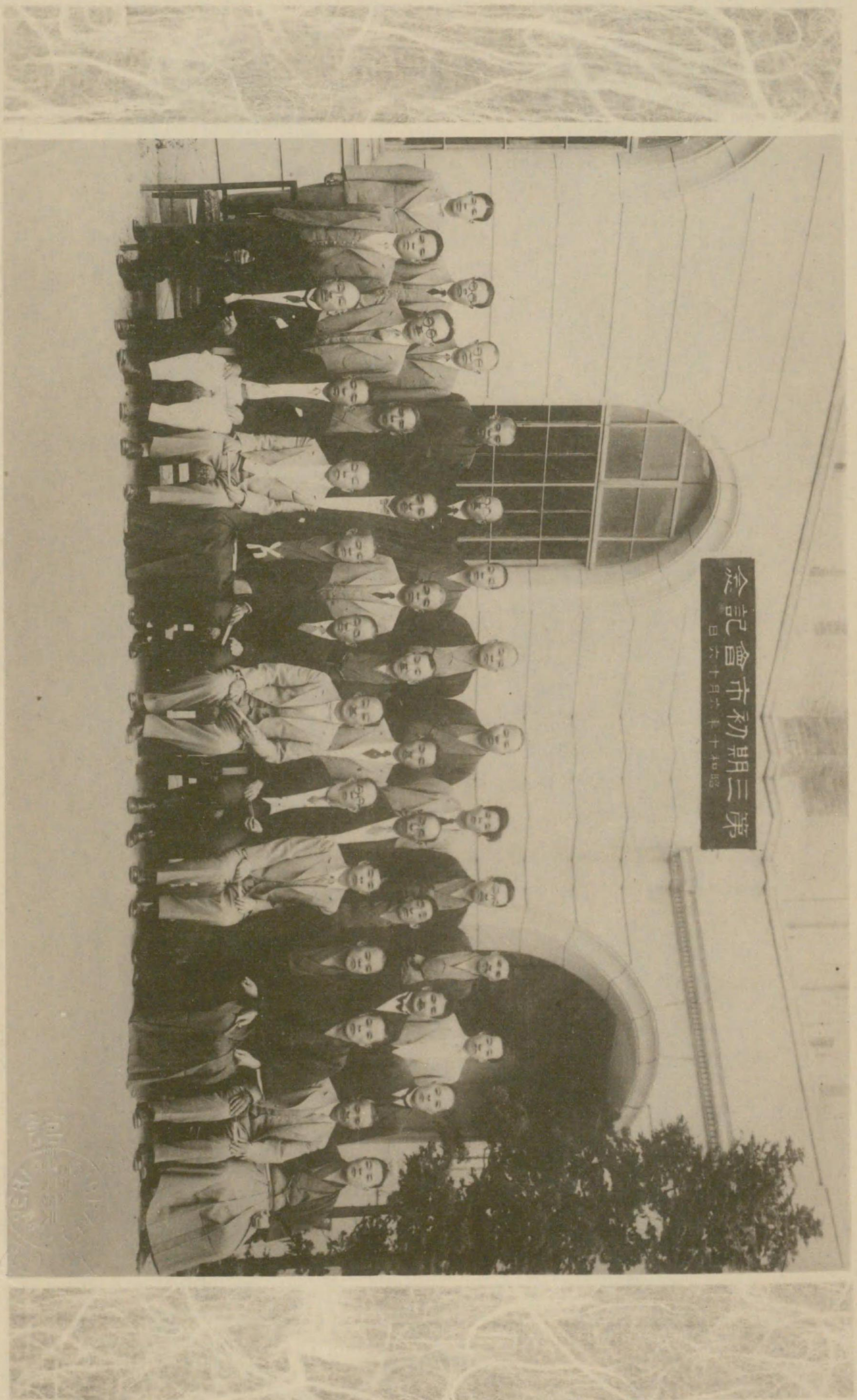
員議會町時當功竣道水上



第一屆米子市會議員  
第一屆米子市會議員



第二期市議員

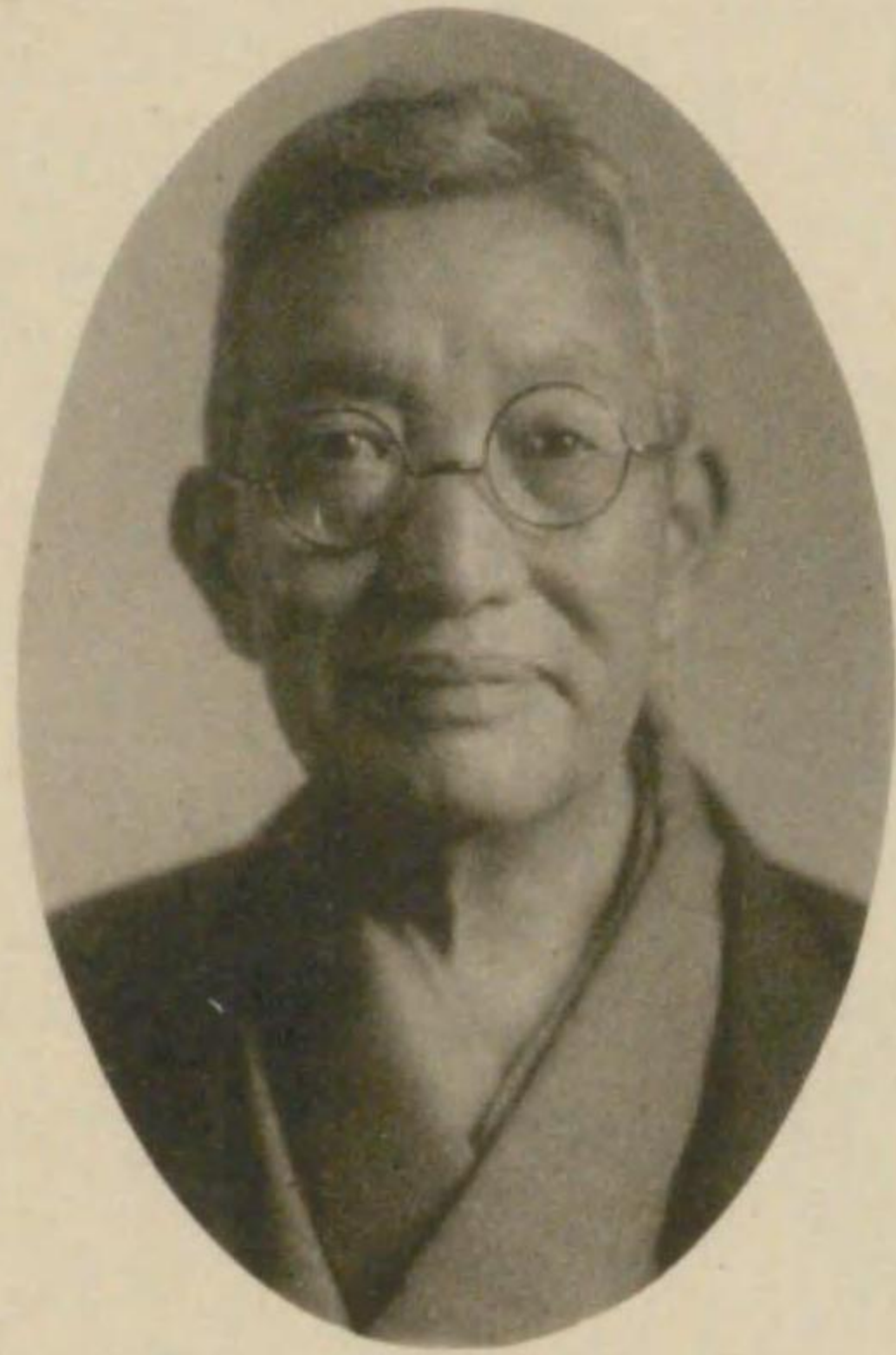


第三期市議會紀念  
民國十六年十月六日

第三期市議員



者 勞 功



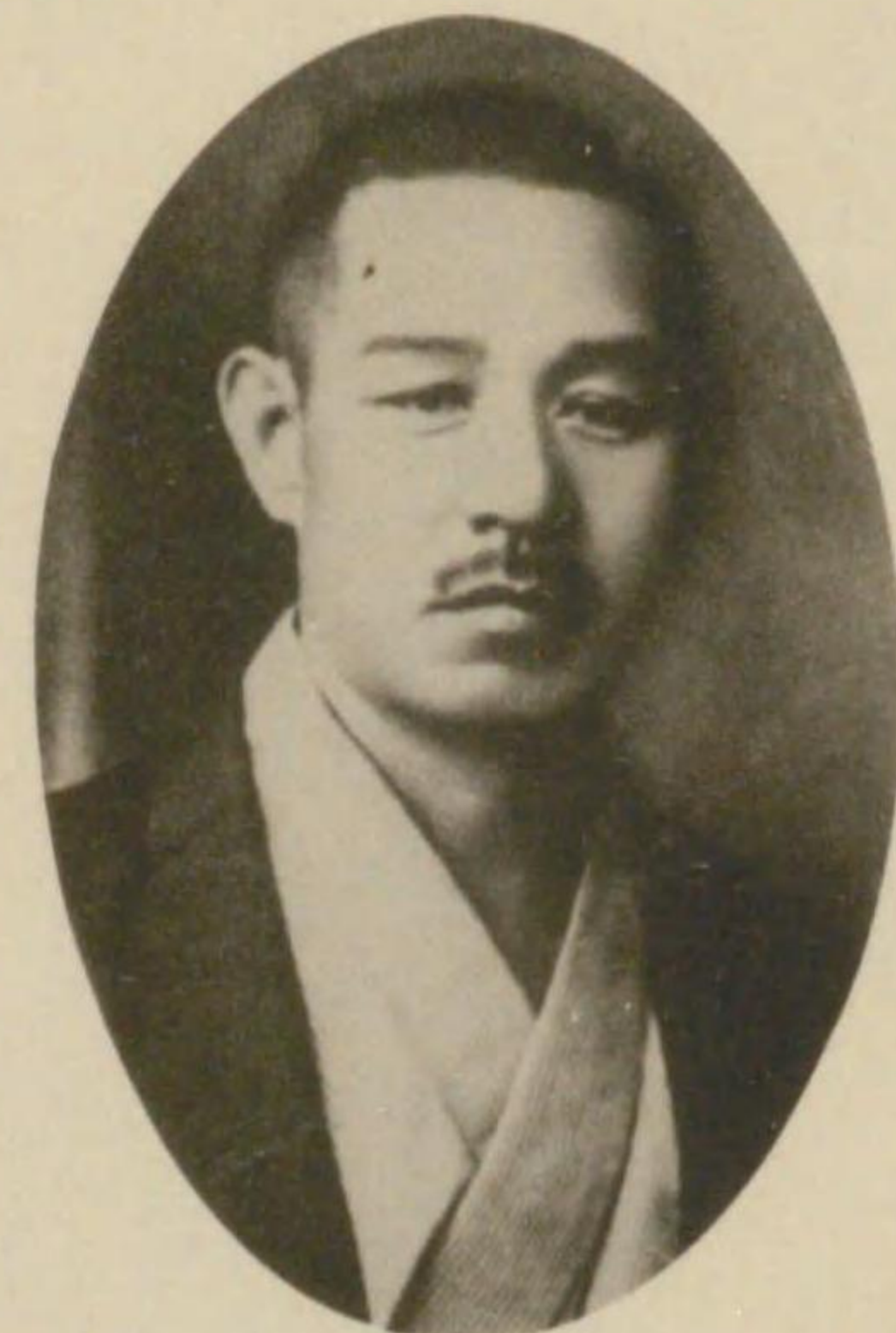
大谷誠夫



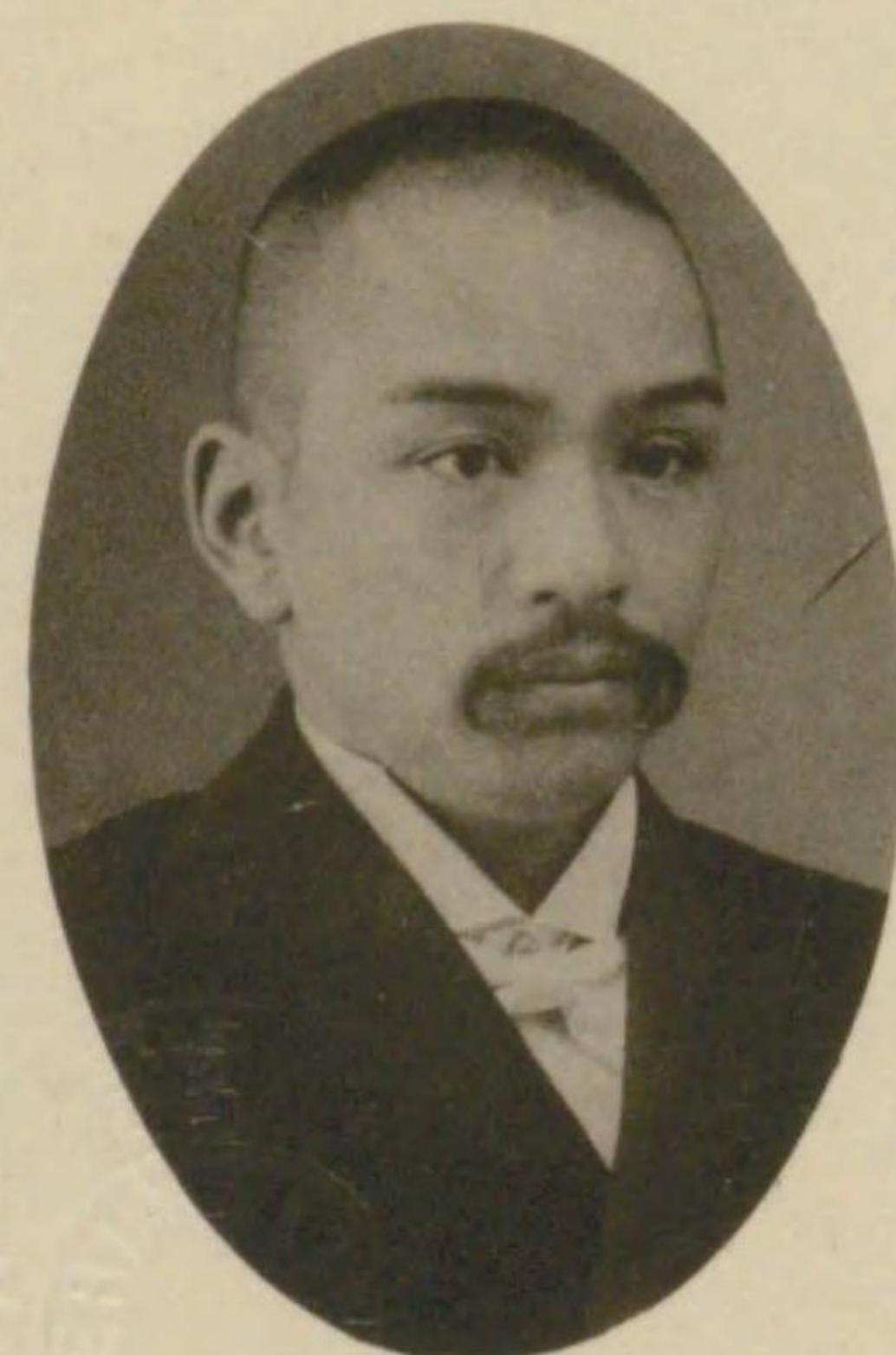
白上佑吉



三好榮次郎



坂口豊藏



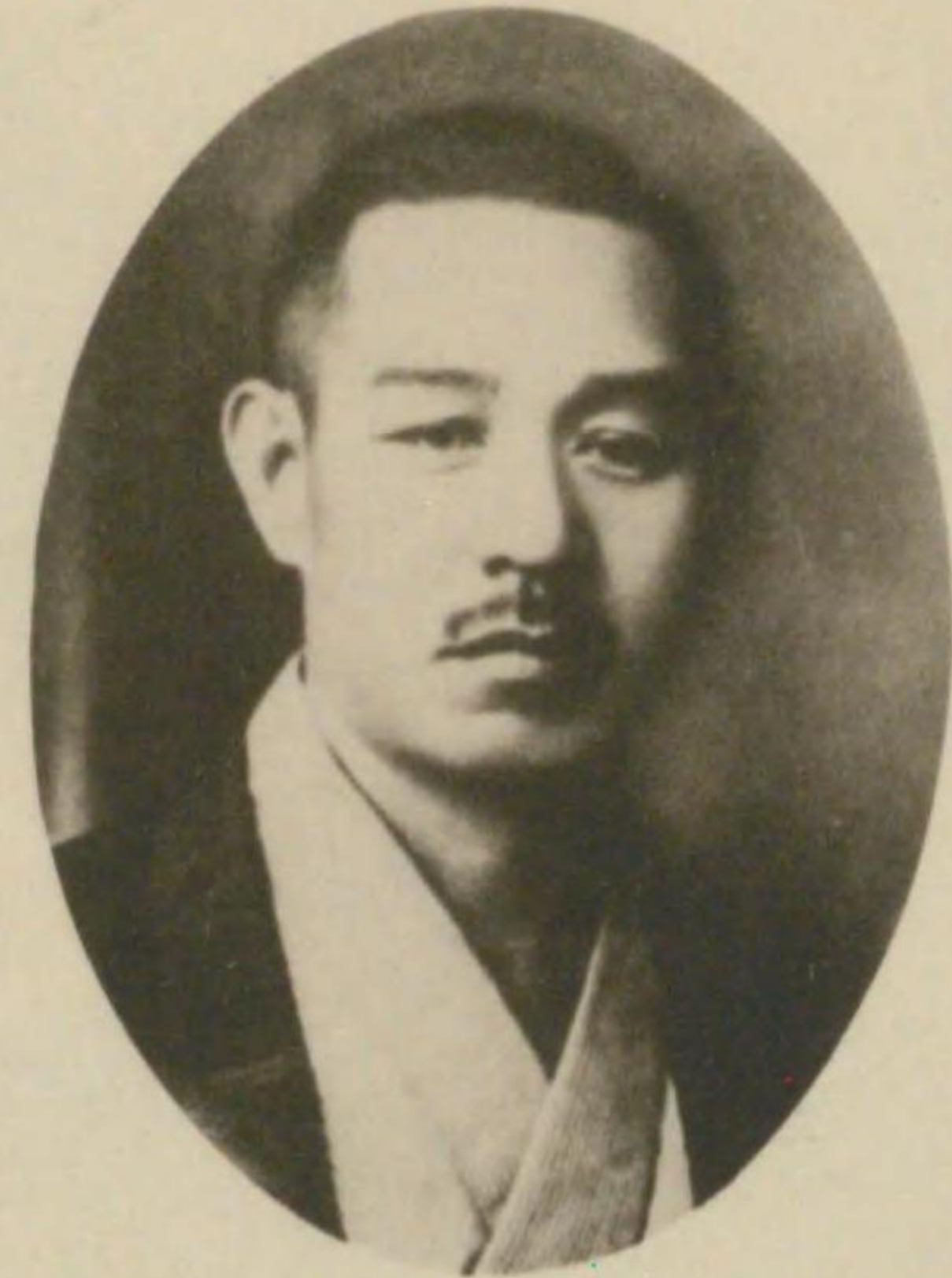
雜賀啓次郎



遠藤光徳



者 附 寄 額 多



圓 萬 參  
藏 豐 口 坂



圓 千 五  
門 衛 右 市 藤 後



圓 千 八  
郎 吉 嘉 島 名



圓 千  
吉 藤 村 中



圓 百 四 千  
郎 太 吉 尾 益



圓 千 貳  
郎 一 作 越 船





圓百七  
郎太芳野天



圓拾五百八  
藏邦木油



圓百六  
文兼井今



圓百六  
吉政庭神



圓拾五百六  
郎太竹田砂



圓拾五百六  
郎太芳西小



圓百四  
吉豐好三



圓參拾八百四  
衛兵吉村木



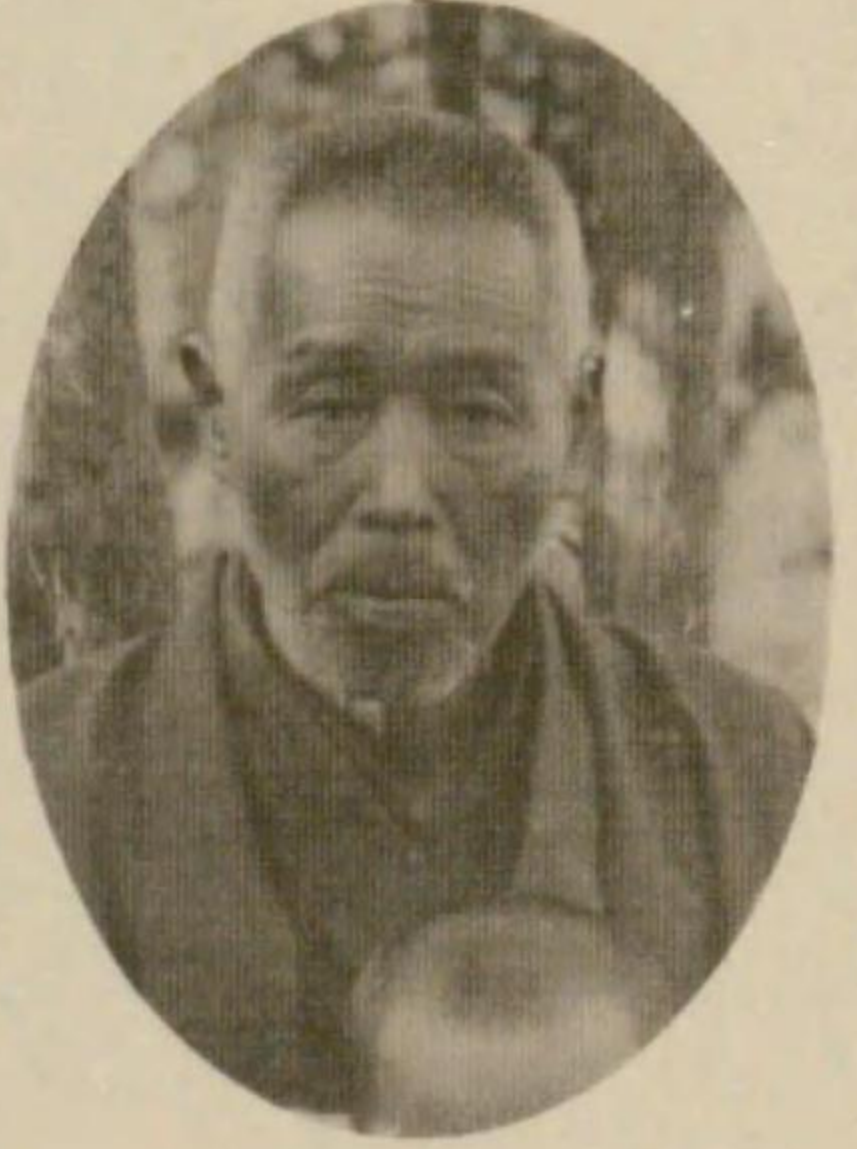
圓拾七百五  
郎太源村田



圓百六  
郎次福田成



圓五拾四百  
郎次德尾益



圓百參  
郎次友塚大



圓百參  
郎五善賀石



圓百四  
郎太松本有

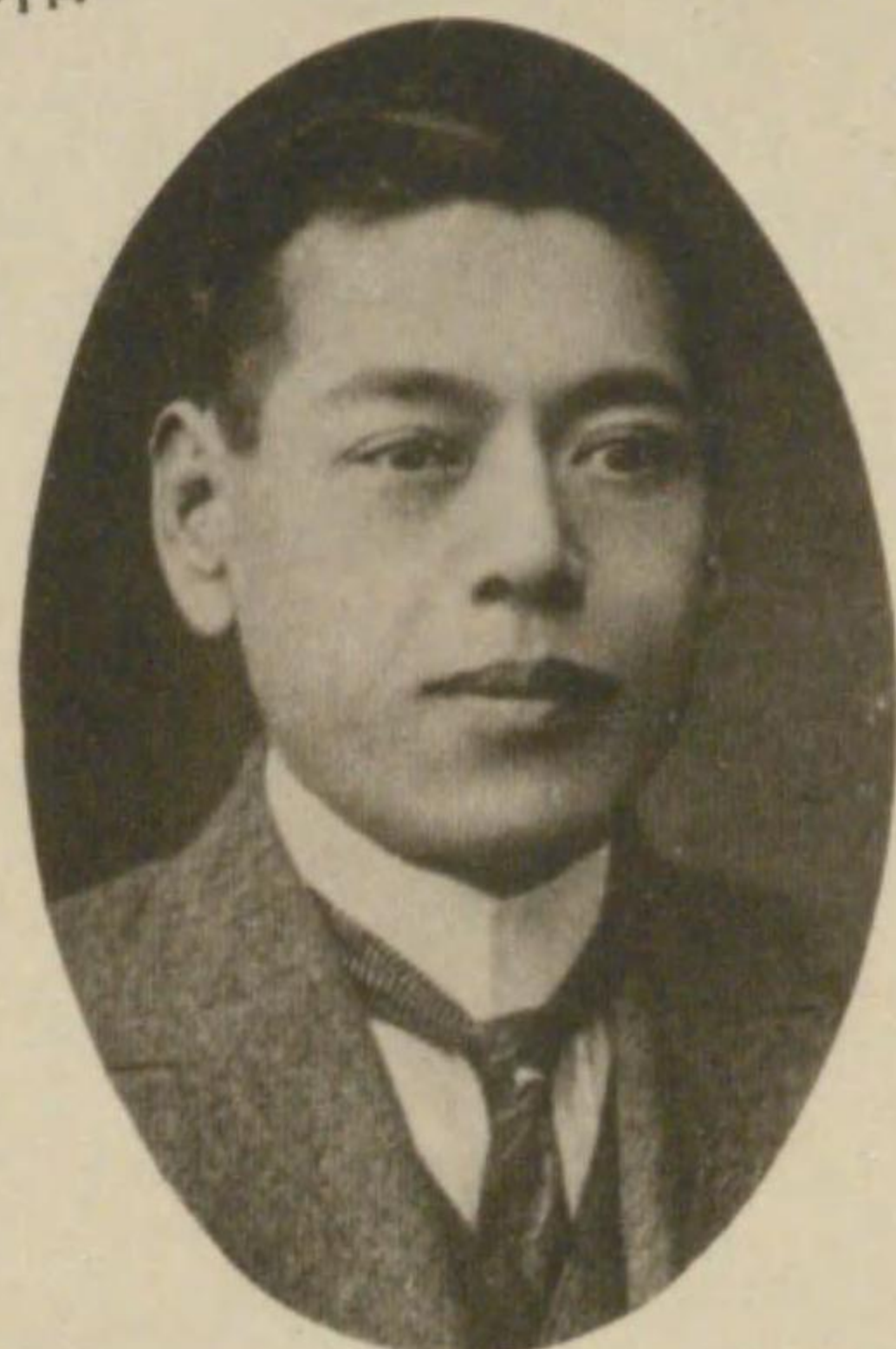




顧問  
和田忠治



前技師  
金澤力太郎



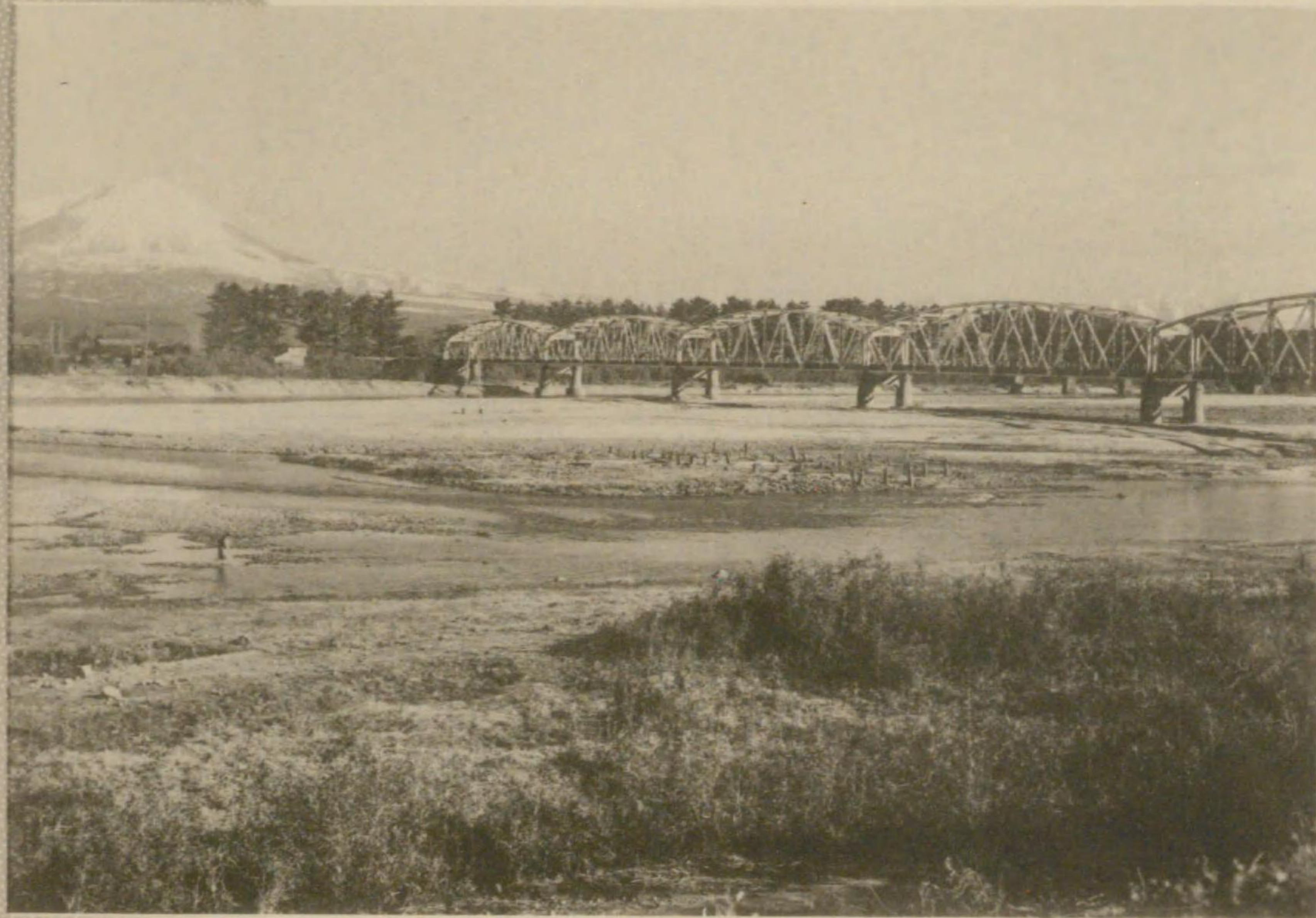
前技師長  
貝塚正



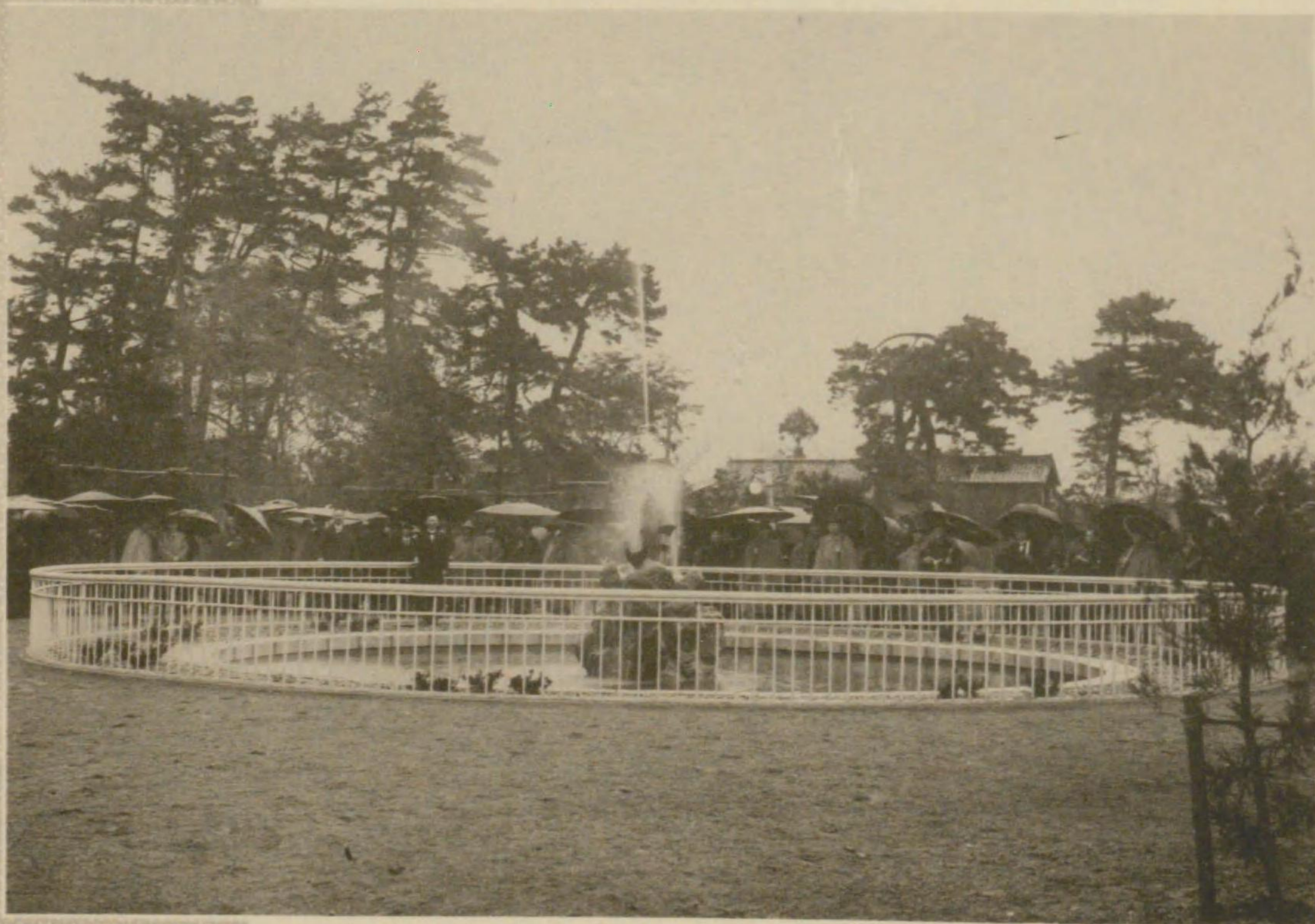
現水道部長  
小林鴻策



前水道部長  
岡林益樹

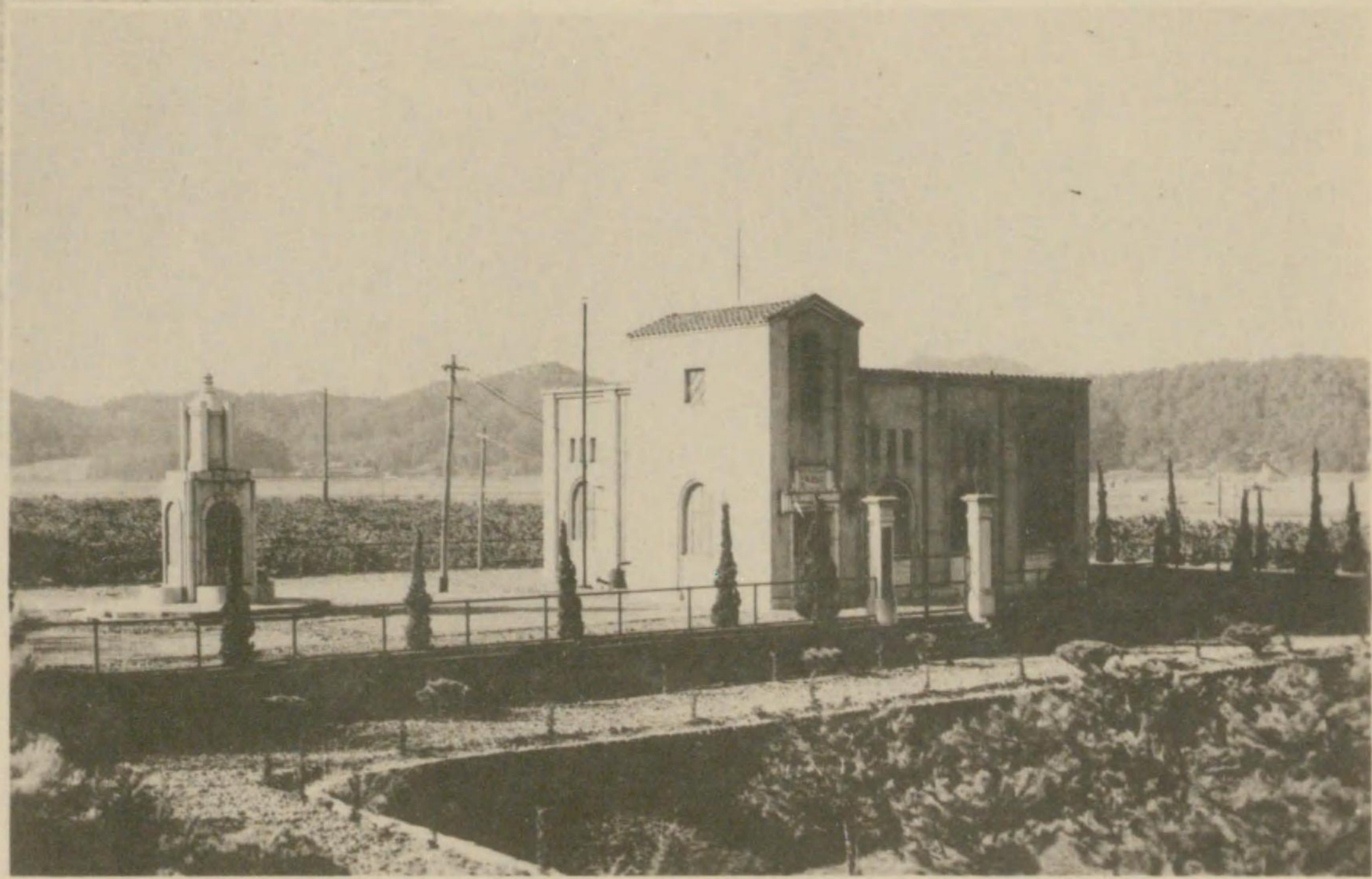


日野川全景

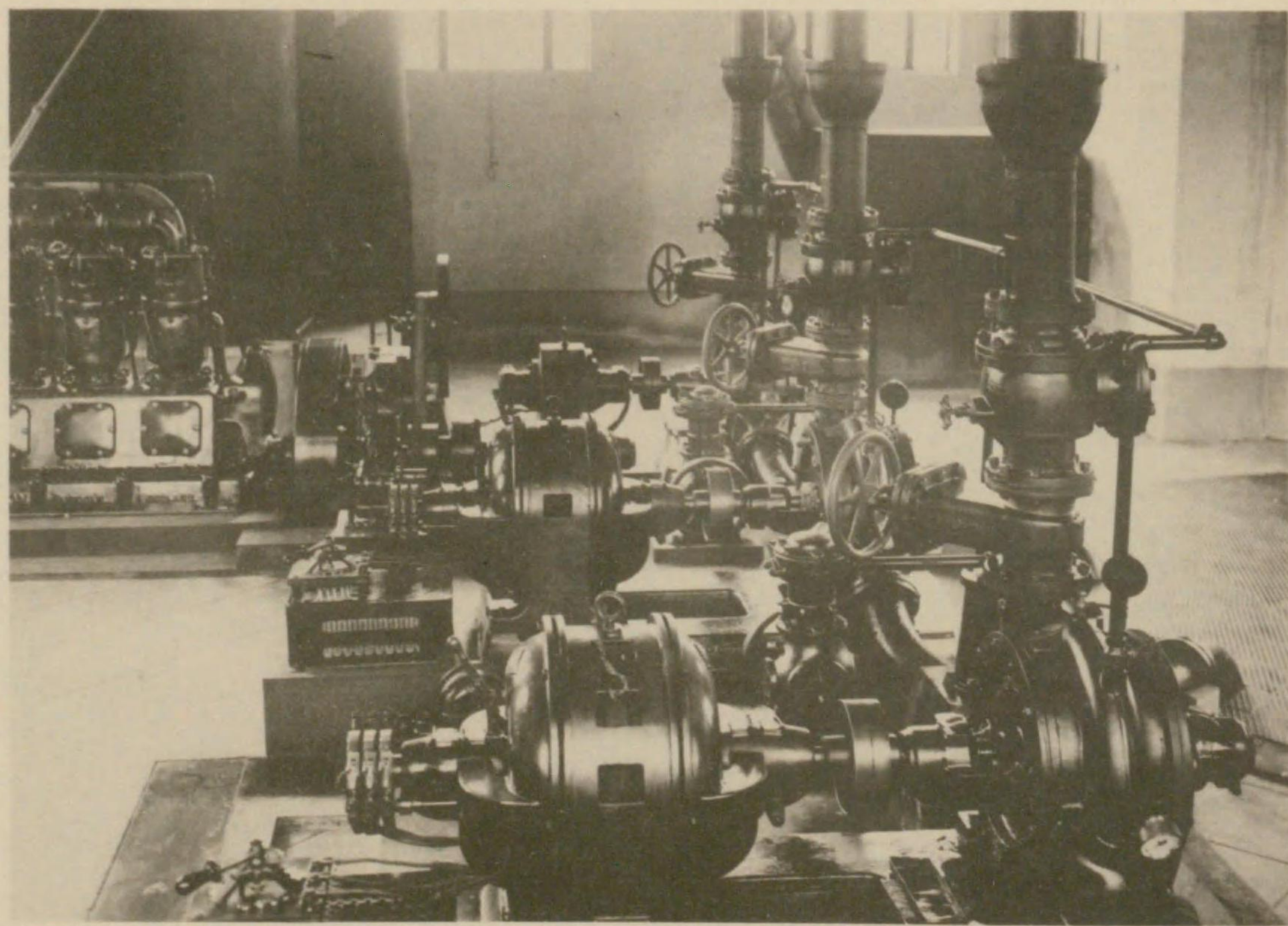


錦公園噴水池

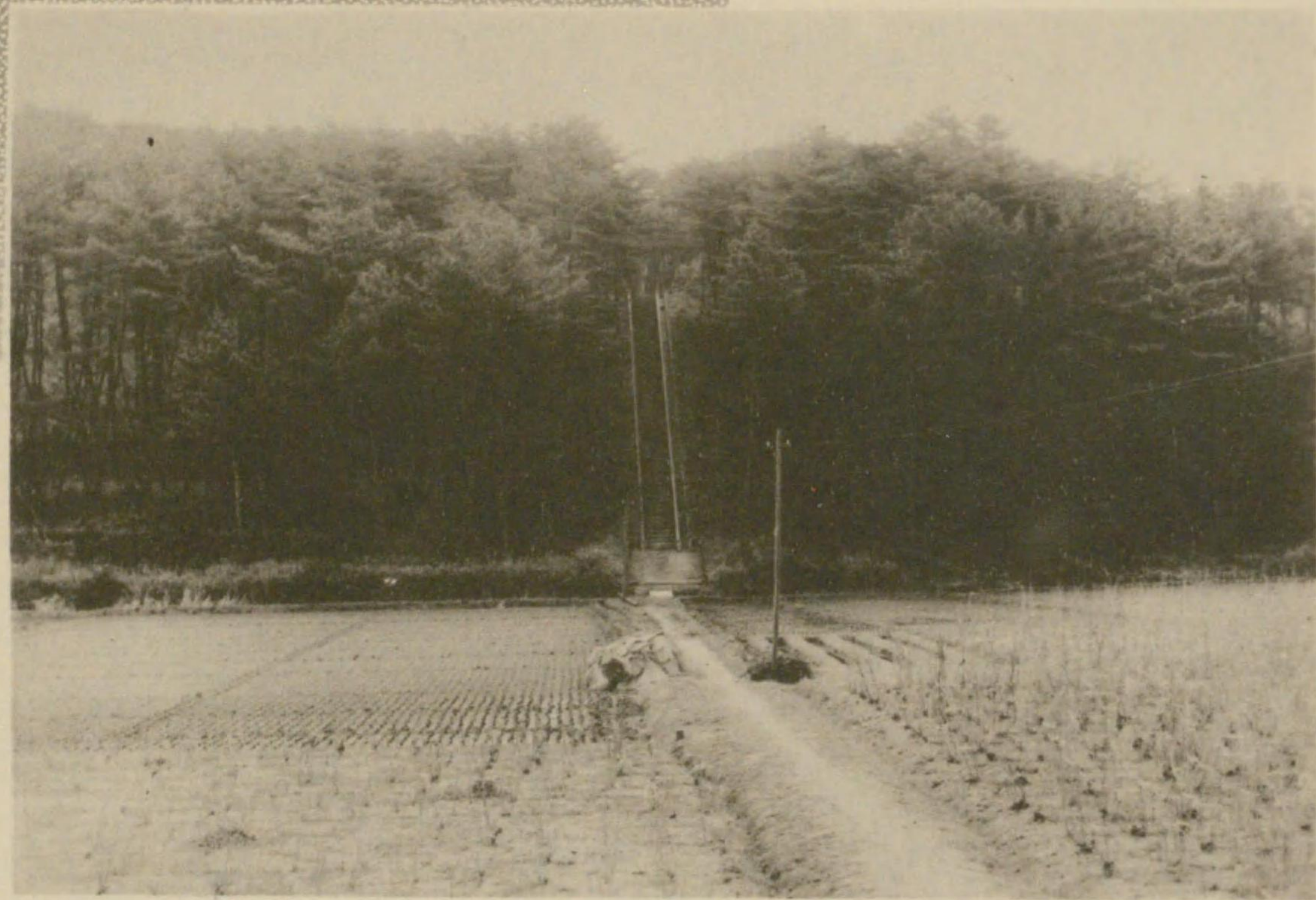




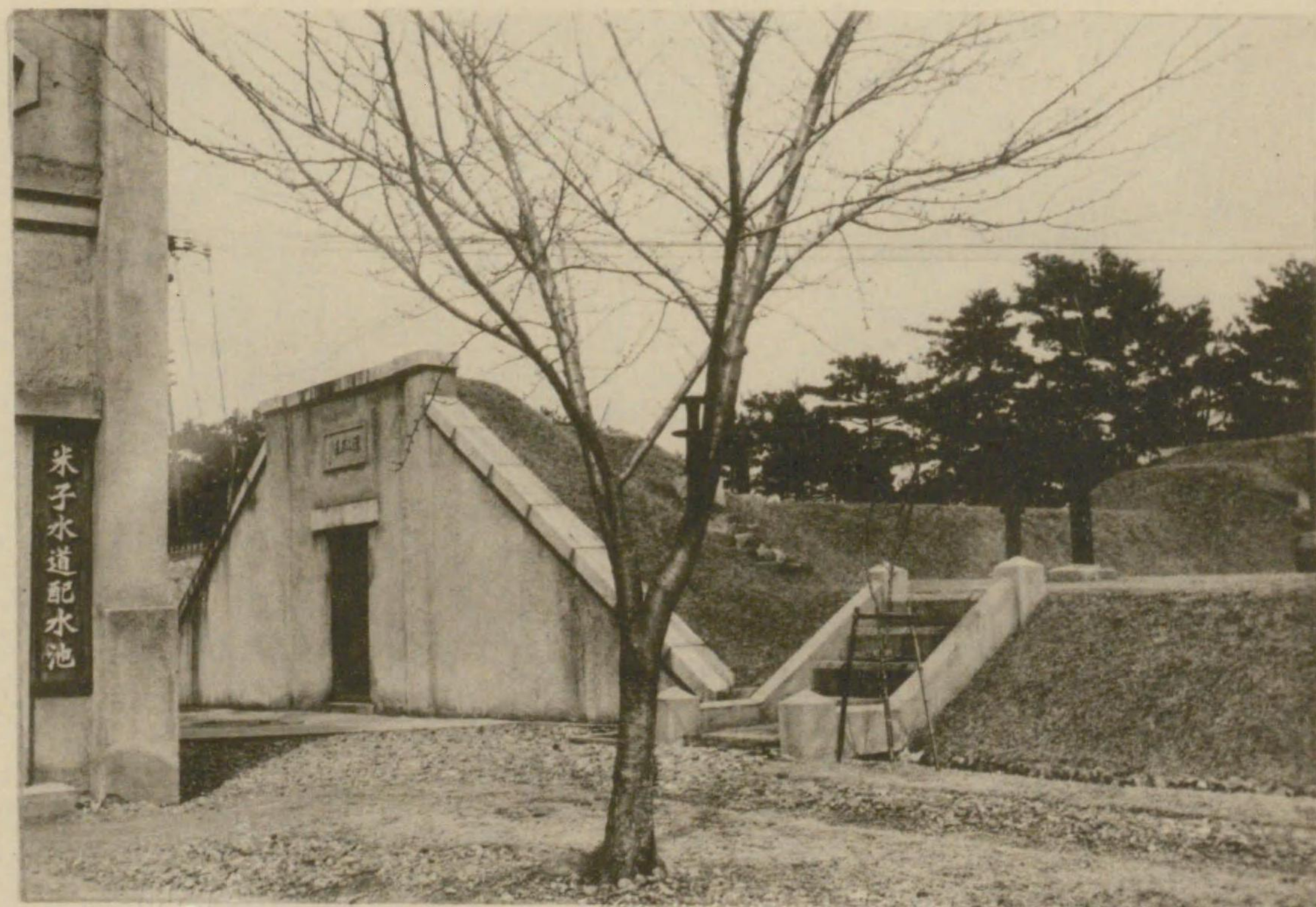
水源地全景



水源地唧筒室



配水池山全景



配水池





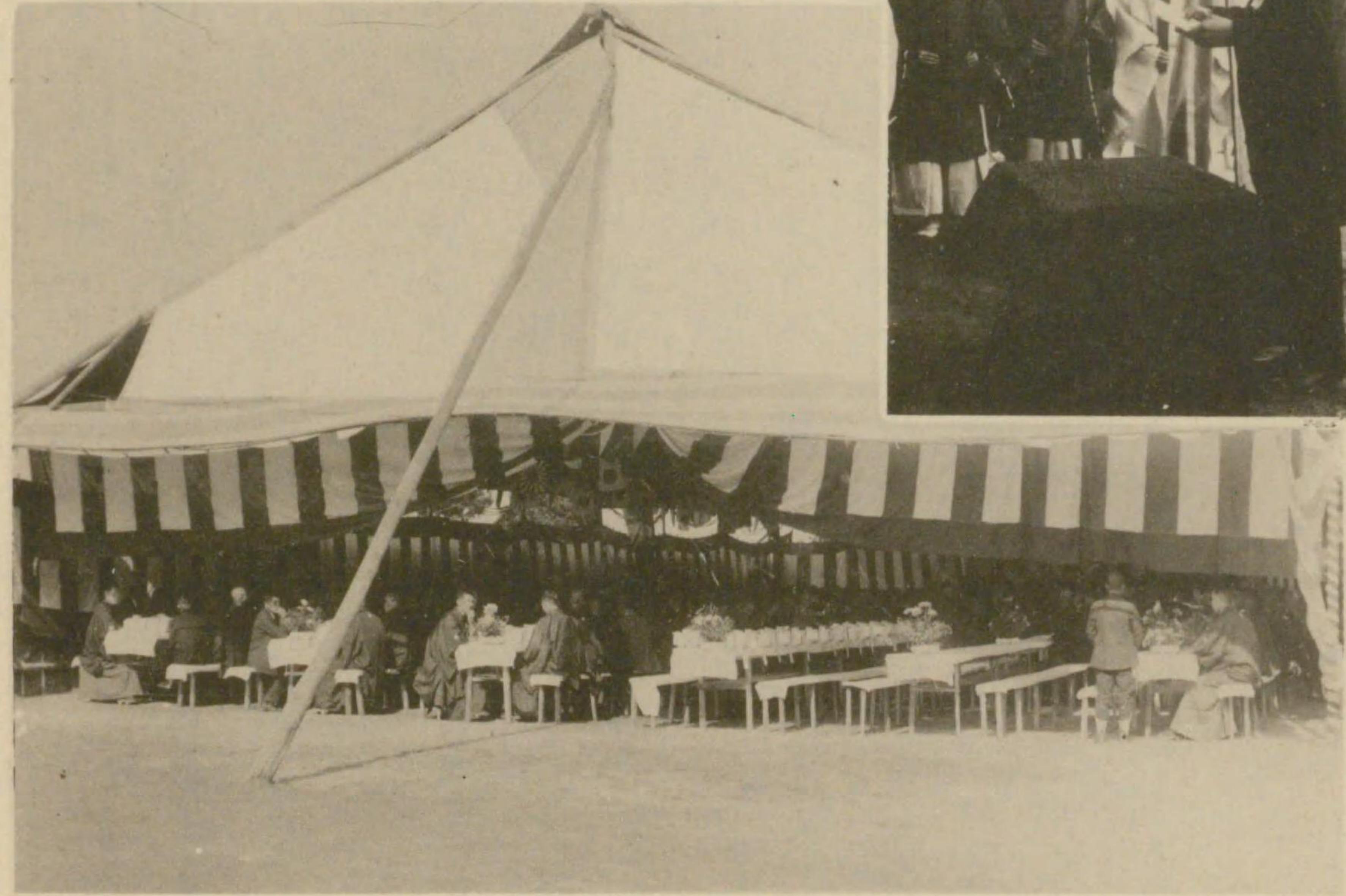
水源地鎮祭



通水式場



讀朗辭式長市



場會宴式功竣



加輪仁賀祝功竣



## 序

本町幾萬町民の、翹望の中心であつた上水道は、遂に大正十五年八月三十一日を期して實現するに至つた。

抑本町の地たるや、山水風物、凡て盛麗にして秀絶である。往昔慶長六年中村伯耆守が、府城を爰に建て、よりこの方、文物日に新に月に進んだけれども、惜らくは井泉に良水を缺いで、常に生活の上に不安を感じたもので、寔に數百年來の懸案であつたのである。

然るに近く其水源を相して、これを日野川河畔の車尾村古地々内に覓めて、費を要すること六拾貳萬金に達し、時を閲すること二十有三ヶ月であるが、工事は順調に進行して、多年の懸案を解決することを得たのは、眞に欣快に堪へない所である。

而して此事業を進行するを得たる資金は、主として起債に依り、國庫の補助或は縣費の補助等に俟ち、しかも猶足らざる所は、篤志家並に法人の義捐を以て之を補ひ、事を進むるに當りては、議員諸君の和衷贊襄の功に依り、或は本

町出身の代議士、縣會議員の援助により、且又當路の有司各位の、指導補翼に依つた所が尠くないことを思ふとき、感謝の念、油然而して竭きざるものがある。

而かも其當時に於ける情勢は、關東の大震災に遭逢し、財政緊縮の國策に當面して、寔に至難であつたが、克く此難關を打開して、着々成功の曙光を仰ぐを得たことを追懷するとき、實に感慨無量のものがある。又水利組合との折衝、用地の買収、其他各方面との交渉にも、相當紆餘曲折があつたけれども、今にして之を思へば、先平々坦々として、進行したことを喜ばずにはゐられないのである。要するにかくも天與の利福を得て、都市として文化的の核心事業が成功したのは、是皆數百年來、千萬市民の熱誠が凝りて、爰に此大事業が、粹然として成されたものである。

古語に曰く渠成りて水通すと、宜なるかな、相尋いで昭和二年四月市制を施行し、更に隣接村を併合して、市域頓に廣まり、人口も亦其數を増加するに至つたことは、其近因與りて此に在るのである。實に劃期的の事業で、其成功は慶賀に堪へない所である。

源泉混々、活潑潑地と、本市の躍進は正に是より始まるべきで、教育に産業に衛生に土木に交通に、愈々之を集大成して、大米子の建設に邁進し、文化の充實發揚に努め、以て市民の福祉を増進せんことを庶幾ふこと一層切なるものがある。水道誌成り今副岡子に附するに及び、多方の功勞を感謝すると共に、一言所懷を述べて、之れが序とするのである。

昭和十一年十二月一日

米子市長 西尾常彦



米子市水道誌目次

第一章	市勢一斑	一—四
第一節	位置及廣袤	一
第二節	地勢	一
第三節	氣候	三
第四節	市史の概観	三
第五節	人口・職業	六
第六節	交通・産業	二二
第二章	上水道	一四—二〇九
第一節	水道の企畫	一四
第二節	水道の計畫	二九
第三節	申請書類再提出	九〇
第四節	水利關係者の反對	一〇八
第三章	財源	一一〇—一三九

第一節	起債	一一一
第二節	國庫補助	一三二
第三節	縣費補助	一三四
第四節	水道費指定寄附	一三六
第四章	用地の買収	一三九—一四一
第五章	工事	一四一—一八二
第一節	施工	一四一
第二節	起工式	一四二
第三節	水源地工事	一四八
第四節	送水鐵管敷設	一五一
第五節	配水池	一五二
第六節	液體鹽素注入室	一五四
第七節	水道事務室倉庫宿舍試驗場建築工事	一五四
第八節	其他工事	一五五
第九節	主なる工事の請負	一五七

第十節	主要なる機械並に材料の購入	一五八
第十一節	通水及水質試驗	一六一
第十二節	竣工式	一六四
第十三節	記念碑	一八一
第六章	執行機關	一八二—二三九
第一節	諸規程	一八二
第二節	臨時水道委員及委員會議事目錄	二二八
第三節	諸願屆事項	二三三
第四節	當事者及殘務整理委員	二三五
第五節	水道委員及水道部職員	二三七

第七章	水利關係者の反對	二三〇—二六九
-----	----------	---------

第一節	古地井手及皆生水源彌治兵衛開用水路附替	二三〇
第二節	車尾村との折衝	二三五
第三節	米川新開川との紛争	二四〇
第四節	米川新開川の頭首工計畫に對する町の抗議	二四二

第八章 給水開始

二六九—二七一

第一節 使用條例及施行細則設定

二六九

第二節 給水當初の状況

二七〇

第九章 經營の現況

二七二—二七五

第一節 給水普及の状況

二七二

第二節 豫算及決算

二七三

第三節 經營機關

二七四

附 上水道敷設十周年記念式

二七六—二八七

# 米子市水道誌

## 第一章 市勢一斑

### 第一節 位置及廣袤

米子市は、北緯三十五度二十五分、東徑百三十三度三十分に位し、鳥取縣の西端に在りて、島根縣に隣接してゐる。

廣袤東西六紵一、南北六紵にして、其の面積は一四・三平方紵である。

### 第二節 地勢

山陰山陽兩道の脊梁として、中國山脈は、蜿蜒として東西に延んでゐる。其主峰大山は、伯耆國に屹立して、鳥ヶ山や三平山や矢筈ヶ山や、鍋山や船上山を其山彙として、宛も天女が輕羅の裳を長くして、天に朝するが如く、海岸に近く聳え立つてゐる。其の高さ千七百十三米で獨立火山である。俊爽端麗な姿は、古來名山の稱を博し、春夏秋冬、移り變る景觀は、文人墨客の嘆稱を擅にす



二  
るのみではない。花に緑に、將又紅葉に雪に、風光眞に絶佳で、年々登山客は益増して、數へ切れないのである。今や國立公園の一となりて、獨特の景觀を天下に誇らんとしてゐる。其の裾野の長く曳く處、日野川は日野郡より遠く流れ來りて、其の平野を潤し、所謂大山平野を作つてゐる。大山の餘脉が、東西に延びて丘陵となり、中の海に臨む處、其の麓より、日野川の冲積によつて生じたる平野の中に、米子市は發生し成長して、今日の隆盛を爲してゐるのである。中海には、出雲の丘陵が突出して、其の影を醸し、萱島や大根島等が點在して、附點の妙、筆舌に盡くすことが出来ない。加之日西に傾く頃は、金波銀波が美しき錦を織り爲すに似て、中の海一名錦の海と云ふのである。月夜の漣もゆかしく、雨に雪に霞に靄に、群り飛ぶ水禽や、遠寺の晚鐘が水の面を迂る様、一として佳ならざるはないのである。

日本海と中海とを劃して、北方一帶五里に互る砂嘴は、日野川の送り來る、花崗岩の崩壞による白砂で、多年日本海の波浪の推進力によりて、冲積せられた地帯である、青松は繁茂して、部落を圍み、豪宕なる外海と、艷麗なる内海の景觀とを左右にして、其の先端は一葦の水を隔て、島根半島に對してゐる。其の風光は何より見るも眞に明媚なものであるが、もし大山原より俯瞰すれば、絶景天下に冠し、所謂大天橋の稱の僞に非らざることが知らるゝのである。

### 第三節 氣候

本市の氣象は、第四氣象區に屬して、觀測せられてゐる。

氣候は概順和である。酷暑は攝氏三十六度五、極寒は攝氏五度であつて、寒暑共に甚しくない。降雨量は最多量が五十三耗、最少量が一耗一である。雨雪量は此地方で最少量である。風は北東風最も多く、西風東風此れに次ぐ。南風は最も少い。初秋の候二十日前後、東南風吹き來る時は、内海の潮水頓に苦鹹を加へるが、通俗之を赤潮と稱する。之れが爲に、魚介の斃死するものが多い。通年海風が吹き來りて、地氣は之れが調節を受け、常に暑中は清涼で、寒中は溫和である。晴天日數も鳥取縣下で、一番多いのである。霖雨は甚少く、雪は一二月の頃が最も多いが、平均二三寸を通例とし、時に尺餘積ることを見ることもあるが、甚稀である。要するに概順和で、人の健康に適してゐる。

### 第四節 市史の概観

和名抄郷名に「米生<sup>コメナフ</sup>」とあるが、何時轉化して「米子<sup>コメゴ</sup>」と云ふ名稱となつたものか明かにすることが出來ぬが、往昔は加茂村と唱へて、海濱の一小漁村であつた。今の加茂神社の邊りは島嶼であ

つたと云ふから、中の海の水が、今の米子市の地域にまで湛へてゐた時、加茂神社を中心にして存在してゐた部落であつたと思はれる。其の部落が中心に四方の部落と連接して、都邑となるに至つたのである。天文以後の諸書に、米子と云ふ名稱が見えて居るから、此の以前から名稱となつたものと思はれる。今を去ること三百三十餘年前、慶長六年中村伯耆守一忠の入國によつて、遂に一城市となるに至つた。

もと伯耆國は延元三年、名和長年の守護領となり、後鹽谷高貞之を領して、雲州富田城に在つた。高貞亡びて、山名氏の所領となつた。大永四年尼子經久、富田城より起りて、米子淀江尾高の諸城を攻落し、山名氏も終に滅亡した。永祿九年に至り、尼子氏衰へて、經久の曾孫義久は、毛利元就に降つた。天正十年豊臣秀吉、毛利輝元と和して、伯耆三郡會見、汗入、日野を、吉川元春に與へた。元春の子吉川廣家富田城に居り、其將古曳長門守吉種をして、米子飯の山の砦を守らしめた。廣家米子の海陸の要衝に當り、交通の便ありて要害の地たるを以て、湊山に築城して、富田より移らむとし、天正十六年其工事を起したが、同十八年小田原の役に出陣し、之れに次いで文祿年中には、征韓の役に從軍したる爲め工事を中止した。慶長四年に至りて、再び普請に着手したが、翌五年關ヶ原の役に於て、石田三成に與したるを以て、城地未半ならずして、周防の國に轉封せられた。慶長六年中村伯耆守一忠は、駿河の府中より入國することとなつたが、米子城の經營は、其工半な

りしを以て、暫く尾高城に留り、其工事を董督して、翌七年落成するに及んだ。かくして漸く入城することとなつた。謂ふに當時の米子は、交通の要衝で、人口も多くなり、部落も連接したのであらうけれども、未城市の形態を備ふるに至らなかつた様に思はれる。一忠入城後は、先市街を劃し、隍渠を匝らし、道路を開いて交通に便し、外濠より内を侍屋敷とし、其の外を庶民の市街地とし、神社や佛閣を勸請し、産業を勧め、銳意治を圖りて庶民を誘致し、城市の基礎全く成り、漸く殷賑の勢を爲さむとするとき、同十四年不幸にも一忠病を得て卒し、後嗣なく家系は爰に斷絶した。翌十五年加藤左近太夫貞泰、美濃國黒野より轉封せられて城主となり、元和三年伊豫大州に轉封せられた。謂ふに當時もし一城として、本藩の封を得たならば、正に政治に學問に産業に交通に地方の中心として、一段の富強と開化とを進展させたであらうに、自今鳥取の支藩の様な存在となつた。

元和四年池田新太郎光政、因幡伯耆の兩國を領して、鳥取に封せらるゝや、家老池田出羽守由之、城代として米子城に來つた。同年由之歿し、其子由成は在藩してゐた。

寛永九年池田勝五郎光仲、備前より因伯二州に轉封せられて鳥取に來り、光政は備前に徙つた。當時光仲年尙幼なりしを以て、將軍家光の命に依り、家老荒尾但馬が、米子城を預かつた。是より荒尾氏代々、米子城を支配し、以て明治の維新に至つた。同二年藩籍を朝廷に返上して、家臣は悉

く鳥取藩に收められた。

同四年廢藩置縣の時、鳥取縣に屬し、同九年島根縣の所轄となり、同十四年再鳥取縣の所管に復した。

明治二十二年十月、町村制實施の際に、米子町の自治團體となり、爾來町長として、遠藤春彦、三好八次郎、大塚誠太郎、住田善平、杵村源次郎、渡邊駛水、鳩谷兼次、丹羽旦次、西尾常彦の歴代町長を経て、現市長西尾常彦に及んでゐる。

越えて大正十五年十月、隣接成實村の一部を併合し、翌昭和二年四月一日を以て市制を施行した。同十年九月二十五日、隣接住吉村を併せ、更に同十一年七月十五日車尾村を併合した。

自治制施行當初以來、教育整ひ、産業起り、衛生の設備進み、交通の便開け、工場會社設立せられて、戸口愈稠密となり、今や商工都市としての態勢、漸く整備するに至つた。

### 第五節 人口・職業

本市の戸數は舊藩時代より、久しく米子三千の稱があつた。伯耆誌にも、此通稱で家三千、人八千三百四十五口と記載せられて、人口に傳稱せられてゐたのであるから、昔は左程に移動もしなかつたやうに思はれる。それでも同書に「水陸の便地にして、農商漁人に至る迄、業に乏しきものな

く、又若干の富人、從來海濱を開墾して、年月に富を増し、且今時一國の府たるが故に、自他上下、四方に絡繹して繁昌を盡くす。市中樓に上れば、東南に大山を望み、西北に内海を望む、其景又中國に冠たり、時に舟を泛べて、二國の間を四顧し、雅俗貴賤或は小酌、或は大酌、歡を盡すと云ふ事なり。實に邦内の快事と云ふべし。」と 往時にも斯様な形勢であつて、増加の傾向を以つてゐたのであるが、況んや交通は開け、産業は起つて來たのであるから、戸口年毎に稠密を加へ、市域も亦成實村一部の合併によつて擴張せられ、尋いで住吉村、車尾村の合併となり、其の進展實に隔世的の感がある。其移動を表示すれば左の如し。

年次	戸口		現住人口		計
	戸	數	男	女	
明治二十二年					
二十三年		二、七八四	六、六〇九	六、五一四	一三、一二三
二十四年		二、五七九	六、六七〇	六、七〇四	一三、三七四
二十五年		二、五九一	六、七七七	六、六八一	一三、四五八
二十六年					
二十七年					
二十八年					
二十九年					

昭和  
 十五年 十四年 十三年 十二年 十一年 十年 九年 八年 七年 六年 五年  
 九 八 七 六 五 四 三 二 年

四、五〇一  
 四、五九八  
 五、〇〇六  
 五、一〇五  
 五、五三二  
 五、二五五  
 五、三〇五  
 五、六五〇  
 五、八九四  
 六、一九八  
 六、八四三  
 六、九〇三  
 七、一三九  
 七、三四二  
 七、四三六  
 七、五三五  
 七、六〇六  
 七、六六一  
 七、六九五

一〇、五七九  
 一〇、七七七  
 一〇、九二七  
 一一、三五五  
 一一、七六八  
 一一、四五九  
 一二、一四八  
 一二、一五六  
 一二、二二一  
 一三、〇〇〇  
 一四、八三一  
 一四、九〇〇  
 一四、九七二  
 一五、四八六  
 一五、九七八  
 一六、二〇一  
 一六、五二三  
 一六、四七五  
 一六、七一三

一〇、七〇九  
 一〇、九九一  
 一一、五六五  
 一一、三七八  
 一一、六四三  
 一二、五三八  
 一二、七八六  
 一二、八〇九  
 一二、九八三  
 一三、七三六  
 一六、三一一  
 一六、七九七  
 一六、七九七  
 一七、五三六  
 一七、六五四  
 一七、六〇五  
 一七、八七六  
 一七、九八八  
 一八、三三一

二一、二八八  
 二一、七六八  
 二二、四九二  
 二二、七三三  
 二二、四一一  
 二三、九九七  
 二四、九三四  
 二四、九六五  
 二五、二〇四  
 二六、七三六  
 三一、一四四  
 三一、六九六  
 三一、八九七  
 三三、〇二二  
 三三、六三二  
 三三、八一〇  
 三四、三九九  
 三四、四六三  
 三五、〇四四

明治三十年  
 三十二年 三十三年 三十四年 三十五年 三十六年 三十七年 三十八年 三十九年 四十年 四十一年 四十二年 四十三年 四十四年 四十五年  
 大正二年  
 三年 四年

三、三三三  
 三、四〇一  
 三、五一五  
 三、六四五  
 三、九五二  
 三、九〇二  
 四、〇〇四  
 四、〇八四  
 四、一三七  
 三、九二八  
 三、九三五  
 三、九五六  
 四、二三三  
 四、一六〇  
 四、三七五  
 四、四八五  
 四、五〇一  
 四、五〇八

六、七五二  
 七、五五一  
 七、三八八  
 九、七三二  
 八、二八〇  
 九、四六二  
 九、四一二  
 九、四五六  
 九、九八六  
 九、九八六  
 一〇、三四四  
 一〇、八〇八  
 一一、〇五五  
 一一、四九一  
 一一、六一六

七、三二六  
 七、六八〇  
 七、九五九  
 九、九一四  
 八、九四八  
 九、五四〇  
 九、八〇九  
 九、七九七  
 九、八四〇  
 一〇、二六〇  
 一〇、六二四  
 一一、〇八五  
 一一、三五七  
 一一、六九九  
 一一、八九七

一二、八九〇  
 一三、四九二  
 一三、七二五  
 一四、〇七八  
 一四、八三一  
 一五、三四七  
 一九、六四六  
 一七、二二八  
 一九、〇〇二  
 一九、二二一  
 一九、二二一  
 一九、二二一  
 一九、二五三  
 一九、三四七  
 二〇、九六八  
 二一、八九三  
 二二、四一二  
 二二、一九〇  
 二三、五一三

昭和十年	七、九五〇	一七、六五二	一八、九八三	三六、六三三
十一年	八、五〇八	一八、八一四	二〇、五四〇	三九、三五四

職業別人口 (昭和十一年九月現在)

種別	戸数	男	女	計
農業	七八六	一、九六四	二、一四八	四、一一二
鑛業	三	一〇	五	一五
水産業	八二	一八九	一四一	三三〇
工業	二、〇〇六	四、七二二	五、五八六	一〇、三〇八
商業	二、三三三	五、三一六	五、六二三	一〇、九三九
交通業	七七四	一、五四八	一、六五〇	三、一九八
公務自由業	一、〇二九	二、三三四	二、四九三	四、八二七
家事使用人	二二	三一	七六	一〇七
其ノ他ノ有業者	五七二	一、一一三	一、〇一七	二、一三〇
無業	九二一	一、五八七	一、八〇一	三、三八八
合計	八、五〇八	一八、八一四	二〇、五四〇	三九、三五四

### 第六節 交通・産業

輓近世運の進歩に伴つて、本市の交通は、著しく整備して來た。道路に鐵道に、或は電車に自動車に、而して港灣に空路に、非常なる躍進を續け、眞に劃期的な進展である。

道路は國縣道共に、近年大いに擴張改善せられた、本市を中心に、放射的に四通八達して來た。既に主要なる市街道路の大部分は、「アスファルト」道に改められて、近代文明の姿も鮮に面目を一新した。

鐵道は明治三十五年一月、米子境港間の開通を濫觴として、今や山陰本線は、東に馳せて京阪神に直通し、西は關門とを結んで、大阪より急行で、僅かに六時間を必要とし、境線は三十分で、港口に達し、そして海路では、近くは松江美保關、遠くは大連北鮮北海道よりの定期航路と結んでゐる。伯備線は本市を起點とし、中國山脈を横斷し、倉敷岡山に出でて、山陽四國方面と握手してゐる。又姫津線の開通は、伯備線の中間驛新見に於て接觸し、阪神間との連絡上、最短捷路を形成してゐる。

伯陽電鐵米子電車軌道兩社の電車、及日ノ丸自動車株式會社母里自動車商會等の經營にかゝる大型乗合自動車は、毎日定時三十分—一時間毎に、其交通網を進行して、交通上些かの遺憾をも與へ



ない。

又港灣としては、米子港が存在する。米子港は鏡の如き中海に面した天然の良港、鐵道開通前は唯一の交易門戸で、坂鶴丸で舞鶴を経由して大阪に出で、般盛を極めたものである。明治四十二年縣費支辨の港灣となり、同四十四年延長五十五間幅二間の防波堤を築造し、灣内を浚渫して、大船巨舶の出入に便にし、二百四十三間の護岸工事を施して、臨港道路を改修し、荷揚場を設ける等、諸般の設備を完成した。更に昭和八年來、三ヶ年の繼續事業として三十萬圓を役じ、百五十米の防波堤を築き、港内を浚渫して水深を深くし、六千五百坪の埋立荷揚場を完成して、一千噸級の大型船舶が、岸壁に横付けとなつても、何等の支障もない。近く第二期改修工事を施行して、一層完全に修築せられんとしてゐるのである。又舊城山の西を繞りて、山麓に灣入せる一小港灣に、深浦港がある。深浦港は、明治四十四年水路を浚渫し、更に昭和七年、新加茂川の築造に伴ひ、護岸工事を施して、船舶の碇泊出入に便してゐる。且造船場を有してゐる。兩者は共に、境港の内港として、舊來の面目を一新し、國內航路の寄航地であるばかりでなく、滿鮮とも結ぶ重要な使命を有してゐる。

空路としては、米子國際飛行場が、市外兩三柳に、廣袤二十萬坪、將來四十萬坪に擴大せらるゝもので、大阪を起點とし、北鮮や滿洲國とを結ぶ國際航空路の中繼飛行場として、大阪—羅南—新

京の空に飛行するものとして、航空日本の檜舞臺に、登場すること、なつた。近く航空無線電信局の設置と共に、日本海方面に於ける、唯一の空の港としての、輝かしい使命と、多大なる將來性を有してゐる。

かくの如く米子市は、今や地上の平面に於けるばかりでなく、立體的に空の飛躍にまで進んでゐるので、其の將來の發展には、殆んど限り知れぬものが存在してゐるのである。

産業も文運の進歩と共に、往時に比較對照して見れば、眞に月窟天淵の差とも云ふべき、異常なる發達である。伯耆誌に載する所を見れば、纔に中海の天産「鱧、車鰻、赤貝、白魚等が首で其他山芋、干瓢、松茸、水晶石、四方石」製造品としては「藍、智明丸、神靈丹、赤玉、瓦、練車、カスリ」等であると、如何に其産額を大なりとしても、原始的なものであつたとか考へられぬ。然るに世運の進歩すると共に、交通状態や諸般の設備が、劃期的に改造せられ、産業も亦躍進して、眞に隔世の感があるに至つた。往昔城下町として、地方物資の集散市たりしものが、今や一躍商工業の生産都市として、市人一般に大米子市の建設に忙しく、山陰の大阪を以て自覺するに至り、會社数は合計百六十五、資本金は二千五百萬圓を突破し、工場数は合計七十九、生産總額は三千三百萬圓を突破してゐる。生産物としては、生糸の如き三萬五千貫に達して、其價額百八十六萬餘圓、刻煙草は十五萬貫を突破し、其價額百五十三萬餘圓、製鋼業は二十萬噸に及び、其額四十六萬餘圓

達して、しかも夫々其品質は獨特の良質を誇示し、尋常の品列を凌駕してゐる。其他木工藝に醸造に、大工場や各種工業の勃興集結目覺ましく、其の生産は、一層多岐多端となり、産額亦累進して六百五十萬圓を突破するの狀態である。眞に産業都市としての面目躍如たるに至つたことは、其の將來の爲に、祝福すべき一大事實である。

## 第二章 上水道

### 第一節 水道の企畫

鳥取縣の西北端に當る所、東北に美保灣を望み、西南に中海を控へて、遙に西北に向ひ、帶狀に突出せる半島は、即弓ヶ濱半島である。

米子市は此半島の首部に位して、南中海に面し、北は車尾を隔て、日野川を繞らし、東は一連の丘陵を帶び、西は一望坦々たる耕地を有する平野にして、加茂川は其中央を貫いて流れてゐる。

古來米子附近は、加茂川並に日野川の支流法勝寺川の氾濫地域たりしことは、今日地質學上より見るも尙肯綮に値する所である。爲に市街地の丘陵の一部は、凝灰岩層であるが其の他は總て沖積層である、往昔慶長六年中村一忠轉封せられて入國するや、先城地を完成するに當り、之を繞つて

内壘外濠を堀鑿して、之れに加茂川の流水を導入して碧水を湛へた。後享保年間、日野尻焼二川より、分れて勝田車尾の間を過ぎ、境の西に至て海に入る米川を堀鑿して、弓濱部耕地の灌漑用水として、米子市街地北部を縦貫する一大事業を完成するに至り、米子市街地を形成したる沖積砂礫層と、其等の河床と相連絡せる伏流水帶層が、町内の井水として湧出するもの多く、加茂神社及法城寺の清水等は就中其最著名なるものであつた。

されば當時の井水や濠水等は、常に豊富なるを得たであらう。然れ共松江街道に沿ひ、深浦港に面せる日野町茶町鹽町大工町等は、其土質關係と外濠に逆流し來る海水の滲透に因り良水を得るに苦んだが、概地下八九尺を堀下げると、多くは良水を汲出すことを得たる土地柄とて、古來飲料水の缺乏を聞きし例なく、而かも其水質の佳良なりしことも、亦確なる事實である。又往昔封建時代中村氏の城地の完成や、或は米川堀鑿の一大灌漑事業を經營したるに、城下飲料水を事缺ぐならば、當時必ずや、上水引入の計畫せられざる筈なきに、其跡を存せざるに見ても、米子が一部の地を除き、由來上水に餘り不自由なかりしを思はしむるに足る反證とすることが出来る。

然るに明治維新に由りて、世態一變し、年々人口は増加し、家屋亦稠密の度を加へて、市街地東南部半面の井水は、相當汚損せられた。明治二十二年十月町村制實施當時、各種の製造事業漸般盛となるに従ひ、小工業者亦簇出するに至りて、傳染病の如きも、其發生漸く瀕繁ならんとする傾向

を有するに至つた。是實に井水の汚染せられて、既に飲用に適せざるもの多きに上れる結果で、明治三十六年腸窒扶斯の大流行を見、渡邊駛水之を憂て、町民も漸く上水に多大の關心を有するに至つた。降つて明治四十二年十二月、鳩谷兼治町長に就任するや。其翌年町民の飲用水に付、大山裾野に於ける泉原を水源地として視察する等、其施設に勉めたけれども、井水不良區域の町民は、市街に散在する加茂神社、法城寺、桂住寺等の井水を汲取り、一荷四錢乃至十錢にて之を購ひ、使用水は不完全なる濾過装置を施して之を用ひ、日常の不便を凌いで居たが、町全般の輿論となるに至らなかつた。然るに大正二年十月一日より翌月三日に亙り、町内井水千百五種に就き、鳥取縣衛生課に水質試験を乞ひ、其結果に依れば、實に七十二パーセントの飲用に適せざるものを發見したのである。

水質	井戸數	百分率
良水 甲 (飲用ニ適スルモノ)	六五	五・八九
良水 乙 (濾過シテ飲用ニ適スルモノ)	一五〇	一三・五八
良水 丙 (同上)	九〇	八・一四
不良水 (飲用ニ適セザルモノ)	八〇〇	七二・三九

此の如く多數の水質不良なるものを發見してより、町民も一大關心を要することになり、上水道

に付きて、種々研究する所があつた。

然るに一面下水に於ては、町の發展と繁榮とに伴ひて、其汚水の排出量は、益多きを加ふるに、其排除の設備充分ならず、甚しきものに至りては、其儘停滯せしめて、附近の井水に滲透せしめたり、或は又開渠側溝等にて、無關心に加茂川や外濠に放流して顧みないから、其邊には、汚泥や汚物が、堆積腐敗して、夏季は嫌ふべき惡臭を放ち、衛生状態も、愈危険に瀕すべきを痛感するに至つた。是に於て大正二年十二月、丹羽旦次町長に就任するに及び、下水道改良を企畫し、技手山根長次郎を任命して、之を調査せしめ、成案を得て、町會に諮り、町會も亦之を議決せるも、當時の財政状態と、歐洲大戰の勃發とに因り、物價の暴騰せるの關係と、一方又下水計畫の、地域狭小にして、其規模姑息なりとし、町將來の發展に適せざるのみならず、却て將來全町の下水計畫の、障害を來すものあらんとの説も擡頭し來たり、漸次に有力となりて、更に調査研究を遂ぐることにたり、終に之を中止するに至つた。

越て大正十一年四月、西尾常彦町長に就任するや、米子町の飲用水の不良と、使用水の不足とは、町民の保健衛生、並に保安上一日も忽諸に付すべからざるを痛感し、又一面町の發展上、上水道施設の急務なるを認めて、之が企畫を爲さんとする折柄、他面小規模の株式組織に依りて、之が經營を企圖するものも出で來りしも、町長は町百年の大計より見て、所有の萬難を排し、町營を以て之

が斷行を決意し、同年九月一日町會に提議して、水道調査費を決議し、鳥取縣土木課長有光兎茂喜に謀りしに、課長も賛意を表して、非常なる熱意を以て、指導する所あり、其紹介に依りて、町長は東京市芝區三田通新町七番地和田工務所技師和田忠治を招聘し、大正十一年十月二日より、町長は同氏と共に、幡郷村坂長、及宇田川村高井谷の兩湧水池を始め、日野川沿岸に於ける水源見込地を、踏査すること數日なりしが、和田技師は、同月十三日、米子町水道計畫に對する、別記意見書を提出せられたるを以て、同書に基き研究中、本市上水道水源は、鑿井に依る地下水の利用が、起業費低廉にして、最有利なりとの説勃然として擡頭し、從つて鑿泉工業株式會社五洋商會、株式會社森田製作所鑿井部等は其の作成せる假設計、及見積書を提示して、各其立場に據りて、猛烈なる運動を開始したるが爲、著しく輿論を喚起して、鑿井説は有力に展開せらるゝに至りた。是に於て町長は、佐々木土木技手を從へ、同年十二月十三日より二十二日迄、東京大阪京都の三市、及岡山縣西大寺町等へ出張し、内務省衛生局を始め、先進都市の水道施設の實地を見學し、且専門家の意見を聽き、或は鑿井會社の工場に就き、實地の視察を行ふ等、種々研究を重ね、大正十二年一月、水道委員設置規定を町會に諮りて、委員七名を定めた。爾後委員に於ても、各自研究を進むる所あり、大正十二年三月二十一日、町長は再上京して、内務省衛生局、農商務省地質調査所、和田工務所等に就きて調査打合を爲し、歸途岐阜縣大垣市に於ける鑿井工事の現場、並に尼ヶ崎市の水道鑿

泉の成績等を視察して、同月三十一日歸米した。

同年四月七日町會を開き、從來の調査研究の結果を發表して、和田技師の意見に基く、日野川伏流水を水源とするの適當なるを述べ、水道施設調査費金五千四百七拾圓餘を附議した、滿場一致同意可決し、即日電報を以て、和田技師に、設計其他一切の手續を、依託するの旨通知した。

是より前、農商務省地質調査所へ申請したる地質調査として、同十二年四月十七日、斯果の權威者農商務技師大井上義近來米せられた。町長は和田技師と共に、十八日より二十日迄三日に亘り、米子町成實、車尾、巖、五千石、春日、幡郷、及日野郡溝口町の、各町村の山河を、跋渉調査したる結果、別記米子町水道水源地質調査報告の如く、米子町地内に於ては、鑿井に依る地下水を水源とする見込乏しく、日野川伏流水を有望なるを認定し、囑託和田技師の意見に基きて、進行することゝし、日野川伏流水の湧出量、及水質の實地調査に着手したるに、其成績良好なりしを以て同年六月二十九日、町會の決議を経て、愈大正十三年十四年の、二ヶ年繼續事業として、豫算七拾萬圓を以て、實行することに、滿場一致を以て決定した。

#### 米子町水道計畫ニ對スル意見書

米子町水道計畫囑託ニ依リ調査ノ結果別紙意見書提出候也

大正十一年十月十三日

囑託技師 和田 忠 治

當町水道計畫ノ爲本月二日來着爾來各所ノ水源候補地並ニ町内外ノ地形ヲ踏査シ且諸般ノ統計書類ニ就キ調査ヲ遂ゲ茲ニ略當町水道計畫ニ對スル意見ヲ定ムルコトヲ得タリ左ニ項ヲ逐テ之ヲ述ベントス

### 第一 設計ノ基本

人口及給水量ハ水道設計ノ基本ナルヲ以テ先第一ニ之ヲ定メザルベカラズ已往十ヶ年ノ統計ニ據レバ當町ノ人口ハ逐年増殖シ大正十年末ニ於テハ約貳萬四千人ヲ算シ其平均一年増加率ハ千分ノ二十六ニ相當セリ故ニ將來モ此増率ヲ以テ増殖スルモノトスレバ今後二十年ニシテ人口約四萬人ニ達スベシ當町現在ノ地積百〇七萬餘坪ヨリ見ルモ一人當面積平均二十七坪弱ニ當リ蓋シ相當ナラン然レドモ他日町域擴張ニ基因スル人口ノ増加若クハ工業ノ發達ニ伴フ工場用水ノ増加並ニ隣接村落又ハ船舶給水ノ必要ヲ生ズル時機アルベキニ依リ水道計畫ニ對スル豫定人口ハ若干ノ餘裕ヲ見込ミ五萬人ト爲スヲ至當ナリト認ム

一人一日當平均給水量(一日最大)ハ本邦各地水道ノ實例ヲ見ルニ區々一定セズ其全部計量ニ據ルモノハ三立方尺(約四斗五升)内外ニテ足ルモノアレドモ放任法ニ據ルモノハ四立方尺(約六

斗)乃至六立方尺(約九斗)ニ及ブモノアリ其實際上生活上ニ必要ナル水量ハ三立方尺内外ナルガ如シ然レドモ文化ノ進ムニ從ヒ淨水ノ需要ハ次第ニ増進スル傾向アルヲ以テ當町水道計畫ニ於テハ町ノ狀勢ニ鑑ミ四立方尺ト定メントス然ルトキハ人口五萬人ニ對スル水量ハ每秒二立方尺三一(約三斗五升)ナリ

配水管ニ對スル最大給水量ノ割合ハ平均水量ノ五割増トスルヲ普通トスルニ依リ本計畫ニ於テモ亦之ニ基キ每秒三立方尺四七(約五斗二升)トナサントス

消火用水量ハ當町ノ如キ都市ニ於テハ毎分百立方尺(約十五石)即每秒一立方尺六七(二斗五升)ヲ見込メバ充分ナリ此水量ヲ以テスレバ最大給水ノ場合ニ於テ拾箇ノ消火栓ヲ同時ニ放水スルモ著シク水壓ヲ低減スルガ如キコトナシト信ズ

### 第二 水源ノ調査

水源ノ候補地トシテハ幡鄉村大字坂長字大清水ノ湧水大山村大字赤松ノ池水車尾村大字日原兼久堤外法勝寺川ノ伏流水宇田川村大字高井谷字眞名井ノ湧水及車尾村字車尾山陰本線鐵橋上流左岸ニ於ケル日野川ノ伏流水ナリ就中赤松池ハ土地最遠隔ニシテ且水量豊富ナラズト言ヘルヲ以テ其他ノモノニ就キ實地調査ヲ遂ゲタルニ坂長ノ湧水ハ町ヲ距ル二里弱ニシテ山腹ノ一小池内ニ湧出シ附近若干ノ田野ニ灌溉セリ其水質ハ一見良好ナルコト疑ナシト雖其標高漸百尺ヲ出デズ且水量

頗貧弱ニシテ概測ニ依レバ僅ニ每秒零立方尺五(約七升五合)内外ニ過ギザルガ如キ到底當町水道ノ水源ニ供スルニ足ラズ

兼久堤外ノ伏流水ハ其附近十數戸ノ民家ニ於テ地下十餘尺ノ深ニ沈下セリト言ヘル竹管ヨリ多少ノ清水ヲ湧出セル點ヨリ見レバ相當ノ水量アルモノト認ム然レドモ其精確ナル水量ハ更ニ詳細ノ調査ヲ施サザレバ之ヲ知ルコトヲ得ズ且假ニ充分ノ水量アルモノトスルモ其下流ニ於テ夏季法勝寺川ノ流水ヲ堰止メ之ヨリ灌溉用水ヲ引用スルモノアルヲ以テ若其上流ニ於テ同川ノ伏流水ヲ集取スルガ如キコトアレバ夏季旱魃ノ際ニ於テ或ハ右用水量ニ影響ヲ及ボシ假令其影響ナシトスルモ感情上該用水關係者ノ苦情ヲ醸スコトナキヲ保セズ從テ水道水源トシテ之ヲ採用スルハ聊不安ナルヲ免レズ

次ニ高井谷ノ湧水ハ町ヲ距ル二里半強ニシテ山脚ニ於ケル粘土盤上ノ砂利層ヨリ湧出シ其東方ニ位スルモノ最多量ニシテ其西方數間ニ互リ一帶ニ多少湧出セリ是等ノ湧水ハ集テ一小池ヲ成シ之ヨリ數個ノ水車ニ引用セラレ其水流ハ田野約十町歩ニ灌溉セラルト言フ其水質ハ外見良好ニシテ池底ニ少許ノ砂鐵ヲ沈澱セル點ヨリ見レバ少量ノ鐵分ヲ含ムハ或ハ免レザランモ濾過ヲ用ヒズシテ飲料ニ供スルコトヲ得ベク其水量ハ概測ニ據レバ每秒三立方尺(約五斗)内外ナルガ如シ故ニ前記田野ノ灌溉用水トシテ每秒〇立方尺七ヲ控除スルモ水車ニ對シ相當ノ補償ヲ爲シ其引用ヲ止

ムレバ略水道用水ヲ供給スルニ足ルト雖惜哉其水面標高僅ニ八十尺ニ滿タズシテ水源トシテ位置頗低卑ナルノ缺點アリ然レドモ巨費ヲ投ズレバ自然流下法ニ依リ低壓水ヲ町内ニ供給スルコトヲ得ベシ

終ニ日野川ノ伏流水ニ就テ述ベンニ現在鐵道鐵橋ノ上流左岸堤外ニ位置セル鐵道揚水所ニ於テ面積二十五坪水深九尺此容量四千九百立方尺(約七百三十五石)ノ貯水池ヲ造リ一日最大一萬九千立方尺(約二千八百五十石)ノ水量ヲ揚水スルモ僅ニ水深一尺ヲ減ズルニ過ギズト言ヘルコト竝ニ其下流左岸ニ沿ヘル田野ハ頗濕地ニシテ此邊一帶地下八寸ニシテ地下水ヲ見地質砂層ナル點ヨリ考フレバ伏流水ノ豊富ナルコト明ニシテ且夏季旱魃ノ際ニ於テモ日野川全部ノ涸渴スルガ如キコトナシト言ヘルヲ以テ若同川堤内河底ニ相當ノ設備ヲ施ストキハ水道用水トシテ充分ナル伏流水ヲ集取スルコト決シテ困難ニアラズ且其下流ニ於テハ最早ヤ灌溉用水ヲ分水スルモノ絶無ナルヲ以テ之ガ爲農民ノ苦情ヲ訴ヘルガ如キコト萬無カルベキニヨリ該伏流水ヲ以テ水道水源ト爲スハ最容易且安全ナリト思考ス

### 第三 高井谷湧水ニ依ル水道ト日野川伏流水ニ依ルモノトノ比較

日野川伏流水ハ河底ヨリ収集スルヲ以テ日野川出水ノ際ト雖甚シク溷濁スルコトナカルベシ然シナガラ之ヲ使用スル爲ニハ濾過ヲ施サザルベカラズ即日野川法勝寺川合流點附近ニ於テ内徑十八

吋混凝土管ヲ河底ニ埋設シテ取水シ其左岸堤外適當ノ地點ニ相當ノ地上ケヲ爲シ面積約五千坪ノ淨水場ヲ設ケ周圍ニ堤防ヲ遶ラシ此處ニ面積二百九十坪ノ濾過池三個（人口三萬五千人ニ對スルモノニシテ内一箇ハ豫備ニ充ツ）及唧筒場ヲ設ケ唧筒場ニハ取水唧筒及送水唧筒各三基ヲ備エ之ヨリ内徑十四吋鐵管（延長四百間）ヲ布設シテ西方ニ當レル三角點所在地ノ山上ニ設置スル容量三萬三千立方尺（約五千石）ノ配水池二箇ニ唧水シ配水池ノ滿水面ハ標高百六十尺ト爲サントス配水本管ハ人口五萬人ニ對スル最大給水量毎秒三立方尺四七ニ消火用水トシテ毎秒一立方尺六七ヲ加ヘタル水量毎秒五立方尺一四（約七斗七升）ヲ送致センガ爲動水勾配百五十分ノ一ヲ以テ内徑拾六吋鐵管ヲ用ヒ配水池ヨリ出雲街道ニ出テ町内國道交叉點ニ至ル延長千八十三間トシ此處ニ於テ三個ノ幹線ニ別テ、第一ハ法勝寺町ヨリ東倉吉町迄十二吋西倉吉町ヨリ立町迄十吋灘町ニ於テ八吋ノ幹線トシ第二ハ糶町一丁目ノ十吋ニシテ角盤町並ニ博勞町方面各八吋管ヲ分岐シ第三ハ日野町ヲ經テ停車場前加茂町ニ至ル迄十吋同處ヨリ西町ニ至ル迄八吋ノ幹線トシ此等ノ幹線ヨリ各方面人口ノ密度ニ應ジテ六吋又ハ四吋支管ヲ分岐シ以テ鐵管網ヲ形成シ各鐵管線ニハ間隔六十間乃至百間ヲ以テ消火栓總數百四十基ヲ取附又專用給水ヲ受クルコト能ハザルモノ、爲ニ共用栓百基ヲ配置スルコト、ナサントス斯ノ如クスレバ鐵管總延長六里弱ニ上リ其幹線ニ於ケル有效水頭ハ九十五尺乃至七十尺ヲ保持スルコトヲ得ルニ依リ町内最高ノ建築物ニ對シテモ充分ノ消火能力

アルモノト認ム

前記工事ニ要スル工費ハ因ヨリ詳細ナル設計ヲ了セザレバ正確ニ之ヲ知ルコトヲ得ズト雖概算ニ依レバ左記ノ如クナランカ

一金九拾萬圓也 總額（但計畫人口一人當拾八圓）

内 譯

金貳萬五千圓	用 地 費
金貳拾貳萬八千圓	取水及淨水費
金七萬八千圓	送水及唧筒費
金 拾 萬 圓	配 水 池 費
金參拾四萬五千圓	配 水 管 費
金九萬四千圓	事務所器械及器具
金參 萬 圓	諸建物鐵管試驗 諸費
	豫 備 費

高井谷湧水ハ未完全ナル水質試驗表ナシト雖強雨ノ際ト雖濁スルコトナシト云ヘルヲ以テ取水口ニ相當ノ設備ヲ施セバ濾過セズトモ之ヲ使用スルコトヲ得ベシ然レドモ其水面標高僅ニ八十尺

ナルヲ以テ千五百分一ノ動水勾配ヲ以テ延長五千貳百間ノ内徑十八吋管ヲ布設シ途中鐵道橋ヲ利用シテ日野川ヲ横斷シ町東方郊外ノ高地ニ送水スルモ配水池ノ滿水面ハ標高六十尺ヲ上ルコトヲ得ズ而シテ配水池ノ容量ハ日野川案ト同様トシ之ヨリ延長八百三十間ノ内徑十六吋管ニ依リ四百分ノ一ノ動水勾配ヲ以テ單ニ飲料及雜用水量毎秒三立方尺四七(約五斗二升)ヲ配給スルコト、シ鐵管網ハ總テ前案ニ同ジトスレバ町内幹線ニ於ケル有效水頭ハ僅ニ二十五尺乃至十八尺ヲ有スルニ過ギズ若大火災ニ際シテハ到底消火ノ能力ナキヲ以テ之ガ爲ニハ配水池ノ下方ニ當リ豫メ唧筒ヲ設備シ火災ノ際ハ之ヲ運轉シテ配水管内ノ水壓ヲ増加スルノ方法ヲ講ゼザルベカラズ而シテ之ニ要スル工費ハ概算ニ依レバ左ノ如シ

一金百拾五萬圓也 總額

内 譯

- 金五拾萬圓 取水及導水費
- 金九萬四千圓 配水池費
- 金參拾六萬圓 唧筒及配水管費
- 金拾參萬六千圓 事務所器械及器具
- 諸建物鐵管試驗 諸費

金貳萬圓	用地費
金四萬圓	豫備費

第四 結論

前述ノ如ク高井谷湧水ニ依ル水道ハ水質清冽夏冷冬暖ニシテ且平素自然流下式ニ依リ給水スル爲動力費ヲ要セサル利益アリト雖獨標高不充分ナルガ爲町内ノ給水頗低壓ニシテ需用者ノ不便甚シキノミナラズ距離遠隔ノ爲工事上諸交渉ノ煩累多ク且多額ノ工費ヲ要スル缺點アリ之ニ反シ日野川伏流水ニ依ルモノハ水質ノ點ニ於テハ或ハ前者ニ比シ些劣ル所アランモ濾過ヲ施スヲ以テ衛生上却テ安全ナルベク又濾過池ノ維持並唧筒運轉ノ爲餘分ノ經費ヲ要スレドモ右工費ニ於テ前者ニ比シ貳拾五萬圓ノ低減ヲ見ルニ依リ假ニ之ガ利子ヲ年八朱ニ見積レバ一年貳萬圓ニシテ優ニ濾過池ノ維持費並唧筒ノ動力費ヲ償テ餘アルベキ故ヲ以テ當町水道ノ水源トシテハ日野川伏流水ヲ採擇スルヲ得策ナリト思考ス

以上の報告に基き、之が實現を企畫して、大正十二年一月十九日臨時水道委員設置規程を議決し、同年一月二十日之を告示した。後同年二月二十八日委員の任期一ヶ年を六ヶ月に改め、同年三月三日告示し、同月二十八日を以て、第一次水道委員七名を選任して、事務遂行に當ることゝなつた。



附 臨時水道委員設置規定

(大正十二年一月十九日議決 同年一月二十日告示)  
大正十二年二月二十八日改訂議決 同年三月三日告示

- 第一條 町村制第六十九條ニ依リ臨時水道委員(以下單ニ委員ト稱ス)七名ヲ置ク
- 第二條 委員ハ水道敷設ニ關スル調査及工事監督其ノ他工事施行上ノ重要ナル事務ニ從事ス
- 第三條 委員ハ町會ニ於テ公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ選舉ス
- 第四條 委員ノ任期ハ六ヶ月トス
- 第五條 委員ニハ諸給與規程ノ定ムル所ニ依リ費用辨償ヲ給與ス

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附 水道委員氏名 (第一次)

選任年月日	退職年月日	氏名
大正十二年二月二十八日	大正十二年八月二十七日	有本松太郎
同	同	遠藤光徳
同	同	四日市庄次郎
同	同	野坂吉五郎

同	同	坂口惣五郎
同	同	綿邊幸四郎
同	同	名島幸太郎

第二節 水道の計畫

大正十二年四月七日水道施設調査費金五千四百七拾圓八拾五錢を、和田技師提出の豫算に基き水道委員會及町會に附議して、之を可決し、即日電報及書面を以て、委託の旨通知する所あると共に、土地立入許可申請、及河川堀鑿願を、同月十日附で、本縣知事に提出した。

大正十二年四月十日 米子町長 西尾常彦  
鳥取縣知事 日比重雅宛

土地立入許可申請

本町水道敷設事業準備ノ爲左ノ通り土地立入ノ儀御許可相成度此段申請候也

記

- 一起業者 米子町
- 二事業種類 水道敷設事業實測並水源調査

三區 域 西伯郡米子町車尾村成實村春日村  
四期 間 大正十二年四月十五日ヨリ二ヶ月間ノ豫定

河川堀鑿願

日野川筋西伯郡車尾村大字觀音寺字戸上地先

河敷試堀

- 一 河川敷使用面積 參 坪
- 二 施設ノ目的 上水道敷設ノ爲日野川伏流水量調査
- 三 着手ノ期日 大正十二年四月十五日
- 四 終了ノ期日 大正十二年四月三十日
- 五 料 金 無 償
- 六 使用 期 間 十六日間

右御許可相成度終了ノ上ハ原形ニ復スベク見取圖横斷面圖相添へ此段出願候也

大正十二年四月十日

西伯郡米子町長 西 尾 常 彦

鳥取縣知事 日 比 重 雅 宛

同十六日土地立入測量の件許可せられ、越て十七日河川堀鑿の件許可せられた。

鳥取縣受土第一一〇一號

西伯郡米子町長

大正十二年四月十日付申請水道敷設事業準備ノ爲土地立入測量ノ件許可ス

大正十二年四月十六日

鳥取縣知事 日 比 重 雅 重

鳥取縣受土第一一〇七號

西伯郡米子町長

大正十二年四月十日附願河川敷堀鑿ノ件許可候條左ノ通心得ベシ

大正十二年四月十七日

鳥取縣知事 日 比 重 雅

一、位 置 日野川筋西伯郡車尾村大字觀音寺字戸上地先河川敷ニシテ願書ニ添付シタル

ハ圖面ノ通リトス

二、堀鑿ノ長巾及深 巾各壹間五分

深 貳間五分

三、堀鑿材料ノ置場 面積六坪七合五勺

四、目的 伏流量調査

五、期間 許可ノ日ヨリ拾六日間

六、調査ヲ了シタルトキハ堀鑿部分及堀鑿材料ノ置場ニ使用シタル土地ヲ原形ニ回復スベシ

七、工事ニ着手又ハ竣工シタルトキ並土地ヲ原形ニ回復シタルトキハ所管土木工營所ニ届出其

指揮監督又ハ検査ヲ受クベシ

大正十二年四月二十三日、水源地候補地賃借の件を、町會に附議し、決定を見たるを以て、直に土地所有者と契約した。

附議案第四七號

水道水源調査用土地借入ニ關スル件

左記土地ハ本町水道水源調査用地トシテ大正十一年四月ヨリ同年七月末日迄記載料金ヲ以テ借入スルモノトス但シ借入契約ニ關スル條項ハ町長ノ定ムル處ニ依ル

大正十二年四月二十三日提出同日議決

米子町長 西 尾 常 彦

記

西伯郡車尾村大字車尾字中河原百十六番ノ内

一、田段別貳畝歩 住所同村賃貸人 廣東 德 次 郎

此賃借料金拾五圓

同 上字柳堀三百六十番ノ内

一、田段別壹畝拾參歩 住所同上賃貸人 塚 本 房 太 郎

此賃借料金拾五圓

續いて源泉を堀鑿し、試験に着手したるが、大正十二年四月二十九日、町會議員一同は、鑿井現場を視察した。尚水源地地質調査の必要を感じ、同年四月十日農商務省地質調査所に、技術官の派遣を申請した。

技術官派遣申請書

一、申請者 鳥取縣西伯郡米子町長西尾常彦

二、所在地 鳥取縣西伯郡米子町

三、調査事項 上水道敷設計畫上必要ノ爲メ地質調査ヲ要ス  
四、立會人 和田忠治

御許可アリ次第地質調査派遣官ト隨行ス

五、調査ハ速ニ着手アラレコトヲ望ム

調査ノ期間ハ往復日數共一週間ノ豫定

右申請候也

大正十二年四月十日

鳥取縣西伯郡米子町長代理

米子町囑託技師 和田忠治

農商務省地質調査所長 井上禧之助殿

同年同月十七日、農商務省地質調査所技師大井上義近と共に、和田囑託技師來米した。直に調査に着手し、實地精査の上、地質學的考査を爲して、歸京せられた。而して和田技師は内務省衛生局松尾技師と打合せ、水源豫定地日野川伏流水水質が、鐵道給水所の水質と同様ならば、該分析表に依り、濾過池の必要を認めず、簡單なる殺菌装置として、計畫することを適當なりとし、水質試験急施の上、報告する様照會ありたれば、該試験の爲め、技術官派遣方を本縣知事に申請した。

發土第七號

技術官派遣方申請

米子町上水道敷設計畫上必要有之候ニ付上水道源地西伯郡車尾村大字車尾地内、伏流水々質試験ヲ大正十一年七月内務省令第二十二號ニ依リ施行致度候間主任技術官至急御派遣ノ儀特ニ御免許被下度此段申請候也

大正十二年五月九日

西伯郡米子町長 西尾常彦

鳥取縣知事 日比重雅殿

同月十二日櫻井技手出張水質試験の爲源泉井水を採取して歸廳せられた。同月二十四日試験表を交附せられたるを以て、直に和田技師宛送附した。

同年六月十四日、和田技師は水道設計書を携へて來米、其内容に付、詳細町長に説明する所あり、仍て同月二十七日午後一時より、水道委員會を招集し、左記協議事項を附議し、審議の結果可決した。

協議事項

一、水道敷設ノ件



本町水道ハ和田技師ノ調査設計ニ依リ伏流水ニ依ルモノトシ總工費七十萬圓ヲ以テ大正十三十四ノ二ケ年繼續事業トシテ實施ノ計畫ヲ爲スモノトス  
尙國庫補助ノ有無ニ關セズ事業ヲ遂行スルモノトス

二、補助稟請ノ件

水道費ニ對シテハ國庫及縣費ノ補助ヲ稟請スルモノトス

三、起債ノ件

水道費中國庫及縣費補助額ハ今日之レヲ確知シ能ハザルモ總額ノ四割ノ補助ヲ受クルモノトシ不足額四十二萬圓ヲ左ノ方法ニ依リ起債ノ手續ヲ爲スモノトス

但シ縣補助ノ決定如何ニ依リテハ財政計畫ノ變更ヲ要スルコトアルベシ

(1) 起債額四十二萬圓 年利八分以内

金十五萬圓 十三年度借入

金二十七萬圓 十四年度借入

(2) 借入先

(3) 大藏省預金低利資金簡易保險積立金縣積立金勸業銀行其他ノ銀行會社若クハ個人  
償還方法及財源

大正十三年十四年ノ二ケ年据置十五年度ヨリ二十ケ年間ニ元利均等償還方法ニ依リ水料  
收入金及町稅ヲ以テ償還スルモノトス

但シ全部長期ニ依リ借入レ能ハザル時ハ一時短期ノ契約ニ依リ借入漸次低利債ニ借替ヲ  
爲ス等ノ方法ヲ採ルモノトス

其後町長は、銳意申請書類の作製を急ぎ、漸く完成を見たので、大正十二年六月二十九日、水道敷設事業認可、國庫補助申請、縣費補助申請起債の件自大正十三年度、至大正十四年度、米子町水道費繼續年、及支出方法等、左記に依り町會に附議し、可決せるを以て、直に事業認可申請の手續を取つた。

當時の町會議員左の如し

砂口又吉	船越篤治	後藤乙松
笹鹿久太郎	山内定次郎	住田寅次郎
田村源太郎	名島幸太郎	船倉唯衛
西山清市	井澤幸市	森伊兵衛
綿邊幸四郎	遠藤光徳	有本松太郎
坂口惣五郎	野坂吉五郎	佐野善市
大田善十郎	落合恒雄	板見恒松

大原 峯太郎  
 池口 今造  
 坂口 武市  
 四日市 庄次郎  
 由井 近藏  
 服部 勝之助  
 關 久内  
 河端 乙三郎

第六四號

水道敷設ノ件

本町々はニ基キ上水道敷設事業ヲ別紙目論見書ノ通り國庫補助ノ有無ニ拘ラズ大正十三年度ヨリ  
 二ヶ年繼續事業トシテ施行スルモノトス

大正十二年六月二十九日

米子町長 西尾 常彦

第六五號

水道敷設國庫補助稟請ノ件

本町水道敷設費ニ對シ國庫補助金ノ下付ヲ申請スルモノトス

大正十二年六月二十九日

米子町長 西尾 常彦

第六六號

水道敷設費縣費補助稟請ノ件

本町水道敷設費ニ對シ縣費補助金ノ下付ヲ申請スルモノトス

大正十二年六月二十九日

米子町長 西尾 常彦

第六七號

起債ニ關スル件

本町上水道敷設費ニ充ツル爲左記方法ニ依リ起債スルモノトス

- 一、起債金額 金四拾貳萬圓
- 一、起債ノ目的 上水道敷設費ニ充當ノ爲
- 一、借入ノ利率 年八分以内
- 一、借入ノ先 大藏省預金部低利資金簡易保險積立金縣積立金日本勸業銀行又ハ其他ノ銀行

會社若クハ個人

一、借入時期 左記内譯ノ通

金拾五萬圓

大正十三年度

金貳拾七萬圓

大正十四年度

但シ借入期月ハ債權者ト協定スルモノトス

一、据置期間

自大正十三年度  
至大正十四年度 貳ケ年間

一、償還期限

自大正十四年度  
至大正三十四年度 貳拾ケ年賦

每年九月三月ノ二期ニ償還

但シ各年度ニ於ケル起債額ノ一部若クハ全部ヲ本項所定ノ長期償還方法ニ依リ借入契約ヲ爲シ能ハザルトキハ一時短期償還ノ契約ヲ以テ借入レ又ハ町財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ或ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

大正十二年六月二十九日

米子町長 西尾常彦

第六八號

自大正十三年度  
至大正十四年度 鳥取縣西伯郡米子町水道費繼續年期及支出方法

一金七拾萬圓

水道費

内譯

金貳拾五萬圓

大正十三年度支出額

金四拾五萬圓

大正十四年度支出額

右本町上水道敷設ノ爲支出スルモノトス

大正十二年六月二十九日

米子町長 西尾常彦

鳥取縣西伯郡米子町繼續費水道費收支計算表

收入

科 目	大正十三年度	大正十四年度	計	種 目 說 明	
				金 額	種 目 說 明
一、補助金	100,000	120,000	220,000	一、國庫及縣補助金	220,000 國庫及縣補助金
二、町債	120,000	120,000	240,000		





伯備線ノ全通等ニ依リ戸口ノ増加ト産業ノ發展トハ更ニ急速ナル進捗ヲ見ルベキハ信ジテ疑ハザル所ナリ然ルニ本町ハ一般ニ水質不良ニシテ町内一千百有餘ノ井水ハ検査ノ結果飲用ニ適スルモノ僅ニ其百分ノ五餘ニ過ギズ町民ハ日夕飲料水及家事用水ニ困窮シ或ハ堀抜井ニ依リ地下水ヲ利用セシムトスルモ地質ノ關係上良水ヲ得ルコト不可能ナルガ故ニ一朝惡疫ノ流行ヲ見シカ病毒ノ傳播頗劇甚ナルヤ必セリ加之火防ニ要スル水利ノ便極メテ乏シク強風ノ際不幸ニシテ火ヲ失スルガ如キ事アラムカ忽全町ヲ灰燼セシムルノ虞ナシトセズ

如上ノ狀況ナルニ依リ衛生警備産業等何レノ點ヨリ之ヲ視ルモ本町上水道ノ敷設ハ最緊急施設ヲ要スル事業ニシテ町民多年ノ渴望セル所ニ有之今般水源其他ノ調査ヲ了シ實施設計ヲ終リ茲ニ工事費七拾萬圓ヲ以テ上水道敷設並ニ工事實施ノ儀本町會ノ議決ヲ經候條併セテ御認可相成度關係書類及圖面相添此段稟請候也

大正十二年六月二十九日

米子町長 西 尾 常 彦

内務大臣 水野練太郎 殿

米子町水道布設工事目論見書

第一 水道事務所所在地

水道事務所所在地ハ鳥取縣西伯郡米子町役場内

第二 水源ノ位置及其水量ノ概算

水源ノ位置ハ鳥取縣西伯郡車尾村字古池地内日野川左岸堤防内トシ水源ハ日野川ノ伏流水トス日野川ノ最小水量ハ西伯郡大幡村字立岩ニ於テ毎秒二百十六立方尺九六伏流量ハ方六尺深六尺ノ井戸ヨリ湧出スモノ毎秒〇立方尺八

水質分析表ハ別紙第一號書ノ通り

第三 水道線路及水道線路ニ沿ヒタル地名貯水池濾水場唧筒場ノ位置

水道線路ハ前記水源地ヨリ起リ西伯郡車尾村字古池字觀音寺及同郡成實村字長田地内ヲ經テ米子町ニ至ルモノトス

本水道ハ水源ノ水量豊富且水質良好ナルヲ以テ貯水池及濾水場ヲ設置セズ

唧筒場ノ位置ハ前記水源地構内配水池ノ位置ハ車尾村字觀音寺及成實村長田ニ跨ル山頂トス

第四 給水ノ區域其人口及其一人一日ニ對スル平均給水量

給水ノ區域ハ米子町全部

四六

米子町ノ人口ハ大正十一年末現在二萬四千九百三十四人

一人一日ニ對スル平均給水量ハ一日最大四立方尺トス

第五 人口増殖及多量ノ水ヲ用ユル製造場等ニ對スル給水量増加ノ見込

將來ニ於ケル人口ノ増加ヲ見込ミ計畫人口ヲ五萬人トス

目下本町ニハ多量ノ水ヲ用フル製造所等少ク且出入船舶ニ對スル給水モ殆皆無ナリト雖

將來是等ニ對スル給水量増加ノ見込額ハ前記計畫人口及平均給水量中ニ含蓄スルモノトス

第六 水壓ノ概算

送水管 最大百八十三尺

配水管 全 百八十六尺

第七 工事ノ方法

工事ノ方法ハ水源地ニ於テ日野川ノ堤防ニ沿ヒ三百九十尺ノ間隔ヲ以テ内徑十五尺水深十一尺ノ煉瓦井戸二個ヲ設置シ内徑一尺五寸混泥土管ヲ以テ連絡シ下流ノ井戸ニ隣接シテ唧筒場ヲ設ケ場内ニ五十五馬力電動唧筒二基及ガソリンポンプ一基ヲ据付井内ニ湧出

スル日野川ノ伏流水ヲ唧揚シテ延長五百二十六間ノ内徑十四吋鐵管ニ依リテ之レヲ觀音寺山頂ニ設置スル内法方四十八尺水深十六尺ノ配水池二個ニ送致シ配水池ヨリ町ノ中央ニ向ヒ延長千〇七十六間ノ内徑十六吋鐵管ヲ布設シテ之レヲ配水本管トシ該本管ヨリ内徑十二吋乃至八吋ノ幹線並ニ六吋又ハ四吋ノ支管ヲ順次町内ニ分岐シ之レニ依リテ給水區域内ニ配水ス其詳細ハ別紙第二號書計畫說明書ニ記述セル所ノ如シ

第八 起工並ニ竣功期限

起工ハ認可ノ日ヨリ三ヶ月以内竣功ハ起工ノ日ヨリ滿二ケ年以内

第九 工費ノ總額其收入支出ノ方法及其豫算

工費ノ總額ハ金七拾萬圓其收入支出ノ方法及其豫算ハ別紙第三號書ノ通

第十 水料ノ等級價格水料徵收ノ方法及經常收支ノ概算

水料ノ等級價格水料徵收ノ方法ハ別紙第四號書水道使用條例ニ記載ノ通  
經常費收支ノ概算ハ別紙第五號書ノ通

水質試驗成績書

依託者 西伯郡米子町役場

四七

- 一、檢水ノ種類 深サ十二尺ノ鐵管ヨリ湧出スル日野川ノ伏流水
- 一、採酌ノ場所 西伯郡車尾村大字車尾字中河原百十六番地（中河原ハ字古池ノ内ノ小字ナリ）
- 一、採酌ノ時 大正十二年五月十二日午後二時二十分
- 一、天 氣 當日前日共半晴
- 一、温 度 氣温攝氏二十二度水温攝氏十三度二分

成 績

- 一、色及清濁 無色透明
- 一、臭 味 感知セズ
- 一、沈 滓 酸化鐵少量
- 一、反 應 中 性
- 一、亞 硝 酸 檢出セズ
- 一、安 母 尼 亞 檢出セズ
- 一、過マンガン酸カリウム消費量 〇、九四八（一リットル中ミリグラム）
- 一、格 魯 兒 一〇、六三五（一リットル中ミリグラム）
- 一、硝 酸 檢出セズ

- 一、獨乙總硬度 〇、六五度
  - 一、蒸發 殘 渣 六〇ミリグラム（一リットル中）
  - 一、細菌聚落數 三〇個（一立方センチメートル中）
  - 一、異常成分 檢出セズ
- 右之通リ

大正十二年五月二十四日

鳥取縣警察部衛生試驗所

右試驗擔任者 櫻 井 重 一

取水量決定ノ理由書

米子町水道ハ計畫人口ヲ五萬人トシ其一人一日ニ對スル平均給水量ヲ一人最大四立方尺ト定メタルニ依リ所要水量ハ每秒二立方尺三一ナリ

一時間最大給水量ノ割合ハ前記水量ノ五割増即每秒三立方尺四七トシ且消火用水ハ同時有效ニ十基ノ消火栓ヲ放水セシメンガ爲每秒一立方尺六七ヲ見込ミタルニ依リ配水本管ニ對スル計畫水量ハ每秒五立方尺一四ナリ

水源ハ西伯郡車尾村字古池地内ニ於ケル日野川左岸堤防内ノ伏流水トス該伏流水ハ水質良好且水量豊富ニシテ優ニ本水道ノ所要水量ヲ供給スルコトヲ得ベシ左ニ其理由ヲ述ベントス  
 日野川ハ源ヲ伯耆出雲及備中備後ノ國境ニ發スル山陰第二ノ大河ニシテ車尾村字觀音寺ニ於テ法勝寺川ト合シ北流シテ海ニ注グ其流路延長約二十里流域面積五十六方里六ヲ有ス之ニ依リ灌漑セラ  
 ルル耕地ヲ舉グレバ

用水路名	分水地點	灌漑段別	取入水量
蚊屋井手	西伯郡大幡村(右岸)	九一二町步	1 <small>毎秒立方尺</small>
豐田井手	同上	二〇七町步	1
五千石井手	同 幡郷村(左岸)	二九〇町步	1
米川	同 車尾村(同)	一六九町步	一四五
新開川	同上(同)	一三一町步	四八

ニシテ是等用水路ノ分水地點ハ總テ豫定水源地ノ上流ニ屬シ其下流ニ於テハ鐵道給水所ノ外他ニ既設水利事業又ハ灌漑用水ノ引入口ナシ

日野川ノ最小水量ニ付テハ未ダ永年ノ調査ナシト雖遞信省水力調査ニ依レバ

測水地點	流域面積	低水量	湯水量	水量	最小水量
------	------	-----	-----	----	------

西伯郡大幡村字立岩	四五、八九 <small>方里</small>	三四一、二七 <small>毎秒立方尺</small>	二三〇、七二 <small>毎秒立方尺</small>	二一六、九六 <small>毎秒立方尺</small>
-----------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

ナリ然ルニ該調査ハ八、九月頃ニ行ハレタルモノナルニ依リ其上流ニ引入口ヲ有スル蚊屋井手豐田井手及五千石井手ハ各自必要水量ヲ分水セルコト明カナルヲ以テ假リニ米川ノ實例ニ依リ水量ヲ推算スレバ蚊屋井手毎秒三十一立方尺豐田井手毎秒七立方尺五千石井手毎秒十立方尺合計毎秒四十八立方尺トナル之ヲ前表ノモノニ加算スレバ立岩ニ於ケル日野川ノ最小水量ハ毎秒二百六十五立方尺即一方里當五立方尺七六ト見做スルコトヲ得ベシ  
 而シテ法勝寺川ノ流域状態ハ日野川ト大同小異ニシテ其合流口ニ於ケル流域面積ハ八方里五ナルニ依リ其最小水量ハ毎秒四十九立方尺ト見テ大差ナカルベシ故ニ豫定水源地附近ニ於ケル日野川ノ最小水量ハ立岩ニ於ケル水量毎秒二百七十七立方尺ニ法勝寺川ノ分ヲ加ヘ之ヨリ米川及新開川ノ取入水量毎秒百九十三立方尺ヲ減ジタルモノ即毎秒七十三立方尺トシテ可ナルベシ大正九年以降鳥取縣廳ニ於テ觀測シタル日野川水量水標ノ最低水位ヲ見ルニ左表ノ如ク

地 點	大正九年		大正十年		大正十一年		同	
	期間	日數	讀高	期間	日數	讀高	期間	日數
西伯郡幡郷村大字大殿河川ヨリ上流約二里	自七月十九日 至八月六日	九	一、二一 <small>尺</small>	自八月八日 至八月十六日	一九	一、五一 <small>一、一七</small>	自八月十五日 至八月廿三日	二元
						〇、四一 <small>一、五</small>	自八月廿七日 至九月五日	三〇
								〇、五

同郡車尾村日野橋	自明治十九年一月至九月九日	一〇	四一 <sup>寸</sup> 五 <sup>寸</sup>	自八月九日至八月十七日	一九	一八一 <sup>寸</sup> 九	自八月六日至八月十三日	二八	〇、五 <sup>寸</sup> 一 <sup>寸</sup> 三	自八月七日至九月五日	二〇	〇、五
同約三十町	自明治十九年一月至八月八日	九	一、六 <sup>尺</sup> 一 <sup>尺</sup> 八	自八月十一日至八月十七日	一七	〇、八 <sup>尺</sup> 〇、九	自八月十二日至八月十九日	二六	一、〇 <sup>尺</sup> 一 <sup>尺</sup> 〇	自八月十七日至九月五日	二〇	一、〇

ニシテ之ニ依ルモ略前記水量ノ真ニ近キヲ察知シ得ベク又大正十年八月農商務技師牧氏ガ河口ニ於テ  
 急勾配ヲ有スルヲ以テ上流ノ伏流水ガ再ビ河口ノ低地ニ現出スル爲此ノ如ク流量ノ増加ヲ見ルモ  
 ノナラン

次ニ日野川ノ伏流水ハ果シテ幾何ナルヤヲ知ルハ頗至難ノ事ニ屬スト雖既知ノ事實ヨリ推考シテ  
 略其概數ヲ求メントス

日野川流域内ニ於ケル降水量觀測表ヲ見ルニ

地名	期	間	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
多里	自明治二十六年一月至大正九年		一三、一	一三、二	一四、〇	一三、二	一〇、八	一八、〇	二〇、七	一四、八	一三、三	一五、〇	一三、二	一三、五	一、七三、一
根雨	自明治三十四年一月至大正九年		一三、九	一四、五	一三、二	一〇、六	八、〇	一五、七	一七、九	一四、二	一八、四	二九、四	九、三	一七、七	一、五七、〇
法勝寺	自明治二十八年一月至大正七年十二月		一三、二	一四、九	二九、〇	一五、八	八、六	一五、七	一四、五	二五、〇	二五、六	一五、六	一〇、九	二〇、八	一、六六、七
米子	自明治二十六年一月至大正九年		一五、〇	一四、六	一四、〇	一三、六	一〇、三	一六、三	一四、五	一四、五	一四、七	一五、二	一一、七	一三、五	一、七三、二

大山	自明治十九年一月至大正九年	一〇、三	一六、二	一六、五	一四、四	一一、一	一九、〇	一七、八	一六、一	二七、八	二六、〇	一七、五	二四、五	二、二七、六
平均		一五、一	一三、〇	一三、〇	一〇、三	九、一	一七、〇	一七、〇	一四、八	一三、九	一四、六	一三、七	一四、七	一、八〇、三

ナリ而シテ鳥取市水道水源地ニ於ケル降水量ト流出量トノ關係ヲ調査スルニ

大正十年

月	降水量(耗)流出量ノ割合(%)
一月	二四、五
二月	三九、一
三月	一九、五
四月	一七、四
五月	一一、二
六月	二四、六
七月	二七、〇
八月	七、七
九月	三三、一
十月	二二、一
十一月	一四、九
十二月	一六、七
計	二、四一、五

大正十一年度

年	月	降水量(耗)流出量ノ割合(%)
大正十一年	一月	二〇、一
	二月	二六、七
	三月	二一、二
大正十一年	四月	九、四
	五月	九、五
	六月	六、七
同	七月	二六、〇
	八月	五、七
	九月	一九、四
同	十月	一三、一
	十一月	一九、七
	十二月	三六、九
計	一、九九五、五	

ニシテ之ヨリ流出量ニ對スル蒸發及滲透量ノ割合ヲ算出スレバ大正十年ハ八割二分大正十一年度ハ

十一割六分ニ當レリ今前記平均降水年量千八百〇五耗三及豫定水源地附近ニ於ケル日野川ノ流域面積五十四方里五ヲ採リ流出量ノ割合ヲ百分ノ五十トシテ計算スルトキハ日野川ノ一年平均水量ハ每秒八百六十五立方尺トナリ大正十一年夏季ノ例ニ從ヒ最小水量ハ此三分ノ一トスレバ每秒二百八十八立方尺トナルベシ而シテ蒸發及滲透量ハ之ト同量ナルニ依リ滲透量ハ其半額トスレバ每秒百四十四立方尺ニ相當ス

更ニ前記日野川ノ推定最小水量每秒二百六十五立方尺ニ法勝寺川ノ分ヲ加算シタルモ即每秒三百十四立方尺ヨリ考フルニ蒸發及滲透量ハ安全ノ爲其ノ割合ヲ百分ノ八十三ニ採ルトキハ每秒二百六十立方尺トナリ滲透量ハ其半額即每秒百三十立方尺ニ相當シ略前計算ノモノト大差ナキ數ヲ得ベシ而シテ此水量ハ大部分伏流水ト爲リテ河底及左右兩岸ノ砂礫中ニ潛入シ河口ニ向ヒ流去スルモノナルベシト雖流心ノ方向等ヨリ推考スレバ其左岸方面ニ分布スルモノ多キハ明カニシテ是即豫定水源地一帯ニ地下水ノ豊富ナル所以ナリトス

現ニ鐵道省ニ於テハ鐵道線路及堤防ノ交叉點附近ニ上面積二十五坪水深八尺ノ貯水池ヲ設ケテ伏流水ヲ集メ電動唧筒ヲ以テ之ヲ米子停車場其他ニ送水セルガ其水質ハ大正九年八月九日ノ試験ニ依レバ

無色透明	弱アルカリ性	石 灰	〇、五六
固 形 分	五、三六	炭 酸	一、二六九
苦 土	〇、一〇一	硝 酸	檢出セズ
硫 酸	〇、三二九	クロールソーダ	一、九三八
亞 硝 酸	檢出セズ	硅 酸	一、七六〇
アンモンニア	檢出セズ	有 機 物	〇、〇九五
鐵及礬土	〇、四〇〇	一時 硬 度	〇、四七一
總 硬 度 (獨乙)	〇、七〇一	礬石生成分	四、三一九
永 久 硬 度	〇、二三〇	汽 礬 用 水 ノ 可 否	最良
礬石不生成分	一、九七八		

但十萬分中ノ含量

ノ如ク良好ニシテ其水量ハ一日最大一萬九千三百立方尺ヲ唧揚スルモ水面漸一尺ヲ減ズルニ過ギズ且昨年ノ如キ稀有ノ旱魃季ニ於テモ湧水ノ状態ニ何等ノ變化ナク又日野川ノ流水如何ニ溷濁スルモ毫末モ其影響ヲ受クルコトナシト云フ

本年四月下旬水量調査ノ爲鐵道給水所ノ南約六十間堤脚ヲ距ル約十五間ノ地點ニ方六尺深六尺ノ井戸ヲ穿テ十五馬力電動機ト調帶ニ依リ連結シタル口徑八吋**セントリヒューガル**唧筒ヲ以テ三日間ニ互リ井水ヲ唧揚シ試験シタル所ニ依レバ該井ハ每秒零立方尺八ノ水量ヲ湧出スルニ水面ノ低下最大三尺五寸ヲ要シタリ其水質ハ別紙分析表ニ示スガ如ク頗良好ニシテ濾過ノ必要ヲ認メズ而シテ附近農民ノ言ニ據レバ此邊一帶ノ地下水ハ晩春及晩秋ノ候最潤渴シ夏季灌溉時季及冬季ニ於テハ却テ増加スト云ヘルヲ以テ前記湧水量ハ最渴水量ニ近キモノト認メテ不可ナカルベシ

此ノ如ク豫定水源地ニ於ケル日野川ノ伏流水ハ水量豊富ナルコト明カナルヲ以テ此處ニ三百九十尺ノ間隔ヲ以テ三個ノ井ヲ設置スレバ本水道ノ所要水量ヲ得ルコト疑ナキ所ニシテ而モ其影響區域ハ半徑百九十三尺ノ圓内ヲ出デザル見込ナルヲ以テ隣接田野ノ灌溉用水並ニ鐵道給水所ノ湧水等ニ何等ノ影響ヲ及ボスコトナシト思考ス故ニ本計畫ニ於テハ該伏流水ヲ以テ水源ト定メ之ヨリ所要水量毎秒二立方尺三一ヲ取水スルモノトス

計畫說明書

米子町ノ飲料水ハ水質最劣惡ニシテ現在町内ノ井總數千百〇五個ノ中其飲料ニ適スルモノハ僅ニ六十五(百分ノ五・八八)濾過後飲用ニ供スベキモノ二百四十(百分二・七一)其餘八百個百分七

二・三九)ハ實ニ飲用ニ適セザル不良水ナリ而シテ堀抜井ヲ穿ツモ地質ノ關係上純良ナルモノヲ得ルコト能ハズサレバ一朝惡疫ノ流行ヲ見ンカ病毒ノ傳播頗劇甚ナルヤ疑ナク加之水利ノ便極テ乏シキヲ以テ若夫強風ニ際シ火ヲ失センカ忽全町ヲシテ灰燼ニ歸セシムルノ虞ナシトセズ是本水道布設ノ急務タル所以ナリ

第一 設計ノ基本

本水道ノ設計ヲ爲スニ當リ先其基本タル人口及給水量ヲ定メザルベカラズ給水區域ハ米子町全部トシタルヲ以テ最近十一ケ年間ノ統計ニ依リ町内人口増殖ノ模様ヲ見ルニ左ノ如シ

年次	人口	前年ニ比シ増	前年ニ比シ減	増(減)率(百分)
大正元年	二一、八九三	九二五	1	四、四一一
同 二年	二二、四一三	五一九	1	二、三七〇
同 三年	二三、一九〇	七七八	1	三、四七一
同 四年	二三、四九五	三〇五	1	一、三一五
同 五年	二一、二八八	1	二、二〇七	九、三九四
同 六年	二一、七六八	四八〇	1	二、二五五
同 七年	二二、四九二	七二四	1	三、三二六
同 八年	二三、七三三	一、二四一	1	五、五一八
同 九年	二三、八三三	一〇〇	1	〇、四二一

大正十年	二、三、九九八	一六五	〇、六九二
同 十一年	二四、九三四	九三六	三、九〇〇
平均			二、八〇〇

即一年平均千分ノ二十八ノ増率ヲ以テ増殖セルヲ以テ假リニ將來モ此率ニ依リ増加スルモノトスレバ今後二十三年ニシテ約四萬七千人トナルベシ故ニ此外製造場及船舶等ノ給水ヲ見込ミ計畫人口ヲ五萬人トス然レドモ此際該人口ニ基キ全般ノ設備ヲ施ストキハ徒ニ巨額ノ資金ヲ固定スルノ不利益アルヲ以テ本計畫ニ於テハ送水管及配水本管ヲ除クノ外他ノ諸工事ハ暫該人口ノ三分ノ二ニ對スル程度ニ止ムルコトトセリ

一人一日ニ對スル平均給水量ハ一日最大四立方尺ト定ム故ニ人口五萬人ニ對スル水量ハ毎秒二立方尺三ナリ一時間最大給水量ノ割合ハ前記水量ノ五割増即毎秒三立方尺四七トシ此外消火用水トシテ毎秒一立方尺六七ヲ見込ミ合計毎秒五立方尺一四ヲ以テ配水本管ニ對スル計畫水量トス

第二 水 源

本水道ノ水源ヲ探索スルニ東ニ西伯郡宇田川村宇高井谷ノ湧水アリ南ニ幡郷村宇坂長ノ湧水並ニ成實村宇日原ノ法勝寺川伏流水アリト雖前者ハ距離遠隔ナルヲ以テ多額ノ工費ヲ要シ後二者ハ何レモ水量貧弱ニシテ到底所要水量ヲ供給スルニ足ラズ而シテ日野川ハ灌溉用水ノ關係上其上流ヨリ分

水スルコト至難ニシテ鑿井ハ本年四月下旬農商務技師大井上氏ノ調査ニ依レバ町ノ近傍ニ於テハ地質學上有望ナラズト云ヘリ然ルニ車尾村宇古池地内ニ於ケル日野川左岸堤防内ノ伏流水ハ町ヲ距ル僅ニ一里ニ位シ水量豊富且水質良好ニシテ本水道ノ水源トシテ最好適ノモノナルヲ以テ本計畫ニ於テハ之ヲ水源ト定メタリ

豫定水源地ハ東日野川ノ堤防ニ沿ヒ北ハ山陰本線ノ築堤ニ連リ南ハ觀音寺丘陵ノ屏立セルアリ地勢平坦ナル田畑ニシテ其附近ニハ鐵道給水所及車尾村國道筋並觀音寺山下ニ於ケル村落ノ外他ニ人家ナク其地質ハ表面數寸ノ壤土ヲ除ケバ其以下ハ安山岩質等ノ礫及玉石ヲ混ゼル有效大〇耗五空隙率百分ノ三十五ノ花崗岩質粗砂ニシテ砂礫層ノ深度ハ其近傍ニ現存スル鐵道鐵橋々脚基礎沈下ノ際ニ於ケル狀況ヨリ推察スレバ少クトモ地下三十尺ニ達スルモノト認ム此邊一帶ハ處々清水ノ湧出スルモノアリ且到ル處地下七寸内外ヲ掘穿スレバ清澄ナル地下水ヲ見ルコトヲ得ベシ而シテ本年四月下旬ニ於テ調査シタルニ地下水面ハ日野川水面ヨリ低キコト五尺餘ナル點ヨリ推察スレバ日野川ノ伏流水ガ砂層ヲ滲透シテ此處ニ現出スルモノナルコト明カナリ故ニ本計畫ニ於テハ人口五萬人ニ對スル水量毎秒二立方尺三一ヲ取水センガ爲此處ニ三個ノ井ヲ設置ス該伏流水ノ水質ハ頗清澄ニシテ何等有害成分ヲ含マズ且細菌數ハ僅ニ三十ニ過ギザルヲ以テ濾過ヲ施サスシテ之ヲ使用スルコトトセリト雖他日若上流又ハ附近ノ村落ニ惡疫流行シテ源水中ニ病菌潛入ノ危險ヲ感ズルガ如キ場合殺



菌法ヲ施サンガ爲水源地内ニ液體鹽素裝置ヲ準備スルモノトス

豫定水源池ノ敷地ハ源水ノ汚染ヲ防ギ且將來萬一源水ノ不良化シタル場合濾過地ヲ設置スルニ支障ナカラシメンガ爲鐵道給水所ノ南約二十五間ノ處ヨリ堤防ニ沿ヒ約百三十間ニ互リ巾約五十間ノ地域ヲ買收シ且現在堤脚ニ於ケル用水路ハ之ヲ敷地ノ西側ニ付替フルコトトセリ

日野川ノ河口ニ於ケル海潮干満ノ差ハ最大一尺五寸ニ過ギズシテ潮水ノ溯流ハ河口ヨリ約十町ノ範圍ヲ出デズ然ルニ豫定水源地附近ハ河口ヲ距ル約一里ノ處ニ位シ其河水面ハ河口ヨリ高キコト約三十尺ナリ故ニ豫定水源地ニ於テ深十五尺ノ井ヲ穿ツモ絶對ニ潮水ノ侵入スルガ如キ虞ナシト信ズ  
 第一取水井ハ鐵道給水所ノ南約三百五十尺堤脚ノ西約七十尺ノ地點ニ之ヲ穿テ其南堤防ニ沿ヒ三百九十尺ノ所ニ第二取水井ヲ築造シ將來擴張ノ際更ニ其南方ニ同様ノ間隔ヲ以テ第三取水井ヲ設クルモノトシ第一及第二取水井ハ内徑一尺五寸混凝土管ヲ以テ連絡シ且第一取水井ノ東方三十尺ノ處ニ唧筒井ヲ設置シ内徑十四吋鐵管ニ依リテ兩者相通ゼシム各取水井ヲ設置シ内徑十四吋鐵管ニ依リテ兩者相通ゼシム各取水井ハ下底ヨリ人口五萬人ニ對スル水量ノ三分ノ一即每秒零立方尺七七ヲ湧出セシムル爲水面ノ低下ヲ四尺ト豫定シ且其影響區域ハ半徑百九十三尺ノ圓トス其計算左ノ如シ

$$R = 1.36 \frac{H-h}{S \cdot 10 \frac{R}{r}}$$

但シR=影響區域ノ半徑(尺)

$$r = \text{井戸ノ半徑} = 7.5 \text{尺}$$

$$S = .02 \text{トス}$$

$$H-h = 4 \text{尺}$$

$$R = 1.36 \times \frac{4}{.02 \times 10 \frac{R}{7.5}} = 192.9 S_{ay} 193 \text{尺}$$

$$K' = \frac{\pi K P}{2.30}$$

但シK'=砂ノ粒大及空隙率ニ對スル係數

$$K' = \text{砂ノ粒大} = \text{對スル係數} = 8200 \times (0.5)^2 = 2050$$

$$P = \text{砂ノ空隙率} = 35\%$$

$$K' = \frac{3.1416 \times 2050 \times 3.5}{2.30} \times 980$$

$$Q = K' \frac{H^2 - h^2}{10g \frac{R}{r}}$$

但シQ=一井一日ノ湧水量(立方尺)

$$H = \text{原水深} = 14.3 \text{尺}$$

$$h = \text{低下水深} = 10.3 \text{尺}$$

$$Q = 980 \times \frac{14.3^2 - 10.3^2}{10g \frac{193}{7.5}} = 68400 \text{立方尺}$$

故ニ總湧水量ハ此三倍即二十萬五千二百立方尺ニシテ人口五萬人ニ對スル水量ヲ供給シテ餘アリトス

第一取水井ハ内徑十五尺深十五尺ニシテ周壁ハ煉瓦二枚積トシ鐵輪及鐵桿ヲ以テ補強シ下底ニ鐵柵ヲ裝シテ沈下ニ便シ底部ニ砂利厚三尺ヲ沈積シテ砂ノ侵入ヲ防ギ上部二十五吋I字鐵四條ヲ架シ之ニ厚二分鐵板ヲ載荷シ其上ニ厚七寸五分ノ鐵筋混凝土床ヲ以テ覆蓋ヲ設ケ其表面及周壁ノ上部外圍ニ厚六分「モリタル」ヲ塗リ土砂厚八尺五寸ヲ積載シ内徑三尺ノ人孔ヲ附シ其上部ニ鐵蓋ヲ備フルモノトス

第二取水井ハ第一ノモノト略同様ナレドモI字鐵ハ九吋覆蓋厚ハ五寸「モルタル」厚ハ四分土砂ノ厚二尺ニシテ人孔鐵蓋ハ水密トシ排氣ノ爲四分ノ三吋鉛管ヲ以テ第一取水井ト連絡ス混凝土管ハ地下十尺ノ處ニ松丸太算盤土臺ヲ置キ其上ニ管ヲ布設シ接合部ハ麻ヲ以テ填充ス唧筒井モ亦取水井ト相似ノ構造トシ其異ナル點ハ底部ニ厚二尺五寸ノ水中混凝土ヲ施シ又井内ニ内徑四尺五寸ノ同心圓煉瓦壁ヲ築造シ之ヨリ井内ノ一方ニ四個ノ光線狀導流壁ヲ出シ他方ニ唧筒ノ吸水管ヲ取付ケ上部ハ六吋I字鐵三條ヲ架シ厚二分鋼鐵ヲ以テ覆蓋トス

唧筒場ハ將來ハ擴張ヲ見込ミテ五基ノ唧筒ヲ据付クルニ支障ナカラシムル爲建坪四十八坪ノ鐵筋混凝土平家建トシ其周圍ハ現在地盤以上約十一尺ノ盛土ヲ施シテ堤防ニ接續セシメ三方繞スニ高四

尺ノ小堤ヲ以テス

### 第三 送水唧筒及送水管

送水唧筒ハ揚水量人口五萬人ニ對スル水量ノ三分ノ二即每秒一立方尺五四總揚程百八十尺ヲ要スルヲ以テ五十五馬力電動機直結口徑六吋高壓「タービン」唧筒二基トシ内一基ヲ豫備ニ充テ尙停電等ノ際ニ於ケル用意トシテ同一能力ノ「ガソリン」唧筒一基ヲ備フルモノトス

送水管ハ人口五萬人ニ對スル水量每秒二立方尺三一ヲ送致スル爲内徑十四吋鐵管トシ其路線ハ唧筒場ヨリ配水池ニ至ル迄直線トシ延長五百二十六間ナリ之ニ關スル計算左ノ如シ

$$U = C r^{0.63} S^{0.54} 0.001^{-0.04}$$

$$\text{但シ } U = \text{管内平均流速} = \frac{2.31}{1.07} = 2.16 \text{ (每秒尺)}$$

$$C = \text{係數} = 100 \text{ トス}$$

S = 勾配

$$r = \text{水理半徑} = \frac{1.17}{4} = 0.29 \text{ (尺)}$$

$$2.16 = 100 \times 2.90^{0.63} \times S^{0.54} \times 0.001^{-0.04}$$

$$S = 0.0021$$

$$\text{送水管ノ摩擦損失} = 526 \times 6 \times 0.0021 = 6.63$$

最大静水頭 = 188.00 - 16.40 = 171.6

唧筒ノ總揚程 = 171.6 + 6.63 + 1.77 = 180.00

但シ 1.77ハ水傘曲部等ニ對スル餘裕

唧筒ノ理論的馬力 =  $\frac{1.54 \times 62.5 \times 180}{550} = 31.5$  馬力

唧筒ノ能率 = 60%

唧筒ノ軸馬力 =  $\frac{31.5}{60} = 52.5$  餘裕ヲ見込 55馬力トス

第四 配水池

配水池ハ人口五萬人ニ對スル十二時間分水量ノ三分ノ二即六萬六千六百六十七立方尺ヲ貯溜センガ爲内法方四十八尺有效水深十五尺ノモノ二個トシ觀音寺山ノ絶頂ヲ削リテ之ヲ設置シ其注入管ハ内徑十二吋流出管ハ内徑十四吋溢流及排泥管ハ内徑十二吋鐵管トス山上ノ地質ハ硬質ノ火山灰層ニシテ處々軟岩ノ露頭ヲ有セリ

池ハ先ヅ地盤ヲ所定ノ深ニ掘鑿シ基礎トシテ配合一・三・六ノ混凝土厚三寸ヲ施シ其上ニ總テ配合一・二・四ノ鐵筋混凝土ヲ以テ池體ヲ築造ス

側壁ハ上巾八吋縦ニ二分一丸鐵ヲ心々十二吋ニ挿入シ内面ニ厚一吋外面ニ厚八分三吋ノ配合一・ニシルベスターモルタルヲ塗布ス其礎段ハ厚二尺巾外方七尺五寸内方六尺五寸ニシテ上下兩面共外

方ハ長手ニ四分三吋丸鐵ヲ心々四吋巾手ハ二分一吋丸鐵ヲ心々十二吋ニ内方ハ此反對ニ挿入ス

扶壁ハ十二尺ノ間隔ヲ以テ之ヲ設ケ厚二尺上巾一尺下巾七尺ニシテ左右共六本ノ一吋丸鐵ニ依リテ兩者ヲ緊結ス

隔壁ハ高十六尺五寸巾八吋ニシテ内外兩面共横ニ二分一吋丸鐵ヲ心々四吋乃至八吋縦ニ二分二吋丸鐵ヲ心々十二吋ニ挿入シ且内面ニハ厚一吋外面ニハ厚八分三吋ノ配合一・二・シルベスターモルタルヲ塗布シ其礎段ハ厚二尺巾外方四尺内方六尺ニシテ上下兩面共外方ハ長手ニ四分三吋丸鐵ヲ心々四吋巾手ニ二分一吋丸鐵ヲ心々十二吋ニ内方ハ此反對ニ挿入ス

扶壁ハ六尺ノ間隔ヲ以テ之ヲ設ケ厚二尺巾四尺ニシテ左右共六本ノ一吋丸鐵ヲ以テ補強シ且心々十二吋ノ二分一吋丸鐵ヲ以テ兩者ヲ緊結ス

支柱ハ縱横共十二尺ノ間隔ニ之ヲ設ケ高ハ覆蓋ノ勾配ニ應ゼシメ柱體ハ一尺五寸角ニシテ上下兩端ハ二尺五寸角ニ擴大シ四條ノ一吋丸鐵ヲ挿入シ一尺毎ニ四分一吋丸鐵ヲ以テ緊結ス下底ニハ方六尺厚一尺五寸ノ礎段ヲ設ケ下面ニ縱横共二分一吋丸鐵ヲ心々四吋ニ挿入ス

導流壁ハ支柱並ニ周壁間ニ交互ニ一端ヲ除外シテ之ヲ設ケ高十六尺五寸厚九吋ニシテ兩面ニ縱横共四分一吋丸鐵ヲ心々十二吋ニ挿入ス

池底ハ厚八吋ニシテ二分一吋丸鐵ヲ心々四吋ニ縱横ニ挿入シ表面ニ厚一吋ノ配合一・二・シルベ

スターモルタルヲ塗布ス

覆蓋ハ先周壁及支壁間ニ巾十四吋厚二十一吋桁ヲ縦横ニ架渡シ桁ハ上面ニ二分一吋丸鐵下面ニ一吋丸鐵ヲ各五本宛挿入シ桁上一面ニ厚九吋ノ床ヲ築造シ床ハ縦横ニ二分一丸鐵ヲ心々四吋ニ挿入シ表面ニハ四十八分ノ一ノ勾配ヲ付シ厚八分三吋ノ配合一・二・シルベスターモルタルヲ塗り且厚二尺ノ土砂ヲ積載ス覆蓋床ノ各格間ニハ一個置ニ徑八吋ノ通風孔ヲ設ケ其數一池ニ付八個トス  
 兩池隔壁ノ間隔ハ八尺トシ此内ニ巾五尺ノ通路ヲ設ケ路面ニハ二分一吋丸鐵ヲ挿入シタル厚五寸ノ床ニシテ池ノ満水面ト均シクシ上部ハ同様丸鐵ヲ挿入シタル厚五寸ノ穹窿トシ通路ノ兩端ニハ内法長六尺巾五尺ノ出入口ヲ設ケ階段及扉ヲ付ス

覆蓋盛土ノ周圍ハ二割法トシ法先ニハ巾一尺五寸深八寸ノ玉石張下水溝ヲ造リ溝端ニ内法二尺角深三尺ノ下水榭ヲ設ケ之ヨリ徑八寸陶管ニ依リテ下水ヲ排除ス排泥管ノ終點ニハ内徑三尺深二十尺煉瓦一枚積排水井ヲ設ケ之ヨリ徑一尺陶管ニ依リテ汚水ヲ構外ニ排出ス構内ノ切取面及盛土ノ周圍ニハ法三分ノ練積堅知石垣ヲ以テ擁壁ヲ造リ之ニ接シテ境界柵ヲ圍ラシ柵内ニハ番人詰所及物置各一棟ヲ建設シ且敷地内ニハ將來尙一池ヲ増設スルニ充分ナル餘地ヲ存ゼシム

第五 配水管

配水本管ハ人口五萬人ニ對スル一時間最大給水量ノ割合ニ消火用水ヲ見込ミタル水量即每秒五立

方尺一四ヲ送致センガ爲内徑十六吋鐵管ヲ用イ其路線ハ町ノ中央ニ達スル最好ノモノヲ採ルヲ可トスルヲ以テ配水池ヲ下リ出雲街道ニ出ル迄直線トシ之ヨリ同街道ヲ經テ町内國道交叉點ニ至ルモノトス其延長千〇七十六間ナリ故ニ此間ニ要スル磨擦損失ハ約三十一尺ナルニ依リ交叉點ニ於ケル最小有效水頭ハ百三十尺ナリ即左ノ如シ

$$U = C r^{0.63} S^{0.54} 0.001^{-0.04}$$

$$\text{但シ } U = \frac{5.14}{1.40} = 3.67 \text{ (每秒尺)}$$

$$C = 100$$

$$r = \frac{1.33}{4} = .33 \text{ (尺)}$$

$$S = \text{勾配}$$

$$3.67 = 100 \times 0.33^{0.63} \times S^{0.54} \times 0.001^{-0.04}$$

$$S = .00482$$

$$\text{配水本管ノ磨擦損失} = 1076 \times 6 \times .00482 = 30.96$$

$$\text{終點ニ於ケル最小有效水頭} = 173 - (30.96 + 3.5) - 8.87 = 130 \text{尺}$$

但シ 3.5<sup>尺</sup>ハ水弁曲部ニ對スル餘裕 8.87<sup>尺</sup>ハ交叉點ノ地盤高ナリ

町内配水管ノ管徑及配置ハ各方面現在人口ノ密度並ニ將來發展ノ模様等ヲ參酌シテ之ヲ定メタリ

即前記交叉點ニ於テ配水本管ヨリ三條ノ幹線ヲ出シ第一ハ法勝寺町ヨリ東倉吉町迄内徑十二吋西倉吉町ヨリ立町迄十吋灘町ニ至リテハ八吋トシ第二ハ糶町一丁目ノ十吋ニシテ角盤町並ニ博勞町方面ニ向ヒ各八吋ヲ分流シ第三ハ日野町ヲ經テ停車場前通加茂町ニ至ル迄十吋同所ヨリ西町ニ至ル迄八吋トシ是等ノ幹線ヨリ隨處ニ六吋又ハ四吋支管ヲ分岐シ以テ鐵管網ヲ造リ之ニ依リテ給水區域内ニ配水ス其總延長六里弱ナリ而シテ鐵管線ニハ必要ノ個所ニ阻水弁ヲ付シ且六十間乃至百間ノ間隔ヲ以テ消火栓總數百二十基ヲ配置シ又ハ專用給水ヲ受クルコト能ハザル者ノ爲ニ共用栓七十基ヲ備フルコト、セリ

米子町水道布設工費豫算

一金七拾萬圓也

内 譯

一金四萬八千五百七拾貳圓也

事務所費

内

金貳萬四百圓

俸 給

金貳萬參千百七拾貳圓

雜 給

金五千圓

需用費

内

金貳萬壹千圓

用地費

金七萬四千圓

水源費

金參萬五千圓

送水費

金拾萬五千五百圓

配水池費

金參拾貳萬貳千八百圓

配水費

金貳萬壹千四百圓

建築費

金壹萬四千七百圓

器械及器具費

金五千圓

試驗費

金貳千貳拾八圓

雜費

一金五萬圓也

豫備費

俸給内譯書

一金貳萬四百圓也

內譯

種目	金額	摘要
技師俸給	四、八〇〇	一人月俸二百圓二十四ヶ月分
技手俸給	一〇、八〇〇	三人月俸百五十圓各二十四ヶ月分
書記俸給	四、八〇〇	二人月俸百圓各二十四ヶ月分
種目	金額	摘要

雜給內譯書

一金貳萬參千七百七拾貳圓也

內譯

種目	金額	摘要
費用辨償	四八〇	水道委員費用辨償概算
旅費	二、〇〇〇	吏員赴任及出張旅費
手當	六、五五二	月參拾圓一人貳拾壹圓三人拾五圓二名 顧問及兼務手當百五拾圓共二十四ヶ月分
雇員給料	三、八四〇	二人月俸八拾圓二十四ヶ月分
備料	七、三〇〇	工夫平均日給參圓二名定夫平均日給貳圓二名共七百三十日分
賞與	三、〇〇〇	年末及成功賞與
種目	金額	摘要

需用費內譯書

一金五千圓也

內譯

種目	金額	摘要
備品費	五〇〇	卓椅子書箱等ノ類
消耗品費	一、二〇〇	用紙及薪炭等ノ類
印刷費	五〇	諸印刷代
通信運搬費	二四〇	電信電話及郵便料其他
被服費	二四〇	工夫及定夫分
賄費	七三〇	宿直用
雜費	二、〇四〇	
種目	金額	摘要

用地費內譯書

一金貳萬壹千圓也

內譯

種目	金額	摘要
水源用地	一四、〇〇〇	田及畑七千面坪壹面坪貳圓
種目	金額	摘要

水源地圖ノ通り

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
送水路用地	坪	一、六四〇	〇〇〇	一、六四〇,〇〇〇	田及畑八百二十面坪壹面坪當貳圓
同 上	坪	三九〇	〇〇〇	三九〇,〇〇〇	山林三百九十面坪壹面坪當壹圓
配水池用地	坪	一、五〇〇	〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	山林一千五百面坪壹面坪當壹圓
配水路用地	坪	五九〇	〇〇〇	五九〇,〇〇〇	田百五十面坪壹面坪當壹圓
同 上	坪	一、三〇〇	〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇	田及畑六百五十面坪壹面坪當貳圓
補償費		一、五八〇	〇〇〇	一、五八〇,〇〇〇	材料置場借地料其他
					延長四百十間市平均二間
					延長七十八間市平均五間
					延長百十間市平均 間
					延長三百二十五間市平均二間

水源費內譯書  
一金七萬四千圓也  
內譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
掘鑿	立坪	五、八四	四〇〇	二、三三六,〇〇〇	取水井及ポンプ井掘鑿
同 上	本	八、九八	四〇〇	三、五八三,〇〇〇	混凝土管掘鑿及埋戻
同 上	本	一三〇	七五〇	九七五,〇〇〇	內徑一尺五寸長三尺 各井連絡用特製品
同 上	本	一三〇	四〇〇	五、二〇〇,〇〇〇	運搬及算盤土臺繼手材料並ニ水替共
同 上	個	一	二、七〇〇	二、七〇〇,〇〇〇	十四吋 唧筒井用取付共
同 上	個	三	六〇〇	一、八〇〇,〇〇〇	六吋 同
第一取水井	箇所	一	六、二〇〇	六、二〇〇,〇〇〇	別紙第一號內譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
第二取水井	井	一	五、八〇〇	五、八〇〇,〇〇〇	同 第二號同
唧筒	井	一	六、〇〇〇	六、〇〇〇,〇〇〇	同 第三號同
唧筒基礎土	基	一	五、五〇〇	五、五〇〇,〇〇〇	同 第四號同 唧筒豫備共五基分
電動唧筒	基	二	四、〇〇〇	八、〇〇〇,〇〇〇	五十五馬力口徑六吋高壓附屬品一式及据付共
ガソリンポンプ	基	一	六、〇〇〇	六、〇〇〇,〇〇〇	同
送電費	費			五〇〇,〇〇〇	同
盛土	立坪	一、五〇六	一〇,〇〇〇	一五、〇六六,〇〇〇	盛土箇所法部張芝竹串共
張芝	面坪	六〇八	一五〇	九一、二九〇	盛土箇所法部張芝竹串共
砂利	立坪	一三三	一三〇	一七、四〇〇	構内五五〇坪ノ處厚一寸五分敷貫共
門	箇所	二	平均 一〇〇	二〇〇,〇〇〇	表裏二箇所
植樹費	費			三〇〇,〇〇〇	同上
液體鹽素裝置	費			四、五〇〇,〇〇〇	上家鹽素容器水槽等一式及据付費共
用水路付替	間	二〇〇	一〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	同上
水路添通路付替	間	六〇	一〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	同上
周圍境界柵	柵	四二〇	一〇〇〇	四二〇,〇〇〇	鐵條網
雜費	費			六四四,〇〇〇	同上
計				七四、〇〇〇,〇〇〇	

送水費內譯書  
一金參萬五千圓也

種 目	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
直 管	噸	一四・五	一三〇・〇〇	一八、三五〇〇	内徑十四吋普通壓管
異 形 管	個	四・二五	二五〇・〇〇	一、〇六二五〇	同
阻 水 弁	個	三	一七〇・〇〇	五、四〇〇	同 取付共
同	"	三	一九〇・〇〇	五、八〇〇	十二吋
同	"	三	一八〇・〇〇	五、四〇〇	八吋
同	"	三	一六〇・〇〇	四、八〇〇	六吋
安 全 弁	"	一	一六〇・〇〇	一、六〇〇	四吋
排 氣 弁	"	一	九〇・〇〇	九〇〇	十四吋及八吋迄用
阻水室及表函	"	六	一〇〇・〇〇	六〇〇	同
安全弁及排氣室	"	二	一五〇・〇〇	三〇〇	同
切取土	立坪	八・二	一五〇・〇〇	一、二三〇〇	別紙計算書ノ通り
盛 土	"	一五・四	一〇〇・〇〇	一、五四〇〇	同
鐵 管 丁 堀	"	三・五	二五〇・〇〇	八、八七五〇	長百十六間平均巾二尺深三尺五寸
同	"	一・九	三三〇・〇〇	六、二七〇〇	長四百十間平均巾三尺深三尺五寸矢板及水替共
鐵 管 布 設 費	口	三〇〇・〇	一四〇・〇〇	四、二〇〇	内徑十四吋鐵管接合材料共別紙第十七號表單價ノ通
張 芝	面坪	二〇〇・〇	二五〇・〇〇	五〇〇	盛土及切取土箇所張芝用竹串共
運 搬 費	噸	一・五	一〇〇・〇〇	一、五〇〇	米子驛ヨリ現場迄及配列共但傾斜部配列ヲ除ク
切込砂利	立坪	八・九	一〇〇・〇〇	八、九〇〇	盛土上長四百間平均巾四尺厚二寸敷均共

種 目	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
傾斜地振止工	個所	一・八〇	二五〇・〇〇	四五〇・〇〇	別紙第八號單價表ノ通り
屈曲部振止工	"	三	一六〇・〇〇	四八〇・〇〇	別紙第九號同上
コンクリート	立坪	一・一七	一三七・〇〇	一、二九〇	配合一・三・六水路敷延長十四間ノ處平均巾三尺厚一尺
木 橋 費	平坪	二・〇	二〇〇・〇〇	四〇〇	鐵管保護用
雜 費	"	三・五	一六六・二〇	六、四六六	四箇所延長十二間巾一間
計				三五、〇〇〇	

配水池費内譯書

一金拾萬五千五百圓也

内 譯

種 目	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
切 取 土	立坪	三三・九	一五〇・〇〇	四、九七八	別紙計算書ノ通
掘 鑿 土	"	六八・〇	二五〇・〇〇	一七、〇〇〇	同
盛 土	"	五四・三	五〇・〇〇	二、七四一	同
混 凝 土	"	一五・〇	一八二・〇〇	二、八三〇	配合一・二・四 別紙第九號單價表ノ通
同	"	一〇・九	一三七・〇〇	一、四九六	配合一・三・六 別紙第十號同上
モルタル塗	面坪	三七・三	一〇〇・〇〇	三、七三三	内面用厚八分塗 別紙第十一號表附屬ノ通
同	"	三五・八	七〇・〇〇	二、五九一	外面用厚六分 同





スウ井ツル丸鐵	鐵線	鐵工	人	型	屏	底	通風	泥吐	排水	水位	排水	同	下水	同	石積	覆蓋	門	柵	構内
噸	噸	人	人	枚	筒所	筒所	個	筒所	個	個	間	間	溝	溝	立坪	面坪	筒所	間	立坪
1100	1150	550	1150	2	2	2	18	2	2	2	40	80	50	40	60	160	30	80	40
1100	400	500	1800	1150	100	100	110	100	110	110	500	350	100	70	10	5	100	16	48
310000	50000	33000	21000	25000	5000	20000	35000	40000	40000	24000	20000	28000	50000	28000	6000	105000	30000	25000	76000
徑八分乃至二分 鐵筋用	二十番鐵線 同緊結用	同 組立用	同	工作組立及取外シ共			十二吋 室及表函並ニ取付共	別紙第五號内譯書	排水用(徑一尺)	同	別紙第六號内譯書ノ通	同 第七號同	別紙第十四號單價表ノ通リ	同					構内百九十二坪ノ處厚一寸五分敷均共

張芝	材料運搬費	雜計
面坪	噸	
1000	4000	
3000	1500	
30000	6000	105000
池上盛土周圍及石垣土張芝但竹串共	配水池使用材料全部	

一金參拾貳萬貳千八百圓也  
配水費内譯書  
内譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘	要
直管	噸	1121.8	110.000	127,400.000	内徑十六吋乃至四吋	普通壓管
異形管	噸	77.5	110.000	8,525.000	同	同
阻水弁	個	4	110.000	440.000	十六吋 取付共	
同	同	2	110.000	220.000	十四吋 同	
同	同	5	190.000	950.000	十二吋 同	
同	同	5	150.000	750.000	十吋 同	
同	同	2	80.000	160.000	八吋 同	
同	同	2	60.000	120.000	六吋 同	
同	同	67	30.000	2,010.000	四吋 同	



電話線	哩	二	三〇〇	六〇〇	二,四〇〇	水源及配水池ヨリ役場内電話機共
計					二,四〇〇	

八〇

器械及器具費内譯書

一金壹萬四千七百圓也

内譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘	要
鐵管試驗器	臺	一	一,〇〇〇	一,〇〇〇	大(十六吋迄)	
同	〃	一	五〇〇	五〇〇	小(八吋迄)	
異形管同上	揃	一	三〇〇	三〇〇	十六吋迄	
鐵工道具	組	二	一〇〇	二〇〇		
衡器	臺	二	一〇〇	二〇〇	三百貫掛	
檢厚器	個	一	一五〇	一五〇		
セメント試驗器	揃	一	三〇〇	三〇〇		
檢徑器	個	二	三〇	六〇		
トランシット	組	一	四〇〇	四〇〇	四吋二十秒讀	
レベ	〃	一	一〇〇	一〇〇	十五吋Y	
鶴嘴	挺	一	一五〇	一五〇		

種目	單位	數量	單價	金額	摘	要
シヤブル	組	五	一,一〇〇	六,〇〇〇		
製器	〃	二	三五〇	七〇〇	ケント紙大	
同板	枚	二	一〇	二〇	十二封度	附屬品一切付
軌條	哩	二	三,一〇〇	七,七五〇		
臺車	臺	一〇	四〇	四〇〇		
卷揚機	〃	一	二,〇〇〇	二,〇〇〇	ロープ共	
雜費				一四,〇〇〇		
計				一四,〇〇〇		

試驗費内譯書

一金五千圓也

内譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘	要
鐵管試驗費	噸	一、五二五	三〇〇	四、五七五		
其他試驗費				四、五四		
計				五,〇〇〇		

八一

雜費內譯書

一金貳千貳拾八圓也

內譯

種目	單位	數量	單價	金額	摘要
鐵管試驗場				1,100.00	
設管備費				86.00	
工事中測量				2,018.00	
其他雜費					
計					

庶發第一五九號

起債ノ件許可稟請

本町會ニ於テ起債ノ件別紙ノ通り議決候ニ付許可ヲ請フ

大正十三年一月二十二日

鳥取縣西伯郡米子町長 西尾常彦

內務大臣 水野鍊太郎宛

大藏大臣 勝田主計宛

鳥取縣西伯郡米子町會議決書

一起債金額 金六拾萬圓

一起債目約 上水道敷設費ニ充ツル爲

一借入ノ利率 年五分四厘

一借入先 大藏省預金部低利資金

但シ大藏省預金部低利資金ノ借入額減少シタルトキハ簡易生命保險積立金縣積立金日本勸業銀行又ハ其他ノ銀行會社若ハ個人ヨリ其不足額ヲ借入ス此場合ニ於テハ借入金ノ利率ハ年八分以内トス

一借入金ノ時期 左記内譯ノ通

金貳拾萬圓 大正拾參年度

金四拾萬圓 大正拾四年度

但借入期月ハ債權者ト協定スルモノトス

一据置期間 左ノ通

大正拾參年度借入金 自大正拾參年度至同拾四年度 貳ケ年間

大正拾四年度借入金 大正拾四年度 壹ケ年間

一 償還期限 自大正十五年度 貳拾個年賦トシ 毎年度九月三月ノ二期ニ償還ス  
 至同三十四年度 但町財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ若ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

一 償還財源 水道使用料水道敷設費ニ對スル補助金水道費指定寄附金及町税

一 附帶事項 各年度ニ於ケル補助額ニ著シキ増減ヲ生ジ又ハ起債額ノ一部若ハ全部ヲ前各項所定ノ方法ニ依リ借入契約ヲ爲スコト能ハザルトキハ必要ニ依リ町長ニ於テ起債額ヲ更正シテ許可ヲ受ケ又ハ一時短期償還ノ契約ニ依リ借入スルコトヲ得ルモノトス

大正十三年一月二十二日變更議決

理由

本町上水道ノ敷設ハ別紙上水道敷設工事實施稟請書記述ノ如ク最急施ヲ要スル所ナリトス依テ總經費七拾萬圓ヲ以テ大正十三、十四ノ兩年度繼續事業トシテ之レヲ實施スルコトニ計畫ヲ定メ之ガ實施ノ許可ヲ稟請シタリ

然ルニ之レガ事業費ハ本町歲計豫算ノ數倍ノ多額ヲ要スルモ之ニ充當スベキ特殊財源ナク一ニ町税ノ負擔ニ依ラザルベカラズ然リト雖斯ル多額ノ費額ヲ一時ニ賦課徵收スルハ到底町民ノ負擔ニ堪ヘザル所ナルヲ以テ本事業費總額七拾萬圓ノ内五萬圓ヲ縣費ノ補助ニ五萬圓ヲ寄附ニ仰ギ殘額六拾萬圓ヲ起債ニ依リ借入レ之ヲ事業終了後大正十五年度ヨリ二十ヶ年間ニ元利均等償還方法ニ依リ之

ヲ返濟セムトスル所以ナリ而シテ其償還財源トシテ年々收入スベキ水料ノ内水道經常費ニ充當シタル殘額ヲ以テ之ニ充テ其不足額ハ補助金寄附金並ニ町一般會計ニ於テ徵收スル町税ヲ以テ補足スル計畫ナリトス

庶第六七六號

米子町水道敷設費縣補助稟請書

本町ハ鳥取縣ノ西端伯耆平野及弓濱半島ノ中樞地點ヲ扼シ山陰縱貫鐵道ト境線及陰陽聯絡鐵道タル伯備線トノ分岐點ニシテ一面中海ニ面スル港灣ニ依テ船舶自由ニ出入シ得ベク海陸運輸ノ利便ナル山陰地方ニ於テ其比ヲ見ザル所ナリ此故ニ鐵道省ハ夙ニ建設運輸保線ノ各事務所及神戸鐵道局後藤工場ヲ設ケ又大藏省ハ專賣局出張所及煙草製造工場ヲ置キ現ニ山陰各地ト中央市場トノ間ニ取引スル貨物ノ集散極メテ頻繁ニシテ其他民營事業タル諸工場ノ増設銀行會社ノ創業各種學校ノ設置等近時産業教育ハ長足ノ發達ヲ見ルニ至リ戸口逐年激増シツ、アリテ將來伯備線完成ノ曉ニハ更ニ一段ノ發展ヲ見ルベク山陰道唯一ノ産業地タルベキ趨勢ニ在ルハ識者ノ疑ハザル所ナリ仍テ現在戸數五千二百五十餘人口二萬五千ヲ有スルニ過ギザルモ既往十年間ニ於ケル増加率ニ依リテ之ヲ推算スルトキハ二十年後ニハ優ニ人口五萬人ヲ超過スベク特ニ本町ト隣接村ノ併合問題ノ進捗シツツアル

アリテ戸口ノ増加ハ更ニ急速ニ實現スベク今ヤ市制實施準備ニ向ツテ着々各般ノ施設ヲ進メツツアル所ナリ

然ルニ本町ノ地タル地質ノ關係上良水ニ乏シク過グル大正二年町内井水一千百五種ノ水質検査ヲ實施シタルニ飲用ニ供シ得ベキ良水僅々六十五種ニシテ實ニ總數ノ百分ノ六ニモ達セズ外ニ濾過シテ飲用シ得ベキモノ二百四十二過ギザルヲ以テ現ニ多數ノ町民ハ日々高價ヲ拂ヒテ配水設備不完全ナル水賣人ヨリ飲料水ヲ買入レツツアルノミナラズ大部分ノ町民ハ不潔ナル河水又ハ不良ナル井水ヲ家事用水ニ充テ而シテ販賣用水タルヤ良水乏シキ爲飲用不適水ヲ供給スルノ已ムナキ實況ナルノミナラズ夏季旱魃至ラバ屢々其供給ヲ絶タレ町民ノ良水缺乏ニ苦メラルルコト實ニ想像外ニシテ町民ガ不識不知ノ間ニ體質ヲ損傷スルコト幾何ナルヤ測リ知ルベカラズ又各種工場ノ如キモ適當ナル用水ノ供給ヲ得ル能ハザル爲事業ノ擴張企畫ヲ阻害セラルルノ傾向アリ特ニ人口増殖産業發達ニ伴ヒ汚水ノ沈滯浸透漸次増加ヲ來タシ益々水質ヲ惡化セシムル傾向アリ加之本町ハ防火ニ要スル水利ノ便極メテ乏シク一朝強風ノ際火ヲ失スルガ如キコトアラムカ忽全町灰燼ニ歸スルノ虞ナシトセス洵ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリトス此故ニ本町上水道敷設ノ急務ナルコトハ今更言ヲ須ヒザル所ニシテ之ガ企畫ハ多年ノ懸案ナリシモ町財政ノ關係上未起工ニ至ラザリシガ今ヤ寸時モ之ヲ忽諸ニ附スルヲ許サザルノ情勢ニ在ルヲ以テ客歲十二月大體ニ於テ大正十二年度ヨリ三ヶ年繼續事業トシ企畫シ

縣費補助ノ儀ニ付稟請スル所アリ爾來水源其他ニ付調査ノ必要ヲ生ジ曩ニ農商務省技術官ノ特派ヲ受ケ又一面ニ於テ調査ヲ進捗セシニ試驗ノ結果ハ水量豊富水質良好濾過セズシテ飲用ニ適スルノ確認ヲ得タルニ依リ茲ニ設計調査ヲ急ギ別紙ノ通り大正十三年度ヨリ貳ヶ年繼續事業トシテ施行スル事ニ決シ今回町會ノ議決ヲ經實施認可ヲ稟請セル次第ニ有之候然ルニ本町一般財政ハ逐年膨脹シ殊ニ最近ニ於テハ教育衛生交通等諸般ノ施設ニ關シ臨時多額ノ經費ヲ要スル事業多々有之町民負擔ハ年々増嵩シ來ルノミナラズ學校港灣等ノ寄附金及町債償還金ノ負擔アル等財政困難ノ状態ニ在ルハ今更茲ニ贅言ヲ要セザル所ニシテ本町ガ今回此財政困難ノ状態ヲ忍ビテ尙且水道敷設ノ大事業ヲ遂行セムトスルハ眞ニ已ヲ得ザルニ出ヅル所ニ有之候希クバ此ノ實情ヲ御諒察アラセラレ特別ノ御詮議ヲ以テ縣費補助ノ儀御聽許ノ上相當御下附相仰度關係書類相添此段稟請候也

大正十二年六月三十日

米子町長 西 尾 常 彦

鳥取縣知事 日 比 重 雅 宛

庶第六七五號

米子町水道敷設費國庫補助稟請書

本町ハ鳥取縣ノ西端伯耆平野及弓濱半島ノ中樞地點ヲ扼シ山陰縱貫鐵道ト境線及陰陽連絡鐵道タル伯備線トノ分岐點ニシテ一面中海ニ面スル港灣ニ依テ船舶自由ニ出入シ得ベク海陸運輸ノ利便ナル山陰地方ニ於テ其比ヲ見ザル所ナリ此故ニ鐵道省ハ夙ニ建設運輸保線ノ各事務所及神戸鐵道局後藤工場ヲ設ケ亦大藏省ハ專賣局出張所及煙草製造工場ヲ置キ現ニ山陰各地ト中央市場トノ間ニ取引スル貨物ノ集散極メテ頻繁ニシテ其他民營事業タル諸工場ノ増設銀行會社ノ創業各種學校ノ設置等近時産業教育ハ長足ノ發達ヲ見ルニ至リ戸口逐年激増シツツアリテ將來伯備線完成ノ曉ニハ更ニ一段ノ發展ヲ見ルベク山陰道唯一ノ産業地タルベキ趨勢ニ在ルハ識者ノ疑ハザル所ナリ仍テ現在戸數五千二百五十餘人口二萬五千ヲ有スルニ過ギザルモ既往十年間ニ於ケル增加率ニ依リテ之ヲ推算スルトキハ二十年後ニハ優ニ人口五萬人ヲ超過スベク特ニ本町ト隣接村ノ併合問題ノ進捗シツツアルアリテ戸口ノ増加ハ更ニ急速ニ實現スベク今ヤ市制實施準備ニ向ツテ着々各般ノ施設ヲ進メツツアル所ナリ

然ルニ本町ノ地タル地質ノ關係上良水ニ乏シク過グル大正二年町内井水一千百五種ノ水質検査ヲ實施シタルニ飲用ニ供シ得ベキ良水ハ僅々六十五種ニシテ實ニ總數ノ百分ノ六ニモ達セズ外ニ濾過シテ飲用シ得ベキモノ二百四十二過ギザルヲ以テ現ニ多數ノ町民ハ日々高價ヲ拂ヒテ配水設備不完全ナル水賣人ヨリ飲料水ヲ買入レツツアルノミナラズ大部分ノ町民ハ不潔ナル河水又ハ不良ナル井

水ヲ家事用水ニ充テ而モ其販賣水タルヤ良水ニ乏シキ爲飲用不適水ヲ供給スルノ已ムナキ實況ナルノミナラズ夏季旱魃至ラバ屢々其供給ヲ絶タレ町民ノ良水缺乏ニ苦メラル、コト實ニ想像外ニシテ町民ガ不識不知ノ間ニ體質ヲ損傷スルコト幾何ナルヤ測リ知ルベカラズ又各種工場ノ如キモ適當ナル用水ノ供給ヲ得ル能ハザル爲事業ノ擴張企畫ヲ阻害セラル、ノ傾向アリ特ニ人口増殖産業發達ニ伴ヒ汚水ノ沈滯浸透漸次増加ヲ來タシ益々水質ヲ惡化セシムル傾向アリ加之本町ハ防火ニ要スル水利ノ便極メテ乏シク一朝強風ノ際火ヲ失スルガ如キコトアラムカ忽全町灰燼ニ歸スル虞ナシトセズ洵ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリトス此故ニ本町上水道敷設ノ必要ナルコトハ今更言ヲ須ヒザル所ニシテ之ガ企畫ハ多年ノ懸案ナリシモ町財政ノ關係上之ガ起工ヲ見ル能ハザリシガ今ヤ寸時モ之ヲ忽諸ニ附スルヲ許サザルノ情勢トナレリ仍テ今回別紙設計書ノ通大正十三年度ヨリ貳ヶ年繼續事業トシテ施行スル事ニ定メ町會ニ附議致候處全會一致ヲ以テ可決致候然ルニ本町一般財政ノ狀態ハ逐年施設スベキ事業ヲ増加シ殊ニ最近ニ於テハ教育衛生交通等諸般ノ施設ニ關シ多額ノ臨時費ヲ要シ又縣立工業學校境築港等ニ對スル寄附金ノ負擔町債ノ償還等町民ノ負擔ハ年ト共ニ増嵩シツツアルノ狀態ニシテ今更茲ニ贅言ヲ要セザル所ナルモ尙此ノ困苦ヲ忍ビテ水道敷設ノ大事業ヲ遂行セムトスルハ眞ニ已ヲ得ザルニ出ヅル所ニ付本町財政及衛生警備産業等諸般ノ實情ヲ諒察アラセラレ特別ノ御詮議ヲ以テ國庫補助金拾七萬五千圓ノ御下附ヲ仰ギ度本件ニ關シテハ別ニ水道條例ニ依リ工事施行ノ認

可ヲ稟請致置候次第ニ有之關係書類及圖面相添へ此段稟請候也

大正十二年六月二十九日

鳥取縣西伯郡米子町長 西 尾 常 彦

内務大臣 水野鍊太郎 宛

由つて右認可申請を、鳥取縣西伯郡役所を経由して、鳥取縣廳に提出した。縣よりは、土木技師を派遣出張せしめて、實地に付き調査させる所があつた。

### 第三節 申請書類再提出

如上米子町上水道布設の主綱決定したれば、是より其内容的準備に進むべき順序となつた。然れども曩に申請した農商務省地質調査書は、縣を経て交付せらるべき筈なるも、未着なりし爲、大正十二年六月三十日、縣内務部長宛回送方を照會して、同七月七日縣より其交付を受けた。

本町上水道布設計畫上地質調査ヲ要スルニ付曩ニ農商務省へ技術官派遣ヲ稟請シタル處去ル四月下旬農商務省ヨリ大井上技師出張サレ米子町附近ノ地質調査ヲ行ハレ候處該調査報告書御廳ニ到着有之候ハバ至急御回送相成度此段御依頼候也

大正十二年六月三十日

米子町長 西 尾 常 彦

鳥取縣内務部長 宛

受土第二一一二號

大正十二年七月七日

鳥取縣内務部

西伯郡米子町長 宛

地質調査報告書ニ關スル件

客月三十日附發土第一六號ヲ以テ標記ノ件照會有之候處右調査報告書ハ鑛山局ヨリ本縣へ一部送付越候ニ付謄本別紙ノ通回付候也

鳥取縣米子町水道水源地地質調査報文

目 次

- 一 位置及地勢
- 二 人口及給水量
- 三 地 質



甲 第三紀層

乙 沖積層

イ 米子町及其周圍

ロ 日野川下流沿岸

丙 石英粗面岩

丁 輝石安山岩

四 地下水及水質

五 結論

鳥取縣米子町水道水源地地質調査報文

農商務技師 大井 上 義 近

鳥取縣米子町ハ水質不良ナルヲ以テ町民ハ多年水道設備ヲ渴望セシガ今同漸ク水道敷設ノ計畫ヲ爲スニ至リ本省ニ水源調査ヲ申請セリ 小官命ヲ受ケ大正十二年四月十八日ヨリ同日迄三日間之レガ調査ニ從事シタリ茲ニ其結果ヲ報告ス

一 位置及地勢

調査區域ハ鳥取縣米子町ヲ中心トシ其南部西伯郡成實村及其東部日野川下流沿岸地ナリトス

米子町ノ南方及東方ハ高距六十米乃至百米ノ丘陵性山地ニ接シ西ハ中海ニ濱シ北ハ坦々タル夜見ヶ濱砂丘地ニ通ズ

丘陵性山地ハ二條ノ細溪ニヨリ三個ニ分離セラル東ヲ觀音寺山南東ヲ奥谷山南ヲ城山ト云フ

觀音寺山ハ恰モ一城壁ノ如ク屹立シ北西、南東ニ連リ高サ六十餘米ニシテ其西側ハ緩ニ東側ハ

急斜ス

奥谷山ハ出雲街道ヨリ字西大谷ノ間ニ横ハル山塊ニシテ最高地點百三十八・七米ニ達シ其頂部

ハ稍急斜スレドモ其他ハ緩斜ス

城山ハ深浦ヲ距テ總泉寺山ト相對シ高サ九十米ニシテ山側稍急峻ナリ

此等丘陵性山地ハ風化作用ノ爲メ絶エズ分解崩壊セラレ山體裸出シ樹木發生セザル處多シ

觀音寺山ノ東側ヲ北流スル日野川ハ備中備後出雲伯耆ノ國境ニ源ヲ發シ諸支流ヲ合シテ北東ニ

流レ稍大河ト成リ西伯郡大幡村立岩ニ至リ漸扇狀地上ヲ流レ北西ニ流路ヲ轉ジ字觀音寺戸上山ニ

衝リ茲ニ南西ヨリ下流セル法勝寺川ヲ入レテ北ニ轉ジ車尾村ノ東側ヲ流レテ美保灣ニ注グ流域五

十平方里延長十七里ニシテ山陰道中第二ノ大河ナリ

日野川ハ豪雨ニ際シ出水多量ニシテ砂礫ヲ搬出スルコト尠シトセズ現在河床ハ兩岸平地ヨリモ

高マリシヲ以テ下流車尾村ニ於テハ高サ二十尺ノ堤防ヲ築キ河水氾濫ノ防備ヲ爲セリ

米子町内ヲ流ルル加茂川ハ鳥取島根ノ縣境ヲ爲セル分水嶺ヨリ發スル細溪ニシテ北流シテ町ニ入リ略其中央ヲ西流シ中海ニ入ル

二 人口及給水量

大正元年以降ノ統計ニ據レバ米子町人口ハ年々平均二・四五パーセントノ割合ヲ以テ増殖シ大正十一年末ニ於テハ二萬四千九百三十四人ニ達セリ若此増率ヲ以テ人口増加スルモノトスレバ今後三十年ニハ五萬人ヲ超ユルニ至ルベシ

一人一日ノ給水量ハ本邦各地ニ於テ一定セザレドモ世ノ進歩ニ伴ヒ淨水ノ需用量増加スル傾向アルヲ以テ之ヲ約四立方尺ト見做シ計算スレバ人口五萬人ニ對シ水量毎秒二・三一立方尺ヲ要スベシ

三 地質

甲、第三紀層

米子町南部及東部ノ丘陵地ノ地質ハ主トシテ黃褐色緻密ノ凝灰岩ニシテ綠色角礫質凝灰岩及灰色乃至褐色頁岩薄層介在ス凝灰岩ハ風化シ易ク町ノ南方ニテ諸所崩壞セシ所及煉瓦土採集地ニ露ハルモノノ如ク赤色粗鬆ナル粘土質物ニ變ズ

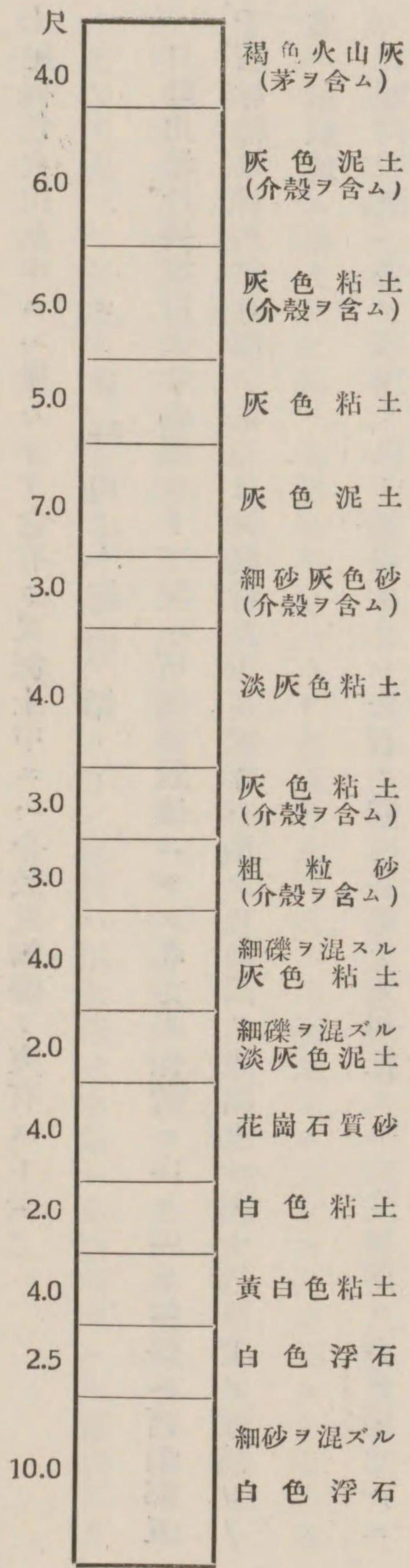
城山及成實村字西大谷附近ニハ層向略東西ニ近ク北ニ傾クコト十度乃至三十度ナリ而シテ同町ノ南東一里ヲ距ル法勝寺川沿岸車尾村戸上山附近ニテハ層向北西—南東ニシテ北東若クハ南西ニ

急斜ス又城山ノ南ニ位スル總泉寺山及成實村字西大谷附近ニテハ安山岩及石英粗面岩諸所ニ迸發シ地層錯亂シ層向一定セズ

乙、沖積層

イ 米子町及其周圍

米子町ハ海拔二米乃至六米ノ平地ナリ地質ハ中海々岸及加茂川沿岸ノ露頭ニ於テハ褐色表土二三尺ノ下ニ粘土質砂層數尺ヲ認ムルノミ町内井掘鑿業者ノ採集セル標本ニ就キ實驗談ヲ聞クニ少クトモ深サ約七十尺マデハ沖積層ニシテ上部ヨリ褐色火山灰灰色粘土灰色及藍色粘土質砂白色砂白色粘土及白色浮石砂ノ順序ニテ成層ス各層ノ厚サハ場所ニヨリ相違アレドモ左ニ掲グル米子町明道尋常小學校構内井ノ地質斷面ニ據リ其概要ヲ知ルヲ得ベシ



上記褐色火山灰中ニハ屢々茅ヲ含有シ又泥土中ニハ介殼及細礫ヲ夾有スト云フ

ロ 日野川下流沿岸

日野川沿岸幡郷村大字金廻ヨリ下流ハ所謂扇狀地ニシテ北方美保灣ニ向ヒ開展緩斜ス西伯郡五千石村幡郷村八幡村所子村春日村巖村及車尾村等ハ悉ク日野川ノ流出セル泥土砂及礫ノ堆積ヨリ成ル扇狀地ニ在リ

日野川下流ハ普ク石垣ヲ以テ護岸セラレ岩石ノ露出甚稀ナリ川岸ノ一部及諸所ノ井ヲ檢スルニ右岸ニテハ上部ニ厚二尺乃至六尺ノ褐色礫下部ニ花崗岩砂及安山岩礫アリ又左岸ニテハ地表ニ四五寸乃至一尺ノ細砂アリテ下部ニハ安山岩礫ノ存在スルヲ認ム又日野川鐵橋柱ハ砂礫層ヲ深サ五十尺掘鑿シ基礎ヲ設ケタリト云フ而シテ車尾村市街ヨリ海岸ニ向ヒ幅約一里間ハ灰色砂ヲ以テ被覆セラル

丙、石英粗面岩

石英粗面岩ハ米子町ノ東側ニ敷設セラルル山陰本線鐵道線路ノ東方ニ於テ第三紀層ヲ貫キ迸發ス岩石ニ三種ノ區別アリ一ハ出雲街道ニ沿ヘル宇宗像及車尾觀音寺石切場附近ニ露ハレ綠色角礫質ノモノニシテ石英斑晶ノ外ニ雜色輝石安山岩片ヲ包有スルモノ一ハ米子町勝田山成實村字美吉山王山及美吉田野中ニ孤立セル小山ヲ成シ黃白色緻密ニシテ石英ノ斑晶多キモノ一ハ成實村字長

田及觀音寺山ノ北半ヲ成シ帶紅色緻密ニシテ著シク板狀節理發達シ厚一分ノ薄片ト爲スヲ得ルモノナリ

丁、輝石安山岩

輝石安山岩ハ第三紀層ヲ貫キ或ハ岩床ヲ成シテ米子町公園及城山以南中海沿岸ニ岩脈ヲ成ス岩石ハ何レモ綠色緻密ニシテ斜長石及輝石ヨリ成リ城山北麓ノ安山岩ハ玻璃石基ヲ有シ海岸ニ接スルモノハ屢少量ノ石英斑晶ヲ含有ス

四 地下水及水質

米子町ニテ飲用スル良水ハ沖積層中白色浮石層ヨリ湧出スト稱スルモ多數ノ井ハ深サ十尺乃至二十尺ニシテ泥土若ハ粘土層中ニ水源ヲ仰ギ浮石層ニ達スルモノ少シ上部火山灰中ニハ腐植セル茅ヲ混ジ又酸化鐵ヲ含有スルヲ以テ井水ハ淡白色若クハ淡黃色ヲ呈スルモノ多ク且惡臭ヲ發スルモノアリ就中町ノ南東部ハ水質最不良ニシテ加茂町及西町ノ中間地之ニ次グト云フ而シテ町ノ北部ニ位スル角盤町以北ハ砂丘ノ一部ニシテ上部砂層深六尺迄ハ良水湧出シ六尺以下十四尺湧水ハ鐵分ノ含有量多クシテ飲用ニ適セズト云フ而シテ此上部砂層中ニ伏在スル良水ハ境線後藤停車場ノ北方ヲ流ルル灌溉用水ニ關係アルモノノ如ク井ノ水位ハ用水路ノ水量ニ左右セララル傾向アリト云フ

斯ノ如ク人家稀薄ナル角盤町以北ヲ除キ人家稠密ナル町内ノ水質ハ概シテ不良ナルモノノ如シ  
 大正二年十月一日ヨリ十一月三日ニ互リ米子町井水千百五種ニ就キ鳥取縣衛生課ニテ試験セル  
 結果ニ依レバ七十二パーセントハ飲用ニ適セズト云フ

水質	井戸數	百分率
良水 甲 (飲用ニ適スルモノ)	六十五	五、八八
良水 乙 (濾過シ飲用スベキモノ)	百五十	一三、五七
良水 丙 (同上)	九十	八、一四
不良水 (飲用ニ適セザルモノ)	八百	七二、三九

此ノ如ク水質不良ナルヲ以テ米子鐵道建設事務所同保線事務所同運輸事務所機關庫及官舎等ニ  
 テハ日野川伏流ヲ引キ之ヲ使用セリ米子町附近ニ發達セル第三紀層ハ凝灰岩角礫質凝灰岩及頁岩  
 ヨリ成ルコト前述ノ如シ凝灰岩ハ多少ノ水ヲ胚胎シ得ベキモ稍多量ノ鐵分ヲ含ミ且火山灰ノ細粉  
 ヲ混ズルヲ以テ良水ヲ得難シ又頁岩ハ帶水性ナキ岩石ナレバ此等諸層中ニ鑿井スルモ到底目的ヲ  
 達スル能ハザルベシ加之此等地層ハ錯亂シ且輝安山岩及石英粗面岩之ヲ貫キテ諸所ニ迸發スルヲ  
 以テ町ノ南方ニ水源ヲ得ルコト恐ラク不可能ナルベシ町内明道尋常小學校及博愛病院ニテ深サ六  
 十七尺乃至百數十尺ノ井ヲ掘リシモ良水ヲ得ザリシト云フ蓋シ積層中ノ泥土若クハ凝灰岩層ニ鑿

井セシモノナラン山陰本線ヲ距テ其東側字長田地方ハ概シテ石英粗面岩地帯ナルヲ以テ此地ニ鑿  
 井シテ多量ノ湧水ヲ望ムコトモ亦困難ナリトス

斯ノ如ク町内及周圍ニハ何レモ帶水層ト稱スベキ地層ヲ發見セズ然ラバ日野川若ハ其沿岸沖積  
 層中ニ水源ヲ仰ガザルベカラズ由來日野川ハ流域五十平方里ニ互リ水量豊富ニシテ夏時渴水期ニ  
 於テモ嘗テ涸渴セシコトナク大正十一年夏ハ近年稀ナル早魃ナリシモ猶下流ノ日野橋ニ於テハ平  
 年ニ比シテ數寸ノ減量ニ過ギザリシト云フ又遞信省ノ調査ニ依レバ川口ヨリ約三里ヲ距ル大幡村  
 字立岩ニ於ケル最小流量ハ二百十六・九立方尺ナリ云フヲ見ルモ流量少カラザルヲ知ルベシ

最低水位三ヶ年間觀測表 (鳥取縣調査)

觀測所	觀測期間	量水標水位	觀測期間	量水標水位	觀測期間	量水標水位
西伯郡幡鄉村 大字 殿	自大正九年七月廿九日 至 八月六日	一、二	自大正十年八月八日 至 八月廿八日	一、五、一、七	自大正十一年七月十五日 至 八月十二日	一、四、一、五
同郡車尾 日野橋村	至 七月廿九日 至 八月七日	一、四、〇、五	至 八月九日 至 八月廿七日	一、八、一、九	至 七月十六日 至 八月十二日	一、五、一、三
同郡川口	至 七月廿一日 至 八月八日	一、六、一、八	至 八月十一日 至 八月廿七日	一、八、〇、九	至 七月十六日 至 八月十二日	一、〇、一、〇
					自大正十一年八月十七日 至 九月五日	〇、五
					至 八月十七日 至 九月五日	〇、五

西伯郡ニ於テハ灌溉用トシテ日野川流水ヲ各所ニ誘導スルヲ以テ米子町ハ日野川ト法勝寺川ノ  
 合流地點ヨリ上流ニ水道用水取入口ヲ設置スルヲ許サザル事情アリ故ニ下流ニテ灌溉用水ニ關係

ナキ地點ヲ選ビ日野川伏流ヲ利用スル途ヲ講ゼザルベカラズ

日野川下流右岸ヲ距ル十五町西伯郡巖村役場附近ニ二三ノ湧水アリ又日野川鐵橋西際堤防内平地(日野川河床ヨリ數尺低シ)ニ鐵道省米子保線事務所ニテ築造セル一貯水池アリ上面積二十五坪水深九尺ニシテ水量四千九百立方尺ヲ貯藏シ一日九千二百四十四立方尺乃至一萬九千立方尺ヲ送水シ夏時渴水ノ場合ニテモ猶水位四寸乃至一尺ノ低下アルノミニテ補給水量豊富ナルモノノ如シ而シテ分析ノ結果ニ依レバ水質佳良ナリト云フ

分析表 大正九年八月九日鐵道省分析

外 形	無色透明	亞 硝 酸	亞 硝 酸
反 應	弱アルカリ性	ク ロ ー ル ソ ー ダ	一、九七八
固 分	五、三六〇	ア ン モ ニ ア	一、七六〇
石 灰	〇、五六〇	硅 酸	一、四〇〇
苦 土	〇、一〇一	鐵 及 礬 土	〇、〇九五
炭 酸	一、二六九	機 物	
硫 酸	〇、三二九		
硝 酸			

該貯水池附近ハ俗稱古池ト云ヒ右岸ヨリ七八尺低ク車尾村ヲ經テ漸次北西ニ低下スル地ニシテ

日野川ハ管テ此地ヲ流レタルガ如ク厚キ砂礫層ハ五寸乃至一尺ノ薄キ砂ヲ以テ被覆セララルノミ日野川ヨリ流下スル水ハ地下ニ滲透シ砂礫層ヲ通ジ日野川河床ヨリ低キ古池ニ至リ地表ニ湧出ズルモノノ如ク該地ノ水田ハ常ニ多少ノ水ヲ湛フト云フ

五 結 論

米子町及其周圍ニハ適當ナル帶水層發達セザルヲ以テ鑿井スルモ到底所要ノ良質ノ水量ヲ得ルコト難カルベシ故ニ水道水源ハ日野川上流ニ於テ引用スル能ハザル事情アルニ依リ下流ニ於テ其伏流ヲ誘導スルカ若ハ日野川下流沿岸ニ鑿井シ之ヲ求メザルベカラズ即チ左ノ四項ヲ研究シ而シテ水源ヲ選定スベキモノトス

一、日野川下流左岸車尾村字古池ニ於テ鐵道省貯水池ト同深若ハ更ニ數尺深ク鑿井シ湧水量及水質試験ヲ行フコト

二、日野川下流左岸車尾村字古池ニ於テ試錐ヲ行ヒ沖積層中他ノ帶水層ノ有無ヲ調査スルコト

三、日野川河底伏流量及水質試験ヲ行フコト

四、日野川下流右岸春日村若クハ巖村ニ於テ深サ二十尺乃至三十尺ノ鑿井ヲ爲シ湧水量及水質試験ヲ行フコト

以上四項中先第一項試験ヲ行ヒ水質良好ニシテ水量充分ナル時ハ之ヲ水源ト爲スコト最容易ナ

ルベシ、若第一項試験ニシテ成績不良ナル場合ハ第二項ノ調査ヲ行ヒ猶目的ヲ達セザル時ハ更ニ第三第四ノ順序ニ試験センコトヲ希望スルモノナリ

かくして縣の調査を完了し、書類は主務省に進達され、同年八月四日和田囑託技師は、自内務省に出頭して、委しく説明し、調査は夫々進行中なりしに、大正十二年九月一日、突如關東大震災に遭逢して、書類全部焼失したる通知あり、更めて同月二十五日、縣土木課長より關係書類の再進方通知に接し、翌二十六日日本縣經由再應提出した。しかし、斯の如き事情に因りて、本省に於ては、復興準備等に追はれて、多忙を極むる際とて、其認可に相當の時日を要した事は、已むを得ぬことであつた。

大正十二年九月二十六日

米子町長

鳥取縣知事宛

水道敷設工事施行認可申請並同國庫補助稟請書再進ノ儀副申

本年六月二十五日庶第六七四號及同三十日庶第六七五號ヲ以テ標記稟請書提出致置候處今回東京震災ノ爲主務省ニ於テ該書類焼失ニ付再進方御示達ニ依リ別冊及附屬圖面壹部進達致候此段副申候也

越えて十一月十五日、西尾町長は豫て上京中なる日比鳥取縣知事宛起債並に縣費補助を豫め本省の了解を得らるべき様、打電の上依頼する所があつた。

米子町水道是非十三年度ヨリ施行シ得ベク縣費補助並ニ起債許可ノ件ニ付其筋ノ諒解アル様特ニ御配慮ヲ請フ

西尾町長

東京 日比鳥取縣知事宛

翌十二月十八日、町長は上京して、内務省及大藏省に付き、認可促進の陳情を爲し、又和田技師を尋ねて、打合せる等極力運動を爲して、漸く書類の整備、技術上の説明並に當局者の諒解を得ることに助めて、遂に其目的を達し、在京關係者及先輩三好代議士等にも、懇に依頼し置き歸町した。越えて大正十三年四月下旬、西尾町長は上京して、認可の促進國庫補助及資金調達に付、其筋に種々打合を爲して、了解を求めて歸町した。同年五月九日内務衛生局保健課加藤屬より、知事の副申書添付漏の通知に接し、十二日出縣して、其副申書を得即日發送した。

尙同月下旬鳥取縣地方課長、上京の砌の狀報に依りて、起債書類は大藏省理財局國債課に於て調査中なるも、相當促進の要あるを認めて、六月三日上京し、居催促的に、内務省、大藏省等に終日詰切り、其促進を急ぎ、書類一部修補訂正して、關係各課に順次合議を圖り、其進行を見たるを以

て、一先歸町した。愈大正十三年七月十一日、水道敷設の件認可あり、續て同月十六日、起債の許可を得た。

翌十七日西尾町長は、資金調達各關係者に、挨拶の爲上京し、二十四日大阪經由歸町、同月二十九日町會を開會し、認可に至る迄の經過を報告し、並に起債及工事施行に關する左記議案を附議して、之を可決した。

第五六號

起債ニ關スル件

大正十三年一月二十二日議決水道費起債ノ件中左ノ通變更スルモノトス

記

一、起債金額 金六拾萬圓ヲ金五拾六萬參千圓ニ更ム

一、借入ノ時期中金貳拾萬圓ヲ金拾八萬參千圓ニ金四拾萬圓ヲ金參拾八萬圓ニ更ム

大正十三年七月二十九日

第五七號

水道工事施行ニ關スル件

水道敷設工事ハ左記方法ニ依リ實施スルモノトス

一、直營施行ト爲スベキモノ

イ、水源地井戸工事

ロ、配水池工事

ハ、其他特殊ノ工事

二、請負ト爲スベキモノ

イ、鐵管セメント器械類其他諸材料ノ購入

ロ、埋管其他土切ノ類

三、指名入札又ハ指名請負ニ附スルモノハ左記區分ニ依リ町會又ハ委員會ニ諮リテ之ヲ決定ス

イ、指名入札人決定 委員會附議

ロ、指名請負人決定 〔金額五千圓以上〕町會附議  
〔金額五千圓未満〕委員會附議

大正十三年七月二十九日

かくして愈上水道施設に掛ることを得たので、越えて同年八月七日實地測量調査の爲、土地立入の件許可申請した。同年八月十二日其許可を得た。

發土第三四號

土地立入ノ件許可申請

本町上水道施設ノ爲實地測量調査致度候ニ付左記土地ニ立入測量致度候間御許可相成度土地收用法第九條ニ依リ此段申請候也

大正十年八月七日

米子町長 西尾常彦

鳥取縣知事 木下信宛

記

- 一、西伯郡米子町一圓
- 一、西伯郡車尾村大字車尾
- 一、西伯郡車尾村大字觀音寺
- 一、西伯郡成實村大字長田
- 一、西伯郡成實村大字西大谷
- 一、西伯郡福米村大字米原

鳥取縣受土第三五七二號

西伯郡米子町

大正十三年八月七日付發土第三四號申請土地立入ノ件許可ス

大正十三年八月十二日

鳥取縣知事 木下信

發土第三五號

大正十三年八月十四日

西尾町長

成實・車尾・福米・各村長 宛

土地立入許可ノ件通知

本町上水道事業準備ノ爲貴村内大字××地内土地立入ノ件鳥取縣知事ノ許可ヲ得來ル十九日ヨリ立入リ測量着手致度候條土地收用法第十條ニ依リ此段及通知候也

米子町告示第三八號

本町上水道事業準備ノ爲町内土地立入ノ件鳥取縣知事ノ許可ヲ得タルニ依リ來ル十九日ヨリ立入



測量ニ着手ス

右土地收用法第十條ニ依リ公告ス

大正十三年八月十四日

米子町長 西 尾 常 彦

#### 第四節 水利關係者の反對

本町多年の懸案たりし上水道敷設計畫成り、既に町會の議決を経て、事業認可の申請も完了し、着々其準備にかゝらむとするや、附近農夫の間に、物議の騒がしきものありしが、七月十六日古池井手普通水利組合管理者松田重太郎より、車尾村古池井手に、水源地を設置することは、水利上影響を及ぼすことを虞るゝを以て、其の變更を懇望する爲、書面にて照會し來つた。由つて町長は、其誤解を解くと共に、因に便宜を與へらるゝ様書面を送つた

大正十二年七月十六日

古池井手普通水利組合

管理者 松 田 重 太 郎

米子町長 西 尾 常 彦 宛

灌溉用水支障ニ關スル件

貴町ハ西伯郡車尾村地内鐵道南側古池井手川ニ近接セル個所ヲ水源地トシテ水道布設ノ計畫有之候趣ノ處右ハ本組合ニ於ケル區域幾百町歩ノ用水灌溉上大ナル支障ト相成候ニ付果シテ御計畫モ有之候ハバ該個所へ施設方ハ斷ジテ廢止相成候様致シ度此旨御通知及候也  
追而計畫ノ有無並ニ出願濟ミナルヤ否ヤ乍御手数數至急御一報相煩シ度候

發士第二一號

大正十二年七月二十五日

米子町長 西 尾 常 彦

古池井手普通水利組合管理者 松田重太郎 宛

灌溉用水支障ニ關スル件

本月十六日付ヲ以テ標記ノ件御通知ニ接シ候處本町計畫中ノ水道水源豫定地ハ車尾村古池井手附近ノ豫定ニシテ本水道水源ハ一般河川式ノ如ク河川ノ流水ヲ採取スルモノト全然異リ地下ノ伏流水ヲ採ルモノニシテ採水井ヨリ更ニ上流ノ河水ニ水源ヲ求メ灌溉用水ニハ何等ノ支障ナキモノト思考致候尙工事實施上ノ都合ニ依リテハ使用水路ノ一部分付替變更ヲ必要トスル場合可有之ト存候其際ハ改メテ御依頼可致候間特ニ便宜御取計ヲ願度右回答旁及御依頼候也

### 第三章 財 源

大正十二年六月二十九日町會の決議に據り、大正十三年度同十四年度の二ヶ年に互り、繼續事業として、本町上水道敷設工事を、實施することになった。依つて直に工事認可を申請すると共に、起債の許可を申請し、同時に國庫並に縣費の補助を申請した。

然るに大正十二年九月一日、關東地方に大震災ありて、主務省に於て審議中の書類、不幸全部焼失した。加之國庫補助は、財政の都合上、特別町村以外のものは、全然望なきに至つた。是に於いて餘儀なく財源の計畫に變更を加へさせらるるに至り、再書類の調製と財政立替等、爾來力を盡して、極力事務の進捗を圖り、再書類を進達したけれども、主務省に於いては、災害復興に關する事務の多忙の爲、其審議遅々として進捗せず、焦心する所ありしに、中途工事認可申請書類再紛失し更に書類を調製して提出した。かくするうち、越て大正十三年六月十一日、漸く工事實施の認可あり、續いて七月十六日起債の許可を得るに至つた。此間設計上に關しては、東京和田技師より、直接主務省に出頭して、懇切に説明する所あり、又西尾町長は再三上京し、或は三好代議士始其他關係者等、相共に主務省當局者を訪ひ、之が促進を圖りて、敷設並財政計畫其他に關し、陳情説明又は追加書類の提出等、旬日に互り滯京して、大に努むる所があつた。

#### 第一節 起 債

##### (イ) 起債許可申請

大正十二年六月二十九日、町會に於いて水道敷設起債許可申請の件、滿場一致議決せらるるや、左の如く許可せらるるやう、内務大藏兩大臣宛に申請する所があつた。

庶發第一五九號

上水道敷設費充當起債ノ儀ニ付許可申請書

本町會ニ於テ起債ノ件別紙ノ通り議決候ニ付許可ヲ請フ

大正十三年一月二十二日

鳥取縣西伯郡米子町長 西 尾 常 彦

内務大臣 水野鍊太郎 殿

大藏大臣 勝 田 主 計 殿

鳥取縣西伯郡米子町會議決書

一、起債金額 金六拾萬圓

一、起債目的 上水道敷設費ニ充ツル爲

一、借入ノ利率 年五分四厘

一、借入ノ先 大藏省預金部低利資金

但シ大藏省預金部低利資金ノ借入額減少シタルトキハ簡易生命保險積立金縣積立金日本勸業銀行又ハ其ノ他ノ銀行會社若ハ個人ヨリ其ノ不足額ヲ借入ス此ノ場合ニ於テハ借入金ノ利率ハ年八分以内トス

一、借入ノ時期 左記内譯ノ通り

金貳拾萬圓 大正拾參年度

金四拾萬圓 大正拾四年度

但シ借入期月ハ債權者ト協定スルモノトス

一、据置期間 左記ノ通り

大正拾參年度借入金 自大正拾參年度 貳ケ年間  
至大正拾四年度

大正拾四年度借入金 大正拾四年度 壹ケ年間

一、償還期限 自大正十五年 貳拾個年賦トシ毎年度九月三月ノ貳期ニ償還ス  
至大正三十四年度

但シ町財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ若ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

一、償還財源 水道使用料水道敷設費ニ對スル補助金水道費指定寄附金及町税

一、附帶事項 各年度ニ於ケル補助額ニ著シキ増減ヲ生ジ又ハ起債額ノ一部若ハ全部ヲ前

各項所定ノ方法ニ依リ借入契約ヲ爲スコト能ハザルトキハ必要ニ依リ町長ニ於テ起債額ヲ

更正シテ許可ヲ受ケ又ハ一時短期償還ノ契約ニ依リ借入スルコトヲ得ルモノトス

大正十三年一月二十二日變更決議

理由

本町上水道ノ敷設ハ別紙上水道敷設工事實施稟請書記述ノ如ク最急施ヲ要スル所ナリトス依テ  
總經費七拾萬圓ヲ以テ大正三十四ノ兩年度繼續事業トシテ之ヲ實施スルコトニ計畫ヲ定メ之レ  
ガ實施ノ認可ヲ稟請シタリ然ルニ之ガ事業費ハ本町歲計豫算ノ數倍ノ多額ヲ要スルモ之ニ充當ス  
ベキ特殊財源ナク一ニ町税ノ負擔ニ依ラザルベカラズ然リト雖モ斯ル多額ノ費額ヲ一時ニ賦課徵  
收スルハ到底町民ノ負擔ニ堪ヘザル所ナリ以テ本事業費總額七拾萬圓ノ内五萬圓ヲ縣費ノ補助ニ  
五萬圓ヲ寄附ニ仰ギ殘額六拾萬圓ヲ起債ニ依リ借入レ事業終了後大正十五年ヨリ二十ケ年間ニ  
元利均等償還方法ニ依リ之ヲ返濟セムトスル所以ナリ而シテ其償還財源トシテ年々收入スベキ水  
料ノ内水道經常費ニ充當シタル殘額ヲ以テ之ニ充テ其不足額ハ補助金寄附金並ニ町一般會計ニ於  
テ徵收スル町税ヲ以テ補足スル計畫ナリトス

附屬一件書類目錄

- 一、米子町水道費收支豫算一覽表
  - 一、同 上 其一 (國庫補助ナキ場合)
  - 一、同 上 其二 (同 上)
  - 一、同 上 其三 (國庫補助アル場合)
  - 一、同 上 其四 (同 上)
- 一、償還年次表 (全部低利資金借入ノ場合)
  - 其一 (國庫補助ナキモノ)
- 一、同 上 (全ク低利資金ヲ借入セザル場合) 其二 (同 上)
- 一、同 上 (全部低利資金借入ノ場合) 其三 (國庫補助アルモノ)
- 一、同 上 (全ク低利資金ヲ借入セザル場合) 其四 (同 上)
- 一、自大正十三年度鳥取縣西伯郡米子町水道費繼續年次及支出方法至大正十四年度
- 一、大正十三年度鳥取縣西伯郡米子町特別會計水道費歲入歲出豫算
- 一、諸稅負擔一覽表 (大正十一年度分)
- 一、基本財産調書 (大正十三年一月一日現在)
- 一、上水道敷設並工事實施ノ儀ニ付稟請寫
- 一、米子町水道布設工事目論見書

以上の如く起債許可申請の後、内務大藏兩省に對し、種々説明懇請する所ありしが、越えて大正

十三年七月十六日付、更正許可書の交付があつた。

内務省鳥地第三八號

鳥取縣西伯郡米子町

大正十三年一月二十二日庶發第一五九號稟請起債ノ件左ノ通り更正シ許可ス

大正十三年七月十六日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎  
大藏大臣 濱 口 雄 幸

記

- 一、起債金額「金六拾萬圓」ヲ「金五拾六萬參千圓」ニ更ム
- 二、借入ノ時期中「金貳拾萬圓」ヲ「金拾八萬參千圓」ニ「全四拾萬圓ヲ金參拾八萬圓」ニ更ム
  - 金拾八萬參千圓 大正十三年度
  - 金貳拾九萬五千圓 大正十四年度
  - 金八萬五千圓 大正十五年度

大正十五年二月二十四日變更議決

理由

附屬一件書類目錄

- 一、米子町水道費收支豫算一覽表
- 一、大正十四年度鳥取縣西伯郡米子町特別會計水道費歲入出豫算書
- 一、大正十五年度鳥取縣西伯郡米子町特別會計水道費歲入出豫算書

內務省鳥地第四六號

鳥取縣西伯郡米子町

大正十五年五月一日稟請起債變更ノ件左ノ通り更正シ許可ス

大正十五年十二月二十二日

內務大臣臨時代理

遞信大臣	安	達	謙	藏
大藏大臣	片	岡	直	溫

記

一、起債金額「金五拾六萬參千圓」ヲ「金五拾五萬八千圓」ニ更ム

一、借入時期中「金八萬五千圓大正十五年度」ヲ「金八萬圓大正十五年度」ニ更ム

一、据置期間ニ左ノ一項ヲ加フ

大正十五年度借入金 大正十五年度壹ケ年間起債變更ニ關シ鳥取縣內務部長通牒

大正十三年七月十六日、水道敷設費充當起債許可を得たるに依り、尋いて資金調達の準備に着手し、其筋に對して、夫々左記の通り、往照又は申込を爲し、之が調達を計ると共に、資源の供給を期した。

一、簡易生命保險積立金借入

庶第一二四七號

簡易生命保險積立金借入申込書（第一回）

一、金額 金拾八萬參千圓

但シ貸付ノ受領時期ハ大正十三年九月末日トス

二、目的 上水道敷設費

三、償還方法

自大正十三年度 貳ケ年間据置  
 至大正十四年度  
 自大正十四年度 貳拾ケ年賦トシテ毎年度九月三月ノ二期ニ償還ス  
 至大正三十四年度

但シ財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ若ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

四、完済期限 大正三十三年四月三十一日

五、借主ノ主タル事務所 鳥取縣西伯郡米子町役場

右借入度此段申込候也

大正三十三年八月二十九日

鳥取縣西伯郡米子町長 西尾常彦

逓信大臣 犬養毅殿

附屬一件書類目錄

一、鳥取縣西伯郡米子町會議決書

一、償還年次表

一、起債稟請許可指令

一、費用調達方法

一、自大正三十三年度鳥取縣西伯郡米子町水道費繼續年次及支出方法  
至大正十四年度

一、鳥取縣西伯郡米子町繼續費水道費收支計算表

一、米子町水道布設工事目論見書

一、大正三十三年度鳥取縣西伯郡米子町特別會計水道費歳入出豫算書

以上の借入申込に對して、大正十四年三月六日簡易保險局長より、左の通り通知があつた。

保運第五九五號

貸付通知書

大正十三年八月二十九日附ヲ以テ簡易生命保險積立金拾八萬參千圓借入方御申込相成候處右ハ拾五萬圓限リ末尾記載ノ借用證書案文ノ條件ニ從ヒ貸渡可申候條左記御了知ノ上借用證書ヲ簡易保險局宛御送付相成度依命此段及御通知候

記

一、貸付金ハ借用證書ヲ受領シタル後簡易保險局ヨリ簡易生命保險積立金拂渡通知書ヲ送付スベキニ付之ニ依リ指定銀行ヨリ現金ヲ受取ラレ度シ尙右送付ノ手續ハ貴町ニ於テ實際資金ノ支出ヲ必要トセラルル時期ニ於テ取運ブベキニ付其時期通知アリタシ

一、借用證書ハ末尾證書案文ノ文面ニ從ヒ美濃白紙ヲ用ヒ作製シ日付ヲ記シ送附アリ度同日付ハ銀行ヨリ貸付金ヲ受取ラレタル日ヲ簡易保險局ニ於テ便宜記入ス

一、半年賦金及利息ノ辨濟期日ハ完済期限ヨリ遡リ毎期六月ノ間隔ヲ置キ之ヲ定メタルモノニ付

借用證書案文記載ノ期日ガ便宜ナラザルニ於テハ半年賦期間ヲ變更セズ且据置期間ニ大ナル變更ヲ來サザル限リ右ノ趣旨ニ依リ完済期限ト共ニ半年賦金及利息辨濟期日ヲ適宜變更ノ上借用證書作成セラレ差支ヘナシ尤モ此ノ場合ニ於テハ完済期限ハ必ズ其ノ期月ノ十日二十日又ハ末日ト定メラレタシ

一、貸付金ヲ受取ラレタル後完済迄ノ間ニ於テ借主ノ名稱又ハ代表者ニ變更アリタル場合ハ證明書ヲ添ヘ其旨簡易保險局及廣島遞信局ニ通知アリタシ

一、積立金借入ノ目的タル事業完成ノ上ハ速ニ其月日簡易保險局及廣島遞信局ニ通知アリタシ

一、借用證書ハ本書到達後可成速ニ發送アリタシ

大正十四年三月六日

簡易保險局長 五 島 駿 吉

鳥取縣西伯郡米子町長 西 尾 常 彦 殿

其の後同年十二月十五日付を以て、左の通り第二回の借入を了した。

簡易保險積立金借入申込書 (第二回)

一、金額 五萬圓

但シ貸付金ノ受領時期ハ大正十五年一月末日トス

二、目的 上水道敷設費

三、償還方法 大正十四年度据置

自大正十五年<sup>年度</sup> 貳拾ケ年賦トシ毎年度九月三月ノ二期ニ償還ス但シ町財政ノ至大正三十四年度 都合ニ依リ繰上償還ヲ爲シ若ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトヲ得

四、完済期限 大正十五年三月三十一日

五、借主ノ主タル事務所 鳥取縣西伯郡米子町役場  
右借入度此段申込候也

大正十四年十二月十五日

鳥取縣西伯郡米子町長 西 尾 常 彦

遞信大臣 安 達 謙 藏 殿

簡易保險局より借入を了して、第一次資金としたが、大正十四年五月二十九日、地方貸付資金の借入を爲すこととなつた。

二、地方貸付資金借入

借入申込書

一、金額 拾九萬圓

一、用途 上水道敷設費ニ充當ノ爲

一、入用時期 大正十四年六月 六萬圓  
大正十四年九月 六萬圓  
大正十五年一月 六萬圓

一、返済期限 大正十四年度据置

自大正十五年 貳拾ヶ年賦  
至大正三十四年度

一、元利金支拂期 每年九月三月ノ各末日ノ貳期

一、起債ニ關スル許可 大正十三年七月十六日許可

右貸付取計相成度此段申込候也

大正十四年五月二十九日

鳥取縣西伯郡米子町長 西尾常彦

日本勸業銀行 御中

附屬一件書類

一、事業費豫算及工事進捗程度調

一、工事施行豫定年度表

一、工事竣成迄ノ各年度歳出入豫定

借入申込書

一、金額 七萬圓

一、用途 上水道敷設費ニ充當ノ爲

一、入用時期 大正十四年九月二十日

一、返済期限 大正十四年度据置 自大正十五年 貳拾ヶ年賦  
至大正三十四年度

一、元利金支拂期 每年九月三月ノ各末日

一、起債ニ關スル許可 大正十三年七月十六日許可

右貸付取計相成度此段申込候也

大正十四年九月五日

鳥取縣西伯郡米子町長 西尾常彦



株式會社日本勸業銀行鳥取支店御中

一、最近年度歳入出決算

一、諸税負擔

一、事業費總額及其調達方法

以上の申込に對して、同年十月十二日付借付通知書に接した。

借付通知書

拜啓登記濟契約證書御回付相成正ニ入掌仕候就テハ御契約金七萬圓也左記仕譯ノ通り本日小切手ニテ御送金申上候間同封領收證へ御調印小切手ト共ニ米子町米子銀行ニ御持參現金御受領被下度様願上候

尙該小切手ハ他ニ流通セザル事ニ致居候間豫メ御含置被下度右送金通知申上候

追而若御代理ニテ現金御領收ノ場合ニハ領收委任狀ヲ御送付被下度申添候

大正十四年十月十二日

日本勸業銀行鳥取支店

米子町長殿

次いで大正十五年二月十九日資金供給に付いて、稟請することとなつた。

資金供給稟請書

一、金額 七萬八千圓

一、使途 上水道敷設費充當金

一、利率 年五分四厘

一、借入ノ時期 大正十四年度

一、償還方法 自大正十五年度拾九ヶ年賦  
至大正三十三年度

毎年度九月三月ノ二期ニ償還ス但シ町財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ爲ス若クハ低利債ニ借

替ヲ爲スコトヲ得

一、償還財源 水道使用料水道敷設費ニ對スル補助金水道費指定寄付金及町税

右借入度此段稟請候也

大正十五年二月十九日

鳥取縣西伯郡米子町長 西 尾 常 彦

一、起債許可指令

- 一、鳥取縣西伯郡米子町會議決書
  - 一、水道布設許可指令
  - 一、上水道敷設並工事實施ノ儀ニ付稟請寫
  - 一、米子町水道布設工事目論見書
  - 一、米子町水道布設工事豫算書
  - 一、米子町水道費收支一覽表
  - 一、大正十四年度米子町特別會計水道費歲入出豫算
  - 一、諸稅負擔一覽表
  - 一、大正十三年度町稅徵收成績表
  - 一、償還年次表
  - 一、負債調書
  - 一、負債償還年次表
- 之に對し大正十五年五月二十七日貸付通知書（前記同様）に接した  
 昭和三年一月二十三日、第二次舊債借替資金の供給を得んが爲に、左の通り稟請することとなつた。

第二次舊債借替資金供給稟請

一金拾四萬四千八百四拾參圓也

右地方公共團體ニ對スル第二次高利債借替資金トシテ供給相受度候ニ付御融資相成度候也

昭和三年一月二十三日

鳥取縣米子市長 西 尾 常 彦

内務大臣 鈴木喜三郎 殿

大藏大臣 三 士 忠 造 殿

- 一、鳥取縣米子市會議決書謄本
- 一、償還年次表
- 一、起債許可書謄本
- 一、同變更許可書謄本
- 一、昭和二年度米子市特別會計豫算書
- 一、諸稅負擔一覽表
- 一、基本財産調
- 一、大正十五年度町稅徵收成績表
- 一、昭和元年度町稅徵收成績表

一、負債調書(十五通)

借入申込書

- 一、金額 拾四萬四千八百四拾參圓也
  - 一、用途 上水道布設費ニ充ツル爲借入タル舊債償還ノ爲
  - 一、入用時期 昭和三年三月二十六日
  - 一、返済期限 昭和二十一年三月
  - 一、元利金支拂期 毎年度九月三月ノ二期
  - 一、起債ニ關スル許可 昭和三年三月十四日
- 右貸付取計相成度此段申込候也

昭和三年三月二十一日

鳥取縣米子市長 西尾常彦

株式會社日本勸業銀行鳥取支店 御中

- 一、縣通知寫
- 一、第二次舊債借替資金供給稟請

一、鳥取縣米子市會議決書謄本

一、起債許可書謄本

一、同變更許可書謄本

一、昭和二年度鳥取縣米子市特別會計水道費歲入出豫算

一、諸稅負擔一覽表

一、基本財産調

一、大正十五年  
昭和元年 度町稅徵收成績表

一、負債調書 (十五通)

以上の稟請に對し左の通り現金を領收した

領收證

一金拾四萬四千八百四拾參圓也

但昭和三年三月三十一日付償還金圓借用證書ニ基キ借入金

右正ニ領收候也

昭和三年三月三十一日

鳥取縣米子市收入役 鹿島富一

前書ノ通り領收シタル事ヲ承認候也

鳥取縣米子市長 西 尾 常 彦

かくの如く低利資金に借替へて、曩に日本勸業銀行より借入れた、金六萬圓及金七萬圓を償却した。同時に借用證は、勿論返還された。

以上の如く運用せられた起債状況を表示すれば、大略左の如くである。

三、起債經過表

借入先	借入年月日	借入元金					利率	償還方法	償還完了 豫定年月日
		大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年			
日本勸業銀行 鳥取支店	大正十三年 十月一日	六〇,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	昭和十一年 三月卅一日
簡易保険局	大正十四年 三月三十一日	一五,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	同
日本銀行 鳥取支店	大正十四年 六月二十三日	二〇,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	同
同	大正十四年 十月二十二日	七〇,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	同
大藏省預金部	大正十五年 三月三十一日	一六,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	昭和廿一年 三月卅一日
簡易保険局	昭和二年 三月二十六日	一五,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	昭和廿一年 三月卅一日
大藏省預金部	昭和二年 四月十九日	一四,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	同

借入先	借入年月日	借入元金					利率	償還方法	償還完了 豫定年月日
		昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年			
同	昭和三年 三月三十一日	一四,八〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	同
同	昭和四年 六月十一日	九,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	昭和廿一年 三月卅一日
同	昭和五年 五月九日	九,八四三	1	1	1	1	1	借替償還	同
鴻池信託 株式會社	昭和五年 五月九日	一四,〇〇〇	1	1	1	1	1	借替償還	同

第二節 國庫補助

當時地方の事業に對し、國庫より國費の補助を爲すべきものとしては、市又は之に隣接する町村に限り、其以外には補助を爲さない方針であつたのである。殊に關東の震災と云ひ、時代の反映としての財政の緊縮と云ひ、一層此の方針は堅持せられてゐたので、容易に其補助は認められさうになつたのである。此の時に當りて、志に一貫した努力を續けられ、最も盡力せられたのは、坂口豊藏氏と坂口氏と親交ある本縣出身都新聞社長大谷誠夫氏とであつた。町長は國庫補助の要求の容れられむが爲に、其諒解を得べく、度々上京したのであるが、其都度坂口氏は常に上京するの勞を厭はないで、しかも私費を以て上京し、其中間に居て之が意志の貫徹を期し、大谷氏と相謀りて、畫策斡旋、大に側面より努力せられたのである。遂に其熱心なる要求は、當局を動かし、漸次に其了解を深め、認識を新にするに至り、爰に政府は當時の方針を變更して、今回新に市に隣接せざ

る以外の町にも補助することとし、青森縣五所川原町と共に、補助指令の發令を見るに至つたのである。是れ全國に於ける國庫より、町村に於ける補助の嚆矢にして、米子町が、其の先鞭たりしことは、寔に幸とすべきであるが、同時に兩氏の努力に負ふ所が多かつたことは忘れてはならないのである。

終に大正十五年三月二十七日付官報を以て、總額十七萬五千圓を、大正十五年度より同三十二年度迄、十八ヶ年度割を以て交付せらるることとなつた。

内務省鳥土第一一號

鳥取縣西伯郡米子町

大正十五年七月一日水第四四六號申請水道費國庫補助ノ件聽届ケ金拾六萬七千圓ヲ別記年度割ニ依リ交付ス

但シ左記ノ通り心得ベシ

昭和二年三月三十一日

内務大臣 濱 口 雄 幸

記

- 一、補助ハ其ノ町水道工事費金七拾萬圓ノ内金六拾七萬五百圓ニ對シ補助スルモノトス
- 二、工事落成シタルトキハ本大臣ニ届出デ完了認定ヲ申請スベシ
- 三、工費ニ剩餘アリタルトキハ第一項補助ノ割合ニ依リ之ヲ返還セシムルコトアルベシ  
工費用材料ニ剩餘アリタルトキハ時價ニ換算シ之ヲ剩餘ト看做ス
- 四、町ハ剩餘ヲ生ジタル工費若ハ工費用材料ヲ處分セムトスルトキハ其ノ處分方法ヲ定メ本大臣ニ稟伺スベシ
- 五、工事豫定ノ通進行セザルトキ又ハ期限ヲ過ギ落成ノ見込ナキモノト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ中止又ハ補助ヲ取消シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルベシ
- 六、補助ヲ爲シタル水道設備ノ廢止若ハ變更ニ因リテ生ジタル不用土地物件アリタルトキハ之ヲ時價ニ換算シ第一項補助ノ割合ニ依リテ補助金ヲ返還セシムルコトアルベシ

記

一金五百圓	大正十五年
一金貳百圓	昭和元年
一金貳百圓	昭和二年度交付額
一金參百圓	昭和三年度交付額
一金貳百圓	昭和四年度交付額

一金五百圓	自昭和五年度毎年度交付額
一金壹千圓	至昭和九年度毎年度交付額
一金五百圓	昭和十年度交付額
一金壹萬圓	昭和十一年度交付額
一金貳萬圓	昭和十二年度交付額
一金參萬九千四百圓	自昭和十三年度毎年度交付額
一金參萬貳千四百圓	至昭和十六年度毎年度交付額
計金拾六萬七千圓也	昭和十七年度交付額
	昭和十八年度交付額

### 第三節 縣費補助

縣費補助の要請に付ても、大正十二年中數次、町長及水道委員等上縣して陳情し熱心なる懇請を重ねたのである。其間町選出の縣會議員兩氏も、地方の大事業たるに顧み應援懇請をせられたけれども、當時震災後の地方財政の緊縮の折とて、終に同年は通常縣會に提案せらるるに至らなかつた。越えて大正十三年一月十一日、町長及水道委員は、上縣して前年來の要請を繰り返し、臨時縣會に發案附議して、決定せられんことを要求したけれども、今回亦提案せらるるに至らなかつた。爾

來本町選出の遠藤光徳雜賀啓太郎兩縣會議員の、多大なる應援を得て、其熱烈なる盡力に依り、水道事業の主要なる大事業たる認識を新にし提案を決意せらるることとなつて、終に大正十三年通常縣會に於て、始て提案可決せられ、大正十四年度より同二十年度迄七ヶ年繼續で、合計十四萬圓の交付を見ることとなつて、左の如く補助の指令を得るに至つたが、本件に關しては、遠藤雜賀兩縣會議員の努力に依る所寔に多く、兩氏は實に本町の爲に、縣會議員たる本分の大半を、此に盡されたかの如き觀があることは、特筆して其盡力を記せねばならぬことである。

鳥取縣受土第二一〇七號

西伯郡米子町

大正十二年六月三十日付申請ニ係ル土木費縣費補助ノ件聽届ケ大正十三年六月十一日內務省一二鳥衛第三號ヲ以テ實施認可ニ對シ左記年度割ニ依リ金拾四萬圓補助ス

大正十四年六月十八日

鳥取縣知事 白 上 佑 吉

記

一金參萬圓

大正十四年度

一金貳萬圓	大正十五年度
一金貳萬圓	大正十六年度
一金貳萬圓	大正十七年度
一金貳萬圓	大正十八年度
一金貳萬圓	大正十九年度
一金壹萬圓	大正二十年度

第四節 水道費指定寄附

當時國家の財政は、著しく緊縮の政策を執られた爲、本町水道事業に對しても、國庫補助の見込殆ど立たず、全然其の望なきに至り、町財政計畫に一大支障を來たすに至つた。是に於いて、其の不足財源は、百方苦心の結果、町内有力家篤志者の寄附に須つこととし、大正十三年一月二十二日開會の町會に於て、其協賛を得、先金八萬五千圓を募集する計畫を立てて、同年九月十二日左の募集員を薦定した。

- |        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 博勞町一丁目 | 山内定次郎 | 西倉吉町 | 遠藤光徳 |
| 内町     | 大原峰太郎 | 道笑町  | 井澤幸市 |

西倉吉町 森 伊兵衛 西町 落合恒雄  
 立町一丁目 池口今藏 中町 佐野善市

右委員は各方面に奔走して交渉し、懇懇懇請の結果、各篤志者の快諾を得て、續々寄附金は豫定額に近からんとするの好成绩を擧げ得たことは、篤志者の了解に依る所多きも、各委員の努力又與りて其效を收め得たのである。今其寄附狀況を表示すれば左の如し。

寄附金總額	納入額	昭和九年十二月一日納額	氏名
三〇、〇〇〇 <sup>圓</sup>	三〇、〇〇〇 <sup>圓</sup>	完	坂口 豐藏
八、〇〇〇	八、〇〇〇	完	名島 嘉吉郎
五、〇〇〇	五、〇〇〇	完	後藤 快五郎
三、〇〇〇	三、〇〇〇	完	山陰電氣株式會社
二、〇〇〇	二、〇〇〇	完	船越 作一郎
二、〇〇〇	二、〇〇〇	完	米子 銀行
二、〇〇〇	一、五〇〇	納	日本製絲株式會社
一、五〇〇	五〇〇	納	山十組米子製絲所
一、四〇〇	一、三三〇	納	益尾 吉太郎
一、二〇〇	四八三、 <sup>圓</sup>	納	木村 吉兵衛
一、〇〇〇	一、〇〇〇	納	中村 藤吉

三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六五〇	六五〇	七〇〇	八五〇	一、〇〇〇	
三〇〇	三〇〇	五〇	三〇〇	一六〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	六〇〇	一四五	六〇〇	六〇〇	六五〇	六五〇	五六一	八五〇	五七〇	
完	完		完		完	完	完	完	完	完	完	完	完	完	完		完		
納	納	二五〇	納	二四〇	納	納	納	納	二〇〇	納	四五五	納	納	六〇〇	納	一三九	納	四三〇	
山陰水産株式會社	大塚友次郎	平野治夫	石賀善五郎	永見吉平	三好豐吉	山陰實業銀行	山陰銀行	安田銀行米子支店	有本松太郎	今井兼文	益尾徳次郎	神庭政七	成田福次郎	近藤英一郎	砂田竹太郎	小西芳太郎	天野芳太郎	油木茂三郎	田村源太郎

### 第四章 用地の買収

六八、六五〇	二〇〇	三〇〇	六四、〇四九、三	二〇〇	三〇〇	四、六〇〇、六	納	納	日東製氷株式會社
									米子營業所
									中國興業銀行

上水道建設に、必要なる用地の買収は、一、水源地・二、送水線路・三、配水池・四、配水線路の四區に分たる。

水源地の位置は、鳥取縣西伯郡車尾村字古池地内にして、日野川の左岸堤防に接続し、其面積は田畑を合して、六千貳百參拾參面坪である。附帯工事として、同用池内を貫流せる古池井手用水路、及皆生水源彌治兵衛開用水路の附替改修を要した。

送水路線は、前項水源地構内、車尾村大字車尾字古池九番字柳堀三百六十七番地先に起り、同村大字觀音寺山頂三十一番字岩崎の千六百八十六番地先に至る、延長五百二十六間にして、此面積田畑及山林を合して、七百八拾五面坪八合を買収した。

配水池は、車尾村大字觀音寺及成實村大字長田に誘る、俗稱觀音寺山頂にして、其面積山林三千六百九十七面坪である。當初の計畫としては、壹千五百面坪の豫定なりしも、將來擴張せらるべき



餘地を見越して豫備地を加へ、山林貳千百九十七面坪を追加して買収した。

配水線路は、前記配水池構内成實村大字長田二十九番下水田七百二十五番地先に起り、同村大字長田四十一番字御領田九百九十八番地先國道十九號路線に至る、延長四百三十間にして、此面積は田畑及山林合して、壹千四百四十四面坪である。

以上の用地を買収せんが爲、當初其の面積の廣大なる水源地及送水線路の、車尾村より開始せんとして、之が買収の交渉順序等に付き、豫め同村長に協議中なりしに、古池井手水路變更に關し、俄然同水利組合の反對起り、而して其結果組合地域内に在る車尾村地主は、不應諾の傾向を生じて交渉進捗せざるやに見えたので、轉じて成實村地内を、先にするの方策を執り、先以て配水池及配水線路の、長田部内地主の集會を依頼し、再回交渉談示したけれども、各地主は突飛なる高價を提唱し、容易に應諾の様子が見えざりに依り、後轉じて最も起工を急ぐ配水池用地、即山林の買収に着手して、用地及樹木補償等個人的に交渉を開始し、熟談の結果、漸く孰も承諾の上、承諾書を徴することを得た。而して水源地及送水線路は、車尾村大字車尾、又同村大字觀音寺の各部落に就きて、部落毎に關係地主を請じ、折衝を重ねた。しかし價格の點に就て、容易に解決せず、困惑一方ならざりしも、同村長有志者等の斡旋盡力に依り、水源地一帯、土地價格一段歩當壹千參拾圓小作補償一段歩當七拾圓を以て、愈茲に其の承諾を得ることとなつた。

其他同村地内送水線路、及長田地内配水線路の用地は、各部落毎に、關係地主を請じて、折衝熟談を重ねたけれども、價格の點に於て、多大の懸隔あり、なかなか纏りもつかず、已むを得ず公用地面徵收の方法を必要とするに至つたが、有志者の調停斡旋に依りて、配水線路に於て二名、送水線路に於て一名を残し、他は土地收用法の適用を爲さず、買収することを得た。

其後、以上の土地收用法適用の二三者に對しては、色々迂餘曲折を経て、漸く圓滿なる解決を了り、其申請書の却下返戻を求めたことである。

## 第五章 工 事

### 第一節 施 工

諸般の準備的工作に勦めたが、愈大正十三年六月十一日、主務大臣より、左の如く施工認可を得た。

内務省一二、烏衛第三號

鳥取縣西伯郡米子町

大正十二年六月二十九日付庶第六七四號申請水道布設ノ件認可ス

大正十三年六月十一日

内務大臣 水野鍊太郎

着手の段取は定つたが、水源地及送水路線の用地買収が、意の如く進行せず、多くの日子を費すに至つたか、遂に十月八日、土地收用事業認定の申請を爲さねばならぬこととなり、直に全體に互りて、起工することを得なかつたことは、甚遺憾とする所であつた。

しかし、十月中水源地並に配水地に、工營倉庫や監督員詰所を建設し、又米子驛前萬能町に、鐵管試験場を設備し、越えて、十一月に入りてより觀音寺山の陸地測量部三角點の移轉を完了した。尋いで、車尾村地内日野川堤防上に、**モルタル**管製作を開始した。かくの如く着々其の準備を進めつつ、十二月三日に至り、配水池に於て、地鎮祭を執行し、堀鑿工事に着手した。而して翌年三月十日、愈起工式を舉行するを得るに至つた。

## 第二節 起工式

大正十四年三月十日午後二時、愈着工の緒を開くを得て、前途の希望輝かしく、水源地内に於て、起工式を舉行することとなつた。先づ祭壇を設けて、西尾町長堀江水道部長貝塚技師以下關係吏員、其他町會議員地主、並に來賓百六十餘名參列し、祭主の修祓を終へて、潔清齋戒嚴かに祭典を執行

した。列席者一同希望に満ちて、前途を祝福し、歡喜の色式場に流れ、まことに盛大に執行せられた。

### 式辭

本日茲ニ米子町上水道起工式ヲ舉行スルニ當リ多數來賓各位ノ貴臨を辱ウシタルハ本町ノ最モ光榮トスル所ニシテ衷心感謝ニ堪ヘザルナリ

由來本町ハ地勢上良水ニ乏シク町民ハ清冽ナル飲用水ヲ得ルノ途ナク日常不良水ヲ飲用シ其ノ衛生ニ悖リ健康ヲ害シ町ノ發展ヲ阻害スル所鮮少ナラズ實ニ上水道敷設ハ町民ノ安危隆替ニ關スル一大喫緊事ニシテ一日モ忽諸ニ付スベカラザル重要案件タリ是ヲ以テ從來町當局又ハ民間事業家ニ於テ之レガ計畫ヲ試ミタルコト一再ニ止マラズト雖適當ナル水源ヲ得ザルト巨資ヲ要スル爲メ荏苒歲月ヲ經過セリ然リト雖時勢ノ進運ト本町年次ノ發展膨脹ハ到底現状ニ晏如タルヲ許サズ大正十一年町是調査會ヲ起シ上水道ノ緊急實施ヲ諮ルヤ滿場一致ノ可決ヲ見町會亦調査費五千圓ヲ即決ス茲ニ於テ直ニ斯道ノ専門家ヲ招聘シテ東ハ宇田川村高井谷南ハ幡郷村坂長ノ湧水ヲ始メ日野川ノ流水成實村日原車尾村古池ノ伏流水ハ勿論鑿井ニ依ル地下水等各方面ニ互リ具サニ調査研究ヲ遂ゲ本水源地ノ伏流水ガ水量豊富水質良好ニシテ本町上水道水源地トシテ最好適ナルノ斷案ヲ得直ニ設計測量ニ着手シ翌十二年六月設計ヲ完了シ愈成案ヲ得タルモ工費ハ實ニ七十萬圓ノ

巨額ヲ要スル本町空前ノ大事業ニシテ町民ノ負擔輕カラズ相當ノ難色アリシガ更ニ慎重熟議ヲ凝セシ町民ノ幸福ト町永遠ノ利益ニ鑑ミ斷然起工スルコトニ決シ同月二十七日起工認可並起債許可ノ稟請ヲ爲スト同時ニ國庫及縣費補助ヲ申請シタリ然ルニ偶々同年九月一日關東地方ノ大震災アリ主務省ニ於テ審議中ナリシ稟請書全部焼失シ加之財界ニ一大變動ヲ來タシ政府ノ財政緊縮方針トナリ國庫補助絶望ノ難關ニ遭遇シ本事業ニ對スル財政計畫ノ變更ヲ餘儀ナクセララルニ到リタルモ國庫補助ノ有無ニ拘ラズ斷行スルコトトシ書類ヲ再製提出セシガ災害後事務ノ輻輳ニ依リ主務省ノ審議著シク遲延シ稟請後一年有餘ヲ經テ漸ク昨十三年六月十日起工認可同七月十六日起債許可ヲ得爾來諸般ノ準備ヲ急ギ用地ノ買収用水問題ノ交渉三角點ノ移轉專用電話ノ架設器械器具諸材料ノ購入鐵管ノ試驗配水池ノ土工ニ着手スル等極力工事ノ進捗ヲ圖リ今ヤ事業ノ全般ニ涉リ着手ノ準備成リ又一面縣費十四萬圓ノ補助確定シ町内篤志家ノ寄付亦略定マリ茲ニ本日ノ吉辰ヲトシテ起工ノ式典ヲ舉グルニ至レルハ誠ニ欣快措ク能ハザル所ニシテ其ノ克ク豫期ノ進捗ヲ見ルニ至リタルハ之レ全ク來賓各位ノ深厚ナル御援助ト町民各位ノ愛町心ノ發露ノ資ニシテ誠ニ感謝感激ニ堪ヘズ茲ニ滿腔ノ誠意ヲ披瀝シテ深甚ナル謝意ヲ表スル所ナリ然リト雖本工事ノ前途尙遠遠ナリ今後益協力一致全力ヲ傾注シテ工事ノ進捗ニ努メ一日モ早ク清冽ナル良水ヲ供給シ以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス

冀クバ官民各位一段ノ指導援助ヲ咨マレザラムコトヲ一言蕪辭ヲ陳ベテ式辭トス

大正十四年三月十日

米子町長 西 尾 常 彦

祝 辭

一本日ヲ以テ米子町水道工事起工ノ式典ヲ舉グルニ至レルハ本官ノ最モ欣幸トスル處ナリ

抑本町ハ近時境築港伯備北線ノ貫通ト相俟テ海陸運輸ノ中樞地ニ位シ日ニ月ニ面目ヲ一新シ山陰ノ大阪トモ稱スベキ縣下重要ナル商工業地トナリシモ由來飲料水及用水ノ不良ニ苦ムコト久シク爲ニ水道ノ施設ハ本町多年ノ懸案ナリシガ曩ニ町會ノ議決スル處トナリ總工費七十萬圓ヲ以テ愈々其ノ工事ニ着手スルノ機運ニ到レルハ本町發展ノ爲寔ニ欣幸ニ不堪處ナリ

惟フニ水道ノ施設タルヤ衛生並防火上緊要ナルハ勿論其ノ他商工業ノ發達ニ資スル所多大ニシテ本施設完成ノ曉ハ本町ノ繁榮期シテ待ツベキモノアラム

希クハ町當局者慎重ナル注意ヲ以テ工事ヲ施行シ速ニ所期ノ目的ノ貫徹ニ努メラレムコトヲ一言所懷ヲ述ベテ祝辭トス

大正十四年三月十日

鳥取縣知事 白 上 佑 吉

祝 辭

一四六

米子町上水道布設計畫成リ茲ニ本日ヲトシテ之ガ起工ノ式典ヲ舉行セラル不肖其ノ席末ニ列スルコトヲ得タルハ最モ光榮トスル所ナリ

凡ソ都市發達ノ要素多岐ナリト雖モ住民ノ保健ノ衛生上直接關係アル飲料水ノ供給設備ノ完全ヲ期スルハ其ノ最モ必須ナル要件ニ屬ス顧フニ本町ハ山陰ニ於ケル交通文化ノ中心地ニシテ殊ニ商工業地トシテ地ノ利ヲ占メ近時其ノ發展著シキモノアリト雖モ從來給水ノ設備ニ缺ゲ其ノ飲料水ハ凡テ井水ニ求ムルモ而カモ鑿水多クハ不良ノ水質ニシテ眞ニ飲料ニ適スルモノ尠ク河水亦常ニ溷濁シテ一般ノ用水ニ適セズ加フルニ輓近町ノ發展ニ伴ヒ衛生防火其ノ他一般産業ノ振興上斯業遂行ノ一日モ忽カセニスベカラザルノ機運ニ際會シ大正十一年町是調査會ニ於テ之ガ急施ヲ議決シ此ニ本町多年ノ宿望ヲ實現セムトシ爾來之ヲ企畫遂行ニ盡瘁シ客年六月遂ニ本省ノ認可ヲ得各般ノ準備ヲ整へ本日ヲトシ之ガ起工ノ式典ヲ舉ゲラル、ニ到ル誠ニ慶賀ニ堪へザル所ナリ庶幾ハ本町諸士益々奮起シ一致協力此ノ一大事業ヲ完成シ以テ豫期ノ效果ヲ收メ町民永遠ノ福祉ヲ増進セラレムコトヲ

大正十四年三月十日

西伯郡長 眞野庄太郎

祝 辭

茲ニ本日ノ吉辰ヲトシテ米子水道水源地起工式ヲ舉行セラル不肖其席末ニ列ス眞ニ光榮ノ至リニ堪へズ惟フニ水ノ生活ニ最モ必要ニシテ殊ニ飲料水ノ良否ガ直接吾人ノ生命ニ及ボス影響ノ大ナルハ敢テ言ヲ要セザルナリ翻テ考フルニ我が米子町ノ飲料水ハ水質極メテ不良ニシテ一二ノ例外ヲ除ケバ殆安心シテ使用スルヲ得ズ一般町民ノ之ガ保健ノ上ニ甚ダ憂慮スルコト多カリキ然モ近時著シク發展シテ將ニ市制ヲ布カムトスルノ機運ニ際會セル我が米子町民ガ斯ル重大問題ヲ忽諸ニ付スルハ全ク町發展ヲ阻害スルモノトナスノ聲高ク遂ニ大正十一年度ニ之ガ計畫ヲ發表セラシ、ヤ全町民舉テ蘇生ノ喜ヲ抱キタリキ爾來年餘各地ニ好適ノ水源地ヲ索メテ此處ニ日野川伏流水ヲ發見シ其水質優良ニシテ加フルニ量ノ至ツテ豊富ナルヲ確メタリト雖其ノ實現ニ當リテハ幾多ノ支障ト曲折トヲ免レザリキ然レドモ熱烈眞摯ナル町理事者ノ態度ハ地方有志ヲ動カシ縣當局ノ多大ナル同情ヲ得此ニ多額ノ寄附金ト縣費ノ補助トヲ仰グヲ得テ町民ガ多年望ンテ止マザリシ水道ノ起工式ヲ舉グルノ運ニ至レリハ誠ニ慶福ノ至リニ堪へズ願クハ今後一層ノ努力ヲ以テ一日モ早く之ガ完成ヲ告ゲ以テ我が町民ガ盡ク生命ノ源泉ニ觸レテ其ノ惠ニ生クルヲ得バ管ニ我等ノ喜ナラズ是レ後世子孫ノ爲メ永遠ノ幸福ト云フベク町ノ發展モ今後著シク其ノ趣ヲ改ムルニ至ルベシ茲ニ聊カ蕪辭ヲ述ベテ多大ノ勞ヲ執ラレシ當事者並ニ後援者ニ感謝ノ意ヲ表シ併セテ祝辭ト

一四七